【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年７月31日
【計算期間】	第８期（自　平成26年２月１日　至　平成27年１月31日）
【ファンド名】	マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型 ファンド ３ （Man Global Multi－Strategy Principal Protected Fund 3）
【発行者名】	ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター　寺　脇　　恒
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ Ｌ－1150、 アーロン通り 287－289番 （287－289, route d'Arlon, L－1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　大　西　信　治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　大　西　信　治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、平成27年５月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝123.73円）による。

（注２）マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンドの受益証券（以下「ファンド証券」ということがある。）は米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは、２月１日に始まり１月31日に終わる期間を指す。ただし、第１会計年度は平成19年４月２日に始まり平成20年１月31日に終了した期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、平成19年４月２日付信託証書（平成21年２月25日付および平成27年７月９日付補遺信託証書により修正済）に従って同日付で設立されたユニット・トラストである。

ファンドの投資目的は、中期的な投資により、リスク調整された着実な値上がり益を投資家にもたらすことである。運用実績については保証されておらず、過去の実績または予想実績は、将来の実績を必然的に導くものではない。

ファンドにおける信託金の最低限度額は、2,000万米ドルである。

平成21年５月４日現在、ファンドは、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

② ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）は、ファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。各受益者は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）を通じて管理会社に書面により通知することにより、毎取引日（別紙「定義」を参照のこと。）において、管理会社にそのファンド証券の買戻しを請求することができる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券の一口当たり純資産価格を参照して計算される。

（２）【ファンドの沿革】

昭和49年４月11日	管理会社設立
平成19年４月２日	信託証書締結
平成19年５月21日	日本におけるファンド証券の募集開始
平成19年６月29日	ファンドの運用開始
平成21年２月25日	補遺信託証書締結
平成26年７月22日	副管理会社（エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ）の任命
平成27年７月９日	補遺信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

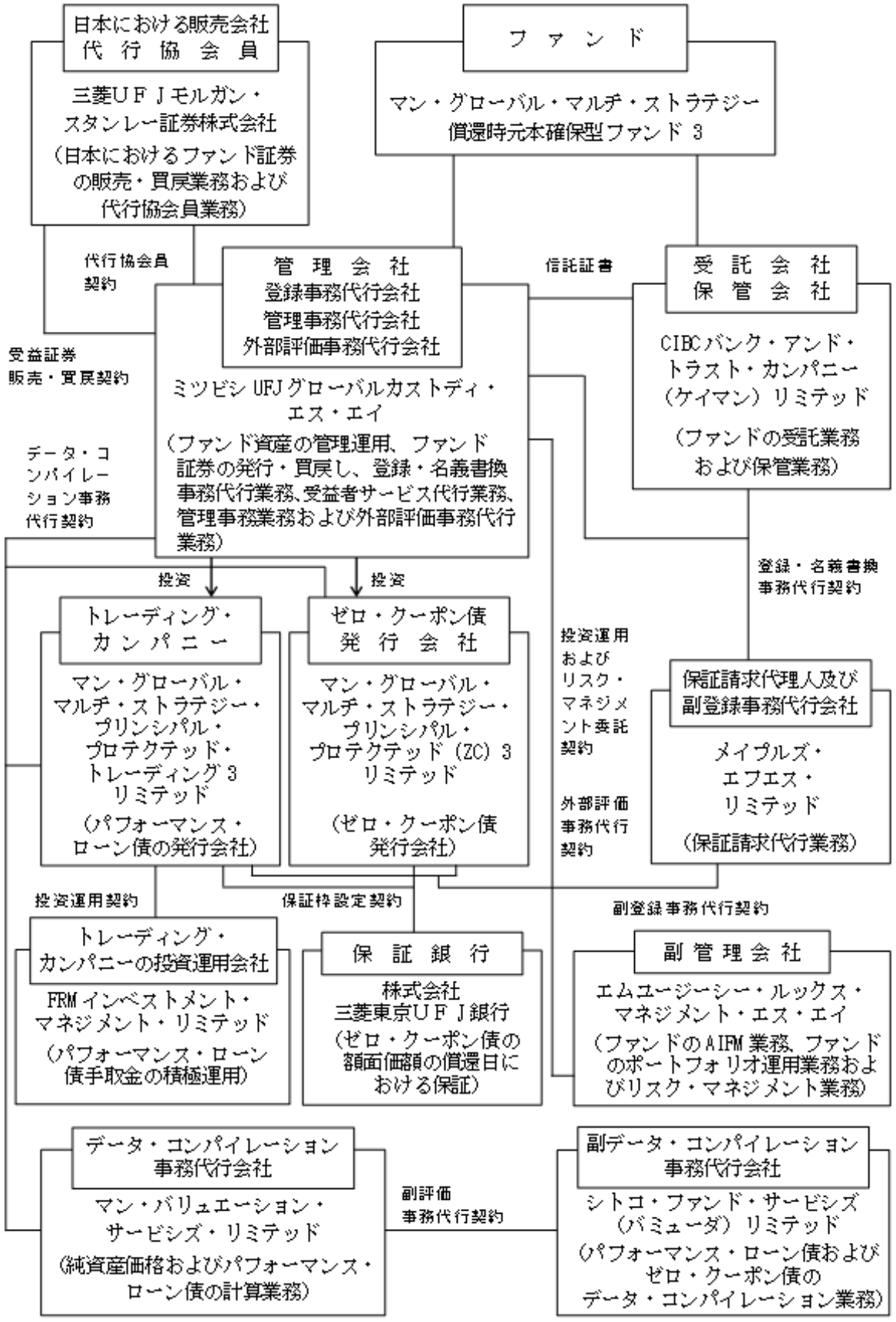

②　管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名　称	ファンド運営上の役割	契約等の概要

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）	管理会社 登録事務代行会社 管理事務代行会社 外部評価事務代行会社	平成19年４月２日付で信託証書（平成21年２月25日付および平成27年７月９日付補遺信託証書により修正済）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定している。平成19年４月３日付で登録・名義書換事務代行契約（平成24年11月29日付修正済）（注１）を受託会社および保証請求代理人と締結。同契約は、登録・名義書換事務代行業務および管理事務代行業務について規定している。平成26年７月28日付で外部評価事務代行契約（平成26年７月22日効力発生）（注２）を副管理会社と締結。同契約は、副管理会社が管理会社をファンド資産の外部評価事務代行会社として任命する旨を規定している。
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー （ケイマン）リミテッド （CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）	受託会社 保管会社	平成19年４月２日付で信託証書（平成21年２月25日付および平成27年７月９日付補遺信託証書により修正済）を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の受託・保管について規定している。
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ （MUGC Lux Management S.A.）	副管理会社	平成26年７月28日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（平成26年７月22日効力発生）（注３）を管理会社と締結。同契約は、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
マン・バリュエーション・ サービシズ・リミテッド （Man Valuation Services Limited）	データ・コンパイレーション事務代行会社	データ・コンパイレーション事務代行契約（平成26年７月22日効力発生）（注４）を管理会社、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社との間で締結。同契約は、外部評価事務代行会社としての管理会社に評価事務に関する支援を提供することを規定している。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成19年４月24日付で管理会社との間で代行協会員契約（平成27年７月29日付変更契約書により修正済）（注５）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 平成19年４月24日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注６）を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注１）登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。
（注２）外部評価事務代行契約とは、副管理会社が管理会社をファンド資産の外部評価事務代行会社として任命することを約する契約である。
（注３）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、ファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行うことを約する契約である。
（注４）データ・コンパイレーション事務代行契約とは、管理会社が外部評価事務代行会社としての資格において、データ・コンパイレーション事務代行会社より評価事務に関する支援を受けることを約する契約である。
（注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券の一口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
（注６）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③　管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年４月11日に設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

（ハ）資本金の額（平成27年５月末日現在）

払込済資本金の額　　37,117,968.52米ドル（約46億円）
発行済株式総数　　1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。
ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ニ）会社の沿革

昭和49年４月11日	設立
平成18年１月１日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更
平成19年４月２日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ホ）大株主の状況

（平成27年５月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

①　準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改訂）により改訂済）（以下、併せて「ケイマン規則」という。）により規制されている。

②　準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法および判例法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定されたケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成31年５月31日に終了する。

ケイマン諸島信託法において特定の要件は定められていないが、免税信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することを慣行として推奨されている。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（ハ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改訂）により改訂済）

ケイマン規則は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。

ケイマン規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わねばならない。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、その証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、一般投資家向け投資信託の有価証券を準備するかまたは確実に準備されるようにし、一般投資家向け投資信託の有価証券の引換交付または名義書換のための便宜を提供するかまたは提供を確保し、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネーロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表３の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表３の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。ケイマン規則上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するため、一般投資家向け投資信託によりまたは一般投資家向け投資信託のために任命された事業体のことであるが、かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから６か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

①　ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

（ｉ）弁済期に債務を履行できないこと、または履行できないであろうこと。

（ii）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（iii）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

（iv）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

（ｖ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

－ ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則

－ 金融庁法（2013年改訂）

－ マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）

－ 認可条件

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング（Ernst＆Young）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、英国において一般に認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、毎年７月31日までには同年１月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（ａ）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（ｂ）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ｉ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ii）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（ａ）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ｂ）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の６か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

（ａ）すべての旧名称を含むファンドの名称

（ｂ）投資者により保有されている各組入証券の純資産総額

（ｃ）前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率

（ｄ）純資産総額

（ｅ）当該報告期間の新規募集口数および価額

（ｆ）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額

（ｇ）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（ａ）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ｂ）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年１月31日である。第一回の年次財務書類は、平成20年１月31日までの期間について作成される。会計書類は、英国で承認されている国際財務報告基準またはその他の会計原則に従って作成される。会計年度末から６か月以内で、毎年の年次受益者総会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。受益者は、受益証券勘定の純資産総額、発行済受益証券口数、一口当たり純資産価格および前月の各投資戦略に関するトレーディング・カンパニーの取引活動に関する報告の記載された月次報告書を入手することができる。ファンドは、これらの報告書および通知をマンのウェブサイトにおいて電子形式で開示し、特別の請求がある場合にのみ報告書および通知を送付するものとすることができる。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

ａ．金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

ｂ．投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付する。

ホームページ アドレス http://www.sc.mufg.jp/

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第４条(１)(ａ)における「規制された投資信託（regulated mutual fund）」の定義に該当し、したがって、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許を所持している。ファンドはまた、ケイマン規則を遵守している。ケイマン規則のパートⅧは、英文目論見書について開示要件を規定している。英文目論見書は、ミューチュアル・ファンド法およびケイマン規則にしたがって、CIMAに提出されている。

規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示するこ

とができる。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することがある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

Ⅰ．投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、中期的な投資により、リスク調整された着実な値上がり益を投資家にもたらすことである。運用実績については保証されておらず、過去の実績または予想実績は、将来の実績を必然的に導くものではない。

当初投資の仕組み

受益証券の募集金額の一部は、募集期間終了時に、ファンドのために受託会社により、マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）３リミテッド（Man Global Multi－Strategy Principal Protected（ZC）3 Limited）（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という。）が割引発行するゼロ・クーポン債の買付け（償還時元本確保運用）に充当され、一方、初期費用を控除後のファンドの残余資産は、マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング３リミテッド（Man Global Multi－Strategy Principal Protected Trading 3 Limited）（以下「トレーディング・カンパニー」という。）が割引発行するパフォーマンス・ローン債の買付け（積極運用）に充当される。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、ケイマン諸島会社法（2013年改訂）に基づき、有限責任の免税会社として平成19年３月９日に設立された。

設立時において、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の授権株式資本は、それぞれ、券面額１米ドルの普通株式50,000株により構成される50,000米ドルであった。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ普通株式1,000株を、バミューダの法律の下でコーダン・トラスト・カンパニー・リミテッド（Codan Trust Company Limited）が締結した平成17年12月14日付信託約款にしたがって設立された特定目的信託である、マスター・マルチ・プロダクト・パーパス・トラスト（Master Multi－Product Purpose Trust）の受託会社としての地位を有するコーダン・トラスト・カンパニー・リミテッド（Codan Trust Company Limited）によりその株式を保有される、バミューダの免税会社であるマスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッド（Master Multi－Product Holdings Ltd.）に対して発行され、また同社により継続的に保有される。普通株式は100％の議決権を有する。

パフォーマンス・ローン債の申込手取金は、トレーディング・カンパニーにより、後記「Ⅱ．投資手法」に詳述されている各種の投資手法に充当され、一方、ゼロ・クーポン債の発行手取金は、ゼロ・クーポン債発行会社により、後記「元本確保」に詳述されている元本確保のために確保される。後記「プロフィット・ロックイン構造」に詳述されているとおり、償還日にゼロ・クーポン債について支払われる金額は、追加金額分により増額されることがある。償還日にゼロ・クーポン債について支払われる金額は、後記「保証」および「プロフィット・ロックイン構造」に詳述されているとおり株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（The Bank of Tokyo－Mitsubishi UFJ,Ltd.）（以下「保証銀行」という。）により（保証状の要項および同要項に記載されている規制および制限に従い）保証される。

本書における各投資手法へのファンドの投資に関する説明は、ファンドのために受託会社が、トレーディング・カンパニーによって発行されるパフォーマンス・ローン債を保有することを通じて行われる投資と解されるべきである。

マルチ・ストラテジー戦略

単一のビークルであるファンドを通じて、マンの多様な投資戦略への投資機会が提供される。

ファンドは、市場の上昇中・下落中の如何を問わず一貫した運用実績の達成を目指すことを可能とする、各種投資戦略で構成され高度に分散された、機動的なポートフォリオを運用することにより、その投資目的の達成を図る。ファンドの受益者は、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（FRM Investment Management Limited）が厳選した各種の投資戦略への、トレーディング・カンパニーによる投資運用からもたらされる（信用枠の下でのレバレッジ返済後の）ネットの投資収益を受け取ることとなる。

投資戦略は、当初、以下の５種類の投資手法に分類することができる。

（ａ）イベント・ドリブン戦略

（ｂ）グローバル・マクロ戦略

（ｃ）レラティブ・バリュー戦略

（ｄ）株式ヘッジ戦略

（ｅ）マネージド・フューチャーズ戦略

相互補完的な投資手法と投資運用者の均衡を保つための機動的な入替えは、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの投資運用チームが担当する。

ファンドの投資目的を達成するために、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの資産を上記の投資手法とは異なる投資手法に配分することができる。

投資配分

ファンドは、トレーディング・カンパニーにより発行されたパフォーマンス・ローン債への投資を通じて、受益証券の当該時点の純資産総額の約150%の投資配分を目標とする。

投資運用会社の裁量により、受益証券が発行された日から３か月後までに、目標投資配分が達成される予定である。投資運用会社がすべての新しい投資商品について用いるこの投資手法は、さらなるリスク管理と投資の初期段階における安定性とを構築することを企図されている。

投資運用会社は、目標とする投資配分を維持するために必要となる十分なトレーディング・キャピタルが存在することを確保するため、ファンドを継続的に観測する。トレーディング・キャピタルが当初の水準よりも相当程度減少した場合、長期的な投資目的を達成するためにファンドが最良の状態におかれていることを確保するため、残りのトレーディング・キャピタルを保護する目的で、積極的に投資配分に対する管理を行う場合がある。市況が変化した場合、投資運用会社は、ファンドのリターンとボラティリティを維持するために、上記の投資配分の目標を変更する場合がある。

目標投資配分を達成するために、トレーディング・カンパニーは、金融機関や投資ビークルと共に、信用枠を含む様々な取決めを活用することができる。かかる取決めは、特定の状況において、投資戦略への投資配分を減額することを要求する条項を含むことがあり、また、特定の状況においては、かかる取決めの期限前解約に関する規定を含むこともある。

すべての信用枠に基づくレバレッジ残高の上限は、いずれの一時点においても、当該時点の純資産総額の75%またはトレーディング・カンパニーの取締役が随時同意するその他の金額となる予定である。

独立した第三者による信用枠の規定に加えて、信用枠（そのすべてまたは一部）は、マン・グループ内の一もしくは複数の法的主体および／または保証銀行もしくはその一関連会社により提供されることができる。トレーディング・カンパニーは、直接または間接的に、信用枠、社債の発行、デリバティブ商品およびレバレッジ商品を含む、様々な種類の信用または金融のアレンジを利用するビークルに対して投資することができる。

また、トレーディング・カンパニーは、短期的流動性ニーズを満たすために、担保付または無担保の流動性ファシリティを活用することもできる。かかる流動性ファシリティ（そのすべてまたは一部）は、独立した第三者、マン・グループ内の一もしくは複数の法的主体または保証銀行もしくはその関連会社により提供されることができる。

多くのヘッジファンド戦略が平成19年７月以降に直面した厳しい市況に起因して、またその慎重なリスク管理方針に従い、投資運用会社は、決定的な措置の実施を決定し、平成20年11月１日から、ヘッジファンド・ポートフォリオへの投資配分をゼロに削減した。当該時におけるかかる措置は、残りのトレーディング資産の保護を策定したものであり、市況が安定した時点でヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を再び行う予定であった。

投資運用会社は、継続的な視点をもって商品に関する投資状況を維持していた。平成21年初頭、投資運用会社は、ヘッジファンド・ポートフォリオに投資配分を戻すだけの投資機会はないと判断し、ファンドの残余資産について、ゼロ・クーポン債および現金に対し各商品の満期日まで投資し続けなければならず、かかる投資によって投資者への当初投資額を全額払い戻すことができると判断した。

平成21年５月現在、ファンドは、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

元本確保

ファンドのための投資運用は、元本確保の仕組みに基づいて行われる。ゼロ・クーポン債発行会社がファンドのために受託会社に対して割引発行する各ゼロ・クーポン債には、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の保証状による元本保証が付されている。かかる保証状には、保証銀行が、ゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対し、保証要項に基づき、償還日現在で発行済みかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、償還日に当該ゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）の100%および追加額を支払う義務を遂行することを保証する旨規定されている（注）。ゼロ・クーポン債発行会社は、ゼロ・クーポン債の発行手取金の全額または大部分を、保証状に基づく保証銀行の債務全額に関する担保を保証銀行に提供するために充当する。ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために受託会社により引き受けられるゼロ・クーポン債の総発行数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の100%相当とする。ファンドは、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも100%の償還を達成することを目標とする。

（注）保証状の要項に従う。保証状の重要な規定の要約は、後記「Ⅲ．保証および保証銀行」の項に記載されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債または償還日より前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の恩恵を受けることはない。

信用枠またはデリバティブ商品といった多様なアレンジを活用することにより、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの目標とする投資配分ならびに上記および投資配分の項の元本確保の方針を達成できる可能性がある。しかしながら、トレーディング・カンパニーの純資産が一時的または恒常的に一定の制限を下回った場合、投資戦略への投資配分は、大幅に削減される可能性がある。詳細については、後記「３　投資リスク（１）リスク要因」の項を参照のこと。

プロフィット・ロックイン構造

ゼロ・クーポン債は、本書において以下に詳述されるプロフィット・ロックイン構造の恩恵も受ける。プロフィット・ロックイン構造は、ゼロ・クーポン債の償還時にゼロ・クーポン債発行会社により支払われる金額およびゼロ・クーポン債に関する保証額を増額するために、保証額の増額の提案に関する管理会社および保証銀行の事前の同意を得て、受託会社がゼロ・クーポン債発行会社に対し、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき受託会社が受領したクーポンを支払うことを可能とする。

パフォーマンス・ローン債勘定に帰属する新規純運用収益の一部は、トレーディング・カンパニーが運用収益をあげたこと、すなわちトレーディング・キャピタルの許容度を条件として、投資運用会社と保証銀行の同意を得て、パフォーマンス・ローン債の発行要項に基づき、ファンドのために行為する受託会社に対してクーポンを支払うことができる。受託会社は、管理会社および保証銀行の同意

が付与されることを条件として、上記クーポンの支払を受けた額を、ゼロ・クーポン債発行会社が追加の適格担保（ゼロ・クーポン債発行会社から担保保管会社に移転され、保証銀行に差し入れられるもの）を購入する原資として、ゼロ・クーポン債発行会社に対して支払う。かかる適格担保の差入れの後、保証銀行は、受託会社、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社および登録事務代行会社に対して、書面により、各ゼロ・クーポン債についての保証額の増加額を証明し、これに伴い、ゼロ・クーポン債発行会社がゼロ・クーポン債に基づき支払うべき金額も増額される。受益者は、登録事務代行会社から、保証銀行による、かかる証明書の写しを入手できる。保証額の増額は、管理会社により、プロフィット・ロックイン実行後の月次報告書により、通知されるが、受益者は、保証額の増額の証拠として、保証銀行による上記の証明書のみに依拠できる。

ゼロ・クーポン債発行会社は、プロフィット・ロックインの条項に従い、追加の適格担保を買い付けることができる。これに代えて、トレーディング・カンパニーは、新規純運用収益の一部を長期預金とすることができ、この場合、預金額はプロフィット・ロックインおよび保証の対象とはならない。

投資運用会社は、現時点では、トレーディング・カンパニーの取締役に対し、パフォーマンス・ローン債の保有者としてファンドのために行為する受託会社にクーポンを支払うことを推奨する意向である。ただし、

（ｉ）パフォーマンス・ローン債勘定に帰属するトレーディング・カンパニーの新規純運用収益が純資産総額の10%程度増加したと投資運用会社が判断する場合で、かつ

（ii）各会計年度末現在のパフォーマンス・ローン債勘定に帰属するトレーディング・カンパニーの運用収益（過年度の損失控除後）に基づくこととする。

新規純運用収益のみが本目的のために用いられ、疑義の回避のため、新規純運用収益は、クーポンの支払が行われる場合にのみ考慮されるものとする。投資運用会社は、現時点では、下記に記載される通り、適格担保を追加購入するための十分な金額のクーポンを支払うことをトレーディング・カンパニーの取締役に推奨する意向であり、また、トレーディング・カンパニーの取締役はこれを支払う予定である。

管理会社による相反する推奨がない場合には、受託会社は、現時点では、パフォーマンス・ローン債に関するクーポンの支払について、償還時点での価値がトレーディング・カンパニーの新規純運用収益（過年度の損失控除後）の50%にほぼ相当する適格担保の購入のためにゼロ・クーポン債発行会社により活用されると考えている。

ただし、管理会社は、かかる状況において、パフォーマンス・ローン債に関するいかなるクーポンも支払われないこと、よって、プロフィット・ロックインは、実行されないこと、また、適格担保も追加購入されないことを推奨することもある。

現時点では、保証銀行は、保証枠設定契約の要項に従い、プロフィット・ロックインの条項に従い、ゼロ・クーポン債に関する保証額の増額に同意することを意図している。しかし、保証銀行は、その絶対的裁量において、保証額の増額に関する一切の提案を拒否する権利を有する。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社

受託会社は、ファンドのために、管理会社の同意および助言を得て、（ｉ）トレーディング・カンパニーにより受託会社に対し発行されるパフォーマンス・ローン債および（ii）ゼロ・クーポン債発行会社により受託会社に対し発行されるゼロ・クーポン債に投資する。

ゼロ・クーポン債の購入およびファンドの設立費用（後記「４.手数料等及び税金」の項に記載される。）の支払のために必要な金額の控除後、受益証券の発行手取金の未使用残高は、トレーディング・カンパニーにより発行されるパフォーマンス・ローン債の買付申込みに使用される。トレーディング・カンパニーは、かかる申込金を、信用枠に基づき借り入れた資金と共に後記「Ⅱ．投資手法」の項に記載されている投資戦略への投資額を得るために使用する。

各パフォーマンス・ローン債には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し比例する持分権が表章されている。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、いずれの取引日においてもパフォーマンス・ローン債が償還可能であることが規定されている。これにより、受託会社は、受益者からの買戻請求があった場合に受益証券を買い戻す受託会社の義務履行を可能にするために、いずれの取引日においても適切な数のパフォーマンス・ローン債の償還を請求することができる。パフォーマンス・ローン債は、償還日に支払期日を迎え満期となる。パフォーマンス・ローン債の発行要項には、プロフィット・ロックイン構造の実行のため、受託会社に対し随時支払われる利払いについて規定されている。

各ゼロ・クーポン債は、ファンドのために受託会社に対しゼロ・クーポン債発行会社により割引発行される。各ゼロ・クーポン債は、償還日前に償還、買戻しまたは取消しが行われない限り、償還日にゼロ・クーポン債発行会社によりゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）に追加額を加算し償還される。

各ゼロ・クーポン債は、保証銀行の保証状付きで発行される。保証状には、その要項に従い、保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社が受託会社に対し、償還日現在で発行済みかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、償還日にかかるゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）の100%と追加額を支払う義務を遂行することを保証する旨規定されている（注）。

ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総発行数は、ファンドにより発行される受益証券の口数の100%相当とする。これにより、ファンドは、受益者に対し償還日において受益証券の当初投資額の少なくとも100%の償還を達成することを目標とする。

ゼロ・クーポン債発行会社は、重要契約（保証枠設定契約を含むがこれに限られない。）の条項に基づき、その行為に関し相当の制限を受ける。

（注）保証状の要項に従う。保証状の重要な規定の要約は、後記「Ⅲ. 保証および保証銀行」の項に記載されている。償還日において発行されていないゼロ・クーポン債または償還日より前に償還されたゼロ・クーポン債は、保証の恩恵を受けることはない。

管理事務、委託売買および助言業務

トレーディング・カンパニーは、トレーディング活動に関して決済業務を提供する多くの先物委託売買会社を任命することができる。マン・グループの一員であるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（Man Investments AG）は、トレーディング・カンパニーに対する取次ブローカーに任命されており、トレーディング・カンパニーに適切な先物委託売買会社を推薦してかかる関係を積極的に管理すること、適切な業務水準および多様な適任の先物委託売買会社を確保する責任を負っている。

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド（Man Valuation Services Limited）は、データ・コンパイレーション事務代行契約に従い、管理会社、ファンド、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーに対してデータ・コンパイレーション事務代行業務および会計業務を提供する任務に任命されている。

受託会社は、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）を、登録・名義書換事務代行契約の要項に従いファンドの登録事務代行会社に任命している。登録事務代行会社は、いかなる受益者サービス代行会社にも、または受託会社の承諾を得て第三者に、その任務を委託することができる。

登録事務代行会社の任務には、ファンドの登録簿の維持とかかる登録簿への記入が含まれるが、これらに限定されない。

メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のそれぞれに対して登録事務業務を提供する副登録事務代行会社に任命されている。

登録・名義書換事務代行業務に基づく任命に従い、保証請求代理人としての資格で行為するメイプルズ・エフエス・リミテッドは、保証請求証書の要項に基づき、保証状に基づく請求の実行および保証状に基づく請求に関して支払われるべき金銭の分配に対して受託会社の代理人として行為する義務を負う。

信託証書に基づき、管理会社は、受託会社が認めた者（受託会社自身を含む。）に対して、その役割および機能を委託することができるが、受益証券の募集と発行に関しては、その役割を委託することができない。

Ⅱ．投資手法

投資手法

トレーディング・カンパニーが発行したパフォーマンス・ローン債を、受託会社がファンドのために保有することにより、受益者は、投資戦略への資産配分を通じてトレーディング・カンパニーが獲得した（信用枠の下でのレバレッジ返済後の）投資純利益を享受することとなる。

投資スタイル

トレーディング・カンパニーのポートフォリオは、各種の資産クラスおよび金融商品を駆使して実行される、定量的、定性的、かつ、広範囲の投資戦略に分散投資される。投資戦略は、５種類の運用手法に大別される。

イベント・ドリブン戦略

イベント・ドリブン戦略は、通常、スピン・オフ、合併・企業買収、破産再生、資本再構成および自社株買い等の株価に大きな影響を与えるようなイベントが創出する機会を利用する投資戦略で構成される。当該投資戦略は、アクティビスト・ドリブン戦略に加えスペシャル・シチュエーション戦略、ディストレスト証券戦略で構成される。投資対象には債券およびオプションのほか普通株のロング／ショート、優先株のロング／ショートが含まれる。イベント・ドリブン戦略の目的は、広範な市場の全体的な方向性に左右されることなく、積極リターンを生み出すことにある。

グローバル・マクロ戦略

グローバル・マクロ戦略は、世界各国または各地域における政治、経済情勢の変化に起因する非効率な市場における価格の歪みを発見するために、マクロ経済や金融状況に関するトップ・ダウン分析を採用する投資戦略で構成される。当該戦略は、体系的バイアス、裁量的バイアスの両方を用いたマクロ取引手法に重点を置いている。グローバル・マクロ戦略のマネジャーは、先進国市場、新興市場の両方に取引の機会を見出す。当該戦略は、各国またはグループ別の国々における証券、金利、コモディティおよび通貨に対するネット・ロング／ショート・エクスポージャーを伴うことがある。当該戦略は、通常、従来の資産クラスや、他のヘッジ・ファンド手法から独立したリターンを生み出す。

レラティブ・バリュー戦略

レラティブ・バリュー戦略は、同一市場内または異なる市場間において関連性のある証券の価格の歪みに乗じて利益を追求する投資戦略で構成される。当該戦略は、割安な資産を買い建てる一方で割高な資産を売り建てることにより、当該資産間の価格の変動に起因する収益獲得の機会を追及する。当該戦略のパフォーマンスは、一般的に、取引が行われる市場に対し、低い相関およびベータを示すことが想定される。この種の戦略の目的は、いかなる市場環境においても相対的にボラティリティーを低めに抑えつつ、一貫したリターンを実現することである。

株式ヘッジ戦略

株式ヘッジ戦略は、ヘッジ・ファンド業界の最大の投資スタイルのセグメントである。各種株式およびセクターのパフォーマンスの相違によって、世界中の先進市場および新興市場における一連の収益獲得の機会を見出す。株式ヘッジのマネジャーは、主に、それぞれ割安または割高であると判断する公開取引株式においてロング・ポジションおよびショート・ポジションを取ることによって収益の

獲得を追求する。投資戦略は、成長株またはバリュー株、特定の地域または業種に重点を置いたものとなることがある。マネジャーは、市場リスクに対する自己のエクスポージャーを中和し、または一貫したもしくは変動するロングもしくはショートの純エクスポージャーを採用しようとすることがある。株式ヘッジ・ファンドは、一般的に、著しく低いリスク水準は別にして、グローバル・エクイティへの分散投資の長期的リターンに相当する高パフォーマンスの達成を追求する。

マネージド・フューチャーズ戦略

マネージド・フューチャーズ戦略には、国債、株式指数、通貨、短期金利、およびコーヒー、原油または金といった現物商品の先物およびデリバティブを取引する投資信託が含まれる。投資戦略は、主に、システマティック戦略および裁量的戦略の２種類に分類される。システマティック・マネージド・フューチャーズ戦略には、定量的な枠組み内の過去の価格データを使用して将来の価格変動を予測する長期的なトレンド追随アプローチが含まれる。マネジャーの中には、短期的なシステマティック取引戦略を実行するマネジャーもいる。一任運用戦略を活用するマネジャーは、ファンダメンタルおよびテクニカルな市場分析の両方を用いたオポチュニスティック戦略を適用する。マネージド・フューチャーズ・ファンドは、市場において明らかな上昇または下落の価格変動が見られる場合に成功する傾向がある。マネージド・フューチャーズ・ファンドは、その他のヘッジ・ファンド・スタイルや従来型の資産クラスとの相関関係が全体的に低いため、有益な分散投資の可能性を提供する。

上記の投資スタイルを実行するための投資戦略および投資スタイルの一覧は、すべてを網羅したものではなく、随時変更される可能性がある。したがって、投資運用会社は、投資目的達成のため、上記の投資スタイルの一つまたは複数への資産の配分の全部または一部を削減し、上記の範疇には含まれない新しい投資手法を採用することができる。また、投資運用会社が、個々の投資スタイルまたは他の投資手法の構築および管理を、傘下マネジャーまたは外部運用マネジャーに委託することもある。かかる運用の構成および特徴は、将来、変更される可能性がある。

受益証券の投資配分の増加

ファンドは、トレーディング・カンパニーを通して投資することにより、投資配分の上限を、受益証券の当該時点の純資産総額の150%程度とすることを目標とする。

平成21年５月４日以降、ファンドは、投資運用会社の推奨に基づきかつ受託会社による承認に従い、ヘッジファンド・ポートフォリオに対する投資配分を恒久的にゼロまで削減し、すべての現存する投資元本を保証証書および／または現金で保有している。

＜ファンドの投資対象＞

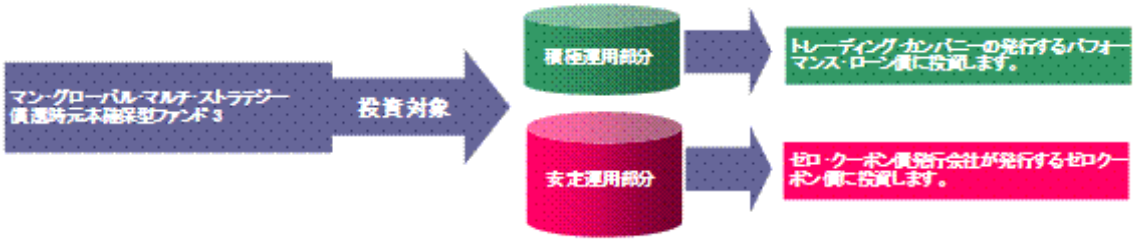

（積極運用部分）

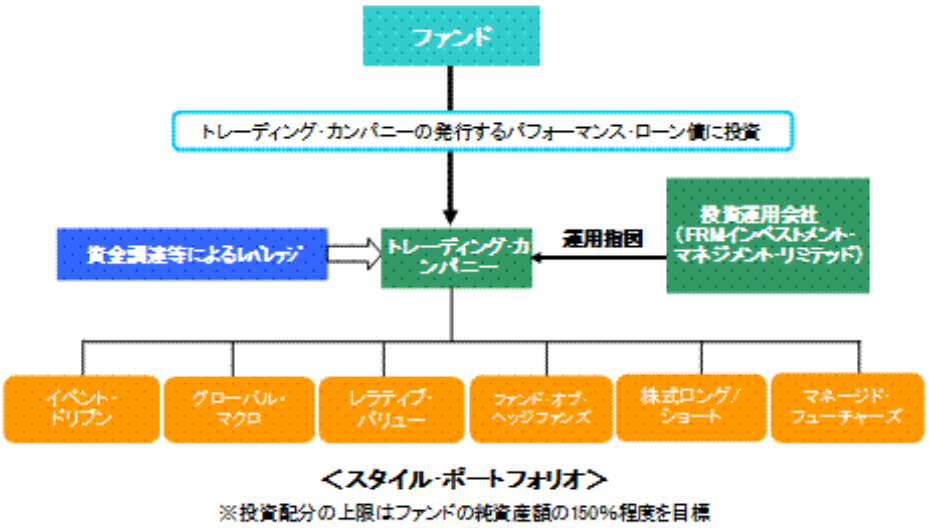

＜スタイル・ポートフォリオ＞

※投資配分の上限はファンドの純資産額の150%程度を目標

（安定運用部分）

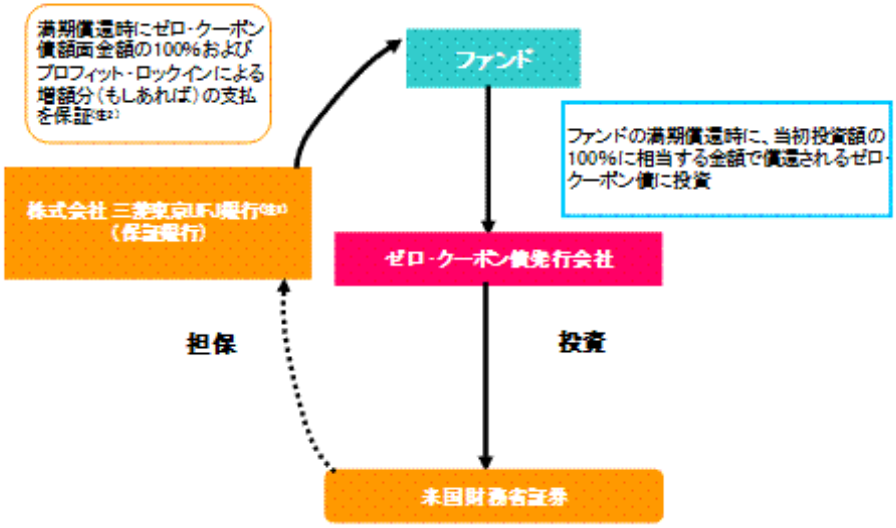

（注１）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が発行した他の長期債券は、2013年12月31日現在、ムーディーズ社よりAa3、スタンダードアンドプアーズ社よりA+の格付を取得している。

（注２）保証銀行は、ゼロ・クーポン債額面金額の100%にあたる金額の満期償還時における支払を保証する。運用益が生じた場合、一定の手続を経て保証額を増額することがある。

＜満期償還時のイメージ図＞

（ケース1）積極運用部分における運用収益がプラスであり、かつ、プロフィット･ロックインによって確保された収益を上回ったと仮定した場合

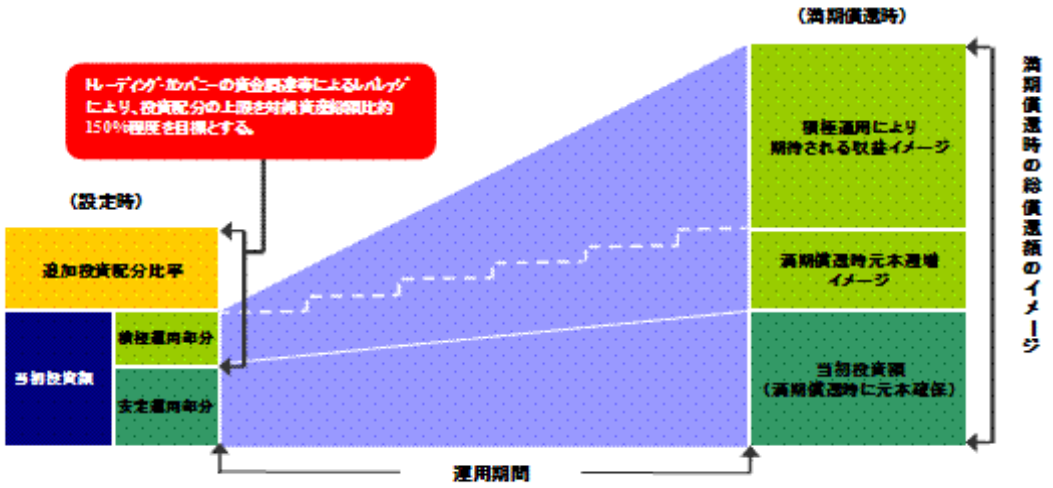

（ケース2）積極運用部分における運用収益が、プロフィット･ロックインによって確保された収益と同額かこれを下回ったと仮定した場合。

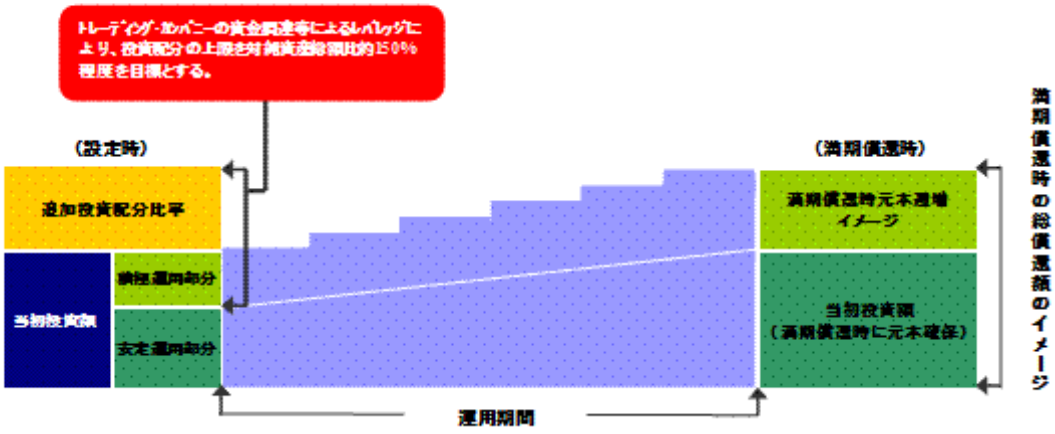

（ケース3）積極運用部分において運用収益を実現できなかったと仮定した場合。

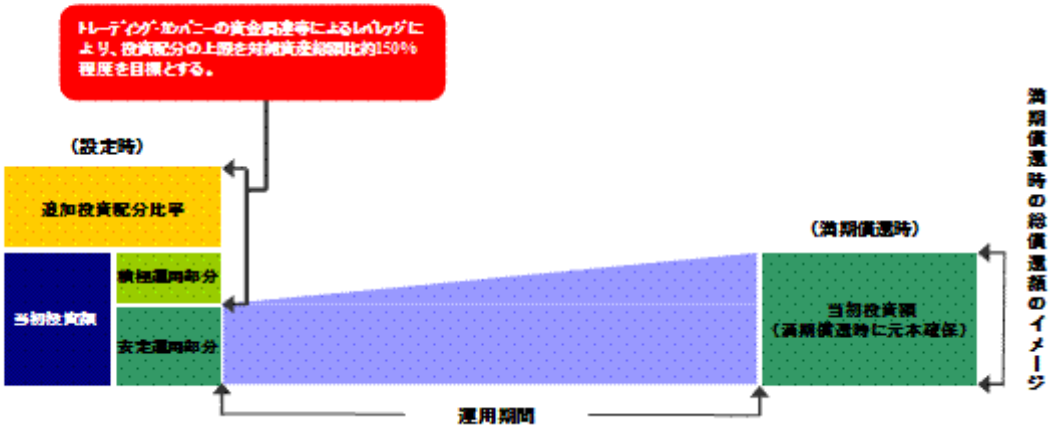

（注１）上記ケース１, ２, ３におけるスキーム図は実際の縮尺ではなく、イメージ提供を目的としており、実際の運用とは異なることがある。ケース１、ケース２に記載されているような運用実績をファンドがあげる保証はなく、実際に運用実績がない場合には、受益者は満期償還時の米ドル建ての元本確保額のみを受け取る（ケース３）。実際に当初投資配分比率が150%になること、またファンドの運用期間中に当該比率が維持されることの保証はない。
（注２）元本確保に必要な有価証券または現金等の資産額は、設定時の市場環境によって変動する。
（注３）上記のケース１、ケース２は、プロフィット・ロックインが行われた場合のイメージ図である。

Ⅲ．保証および保証銀行

保証

保証銀行は、保証枠設定契約に規定された一定の条件が充足されることを条件に、ゼロ・クーポン債発行会社が保証状の発行を要求する日付で、ファンドのために行為する受託会社に対し、保証状を発行する。

保証銀行は、保証状の要項に基づき、かつ保証状に規定された一定の制限を前提に、償還日に発行済みでかつ償還される各ゼロ・クーポン債について、ファンドのために行為する受託会社に対し、ゼロ・クーポン債発行会社が、期限を遵守して保証金額相当額（かかるゼロ・クーポン債額面金額（１米ドル）の100%に、プロフィット・ロックインの実行による追加額を加算した額）の支払を保証する。ゼロ・クーポン債発行会社により発行され、かつファンドのために行為する受託会社により購入されるゼロ・クーポン債の総発行数は、ファンドにより発行される受益証券の総口数の100%相当とする。ファンドは、これにより、受益者に対し償還日において受益者の当初投資額の少なくとも100%の償還を達成することを目標とする。保証銀行は、償還日以前に償還されるゼロ・クーポン債に関して、保証状に基づき、一切、支払義務を負わない。

保証銀行は、ゼロ・クーポン債発行会社に対し、ゼロ・クーポン債の発行手取金のすべてまたは大部分を適格担保の買付に充当することを要求する。ゼロ・クーポン債発行会社は、担保関連契約に基づき、保証状に従い保証銀行の義務の担保として、保証銀行に対し、適格担保に質権を設定する。ゼロ・クーポン債発行会社は、保証枠設定契約に従い、償還日における保証状に基づく保証債務を担保するに十分な額の適格担保を随時買い付け、全額を担保に供する。また、保証枠設定契約の規定の通りトレーディング・カンパニーの資産額から負債額を差し引いた額がファンドの純資産総額の15%未満である場合には、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーが保証銀行に対して支払うべき未払いの保証手数料について追加の適格担保を買い付け、担保に供する場合もある。

保証銀行は、一旦発行された保証状を取り消す権利を有しないが、保証状の要項に基づき、以下の割合で、保証債務は減少することがある。

（ａ）ゼロ・クーポン債発行会社が、ゼロ・クーポン債の発行日またはその前後に、保証枠設定契約に基づく義務を履行するため、担保として保証銀行に供することを要する適格担保（つまり、少なくとも発行日における保証上限額と等価の、保証銀行によって決定される満期日における価額での適格担保）の担保保管会社に対する交付および保証銀行への提供を行わなかった範囲。

（ｂ）ゼロ・クーポン債発行会社またはトレーディング・カンパニーが、担保資産の満期時の価値が、保証状に従った保証銀行の義務の担保、また保証枠設定契約に規定された状況において、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーが連帯して負担している保証銀行に対する未払いの保証手数料に関する担保として十分な額であることを確保する必要があるため、合理的に行為する保証銀行が認証するとおり、担保・質権設定契約に基づき、追加の適格担保を取得するための保証枠設定契約に基づく義務を履行しなかった範囲。

（ｃ）税金の賦課または適切な租税の支払の結果として生じた担保資産の価値の減少の範囲。

（ｄ）担保資産に対する担保物権その他の付着物の設定、賦課または確定（保証銀行またはその関連会社のために課されたものを除く。）の結果として生じた担保資産の価値が減少する範囲。当該担保物権その他の付着物によって利益を得る者が、保証銀行に優先し、または同等の順位で求償権を有する場合に限定する。

（ｅ）法令の変更により、保証状に明記されている当該変更内容（保証状は、法令の変更による担保資産の価値の減少のみなし額を算定する基準を規定している。）に起因する担保資産の価値のみなし減少の範囲。

（ｆ）保証銀行が保証状に基づく義務（もしくは追加的義務）を負担し続けること、または、担保資産に関し担保権者に留まることが違法となる範囲。

特定の状況下において、保証銀行に担保として提供された適格担保は、担保・質権設定契約の条項に基づき、ゼロ・クーポン債発行会社に対して解消されることがある。償還日時点で発行済みでかつ償還されるゼロ・クーポン債の償還の実行の場合には、償還日に、またはゼロ・クーポン債の早期償還の場合には、償還日以前にかかる措置がとられることがある。この場合、保証状に基づく、ゼロ・クーポン債に関する保証銀行の債務は、解消された適格担保の範囲内で消滅する。

保証状に基づく時宜を得た保証請求および支払を円滑に行うため、かかる請求が要求される稀有なケースでは、受託会社のために保証請求を行うための代理人として、登録・名義書換事務代行契約において任命される保証請求代理人が当該請求を行う。保証請求証書の要項においては、保証請求代理人が、償還日に発行済みで償還されるゼロ・クーポン債に関し、保証額またはその一部が未払いのままである場合、受託会社に代わり、保証状に基づいて、時宜を得た保証請求を行う旨規定されている。保証状に基づき、保証請求代理人のみが、保証銀行に対し請求を行うことができるのであり、他の何人も（受益者を含む。）これを行うことができない。また、保証請求証書においては、保証請求代理人が、指定された期間内に、保証銀行に対し、証拠書類および証明書を提供する旨規定されている。保証請求代理人が、義務を履行しないケースにおいては、保証銀行が、保証請求証書の要項に従い、保証状に基づく請求の便宜を図るため代替の仕組みを設定する義務を負う。ただし、保証銀行は、受託会社が保証請求できる旨を受託会社に通知する義務も、受託会社に対し、保証請求を提出するよう要求する義務も負わない。保証状に基づく保証請求に関し、保証銀行から保証請求代理人に支払われる金額は、受託会社のための受託者でありかつ受託会社のために行為する保証請求代理人により、分別管理される信託口座に入金されまた保管される。分別信託口座において保管される金額は、信託証書の規定に基づき、保管され分配される。

保証銀行は、保証請求代理人に対してまたは受託会社に対し直接に、保証状および保証請求証書の要項に従って必要な保証額を支払うことにより、保証状に基づく保証債務の支払義務から解放される。保証銀行は、保証請求代理人を監視または監督する責任を負わず、また、保証請求代理人が保証請求証書に基づく義務（受託会社に対し、保証請求証書の要項に基づいて保証銀行により保証請求代理人に支払われた金額についての説明義務を含む。）を遂行することを確保する責任も負わない。

保証状の要項に基づき、保証状に基づく保証銀行によるいかなる支払も、あらゆる控除、源泉徴収または税金を差し引いた後に支払われる。保証銀行は、いかなる場合でも、かかる控除や源泉徴収に関し追加的な支払を行う義務を負わない。

保証銀行は、受益証券に起因して、または、受益証券に関して生じた直接的もしくは間接的な損失、損害、費用または経費について（受託会社またはかかる行為のために任命されたその他の企業がゼロ・クーポン債の償還金を送金しなかった場合や、保証状に基づいて受領した金額を受託会社または保証請求代理人が送金しなかった場合を含む。）受益者に対して何ら責任を負わない。

保証銀行

保証銀行である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、日本における主要な商業銀行組織であり、日本および海外の本支店から国内外の幅広い銀行サービスの提供を行っている。保証銀行は、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの全額出資子会社である。

保証銀行は、平成25年12月31日現在、長期信用格付に関して、ムーディーズからAa3格、スタンダード・アンド・プアーズからA+格の格付を得ている。

本書に記載される保証銀行に関する情報は、保証銀行に関する限定的な紹介情報のみの提供に留まり、包括的な情報の提供は意図されていない。

本書の配布は、本書の日付以降、保証銀行の業務に一切変更がないことを意味するものではなく、また、本書に含まれる情報または上記の情報が本書の日付以降のいずれかの時点において正確であることを意味するものでもない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社はファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行う。

ファンドの資産は、副管理会社により、ゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債とトレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債に投資され、パフォーマンス・ローン債の発行手取金は、トレーディング・カンパニーにより投資運用される。

Ｉ．投資運用担当会社

投資運用会社

マン・インベストメンツ・リミテッドにより従前遂行されていた投資運用業務および取引顧問業務は、平成26年７月22日を効力発生日として、トレーディング・カンパニーの投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーとなったFRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「FRMIM」という。）に事業譲渡された。

FRMIMは、ガーンジーの法律に基づき設立されおよび存続し、ガーンジーGY1 4HG、セント・ピーターポート、セント・ジュリアンズ通り、ロイヤル・チェンバーズ、私書箱173にその登記上の事務所を有する有限責任会社である。FRMIMは、ガーンジー金融庁（Guernsey Financial Services Commission）によりガーンジーにおける認可および規制を受けており、かつ、金融リスク管理グループ（以下「FRM」という。）に属している。

FRMIMは、ガーンジーの法律に基づき設立されおよび存続し、ガーンジーGY1 4HG、セント・ピーターポート、セント・ジュリアンズ通り、ロイヤル・チェンバーズ、私書箱173にその登記上の事務所を有する有限責任会社である。FRMIMは、ガーンジー金融庁（Guernsey Financial Services Commission）によりガーンジーにおける認可および規制を受けており、かつ、金融リスク管理グループ（以下「FRM」という。）に属している。

FRMは、平成３年に設立され、それ以降、投資に精通した投資家の投資ニーズに応じるため、数々の大陸にまたがる豊富な投資リソースを蓄積している。平成24年７月17日、FRMは、（マン・インベストメンツ・リミテッドの親会社でもある）マン・グループ・ピーエルシーにより買収され、マンのマルチ・マネジャー・ビジネスに統合された。現在、FRMは、多岐にわたる業務（マネージャー・リサーチ、リスク管理、ポートフォリオ運用、定量分析、マネージド・アカウント、顧客サービスおよび事業開発を含む。）において専門家を雇用している。

現時点において、ルーク・アレン（Luke Allen）氏、ピーター・カスパリス（Peter Kasparis）氏、ニール・ローデン（Neil Loden）氏およびポール・レ・ページ（Paul Le Page）氏が、FRMIMの取締役である。投資運用会社の取締役は、FRMおよびマン・グループに関連する多数の会社の取締役でもある。

マン・グループ・ピーエルシー

マンは、オルタナティブ投資および長期投資にのみに専念している世界一流の独立系資産運用会社である。マンは、市場サイクルを通じ堅固で安定した元本の成長を目指す広範なオルタナティブ投資

および従来型の投資ポートフォリオへのアクセスを投資者に提供している。平成27年３月31日現在の運用資産は、約781億米ドルである。

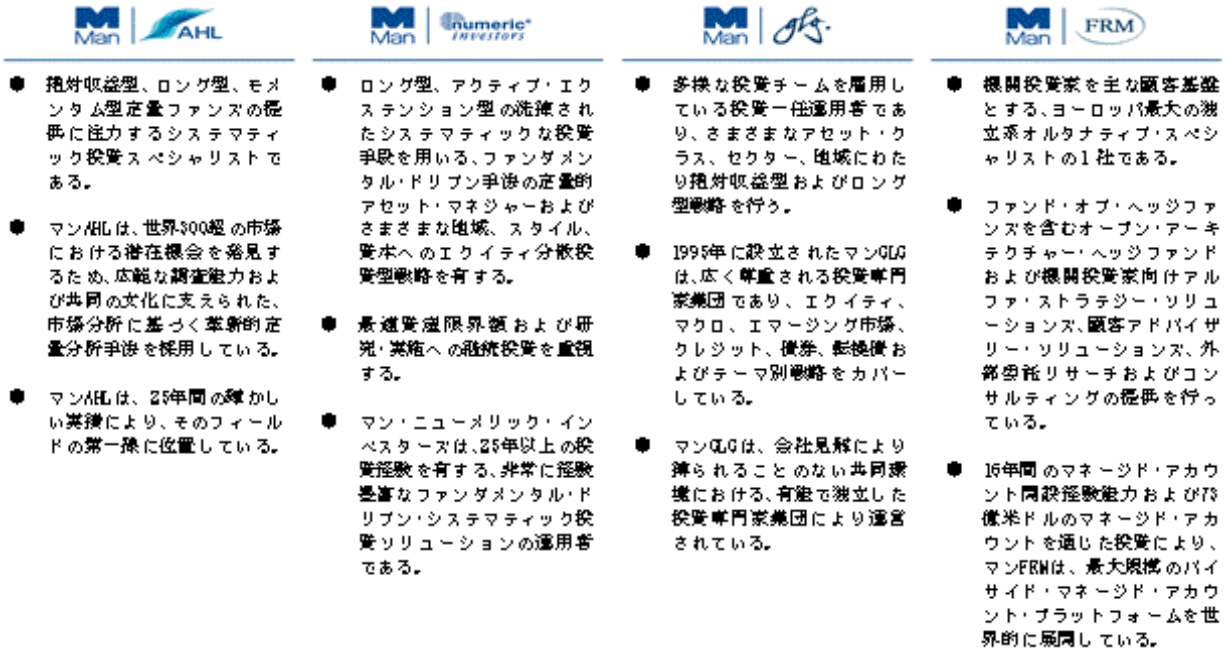

その前身組織を通じて、1783年より取引に従事しているマンの持株会社であるマン・グループ・ピーエルシーは、ロンドン証券取引所に上場しており、FTSE250種総合株価指数の構成銘柄である。マンは、国連責任投資原則（PRI）の署名者であり、マン・ブッカー文学賞のスポンサーを含む、多数の賞与、慈善事業および世界中のイニシアティブをサポートしている。

FRM

マンFRM（FRM）は、世界的なオルタナティブ・スペシャリストであり、2015年３月31日現在105億米ドルの運用資産を有し、ロンドン、ニューヨーク、東京、ガーンジーおよびスイスに拠点を有する65名の専門家を擁する。

FRMは、機関投資家を主な顧客基盤とする、ファンド・オブ・ヘッジファンズを含むオープン・アーキテクチャー・フルサービス・ヘッジファンド・プラットホーム、顧客アドバイザリー・ソリューションズならびに外部委託リサーチおよびコンサルティング（これらはすべて自身のインベストメント・ドリブン・マネージド・アカウント・プラットフォームによって改善されることがある。）を提供する。

マーケティング・アドバイザー

マーケティング・アドバイザーであるマン・インベストメンツ・エイ・ジー（マン・グループのメンバー）は、投資運用契約上、商品のストラクチャリングに関してトレーディング・カンパニーに助言を行うという主な責任を負う。マーケティング・アドバイザーは、保証状に関して保証銀行と連携をとり、信用枠の実施を手配する。

Ⅱ．運用体制

（ｉ）運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載の通りである。

＜FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの法律上の位置付け＞

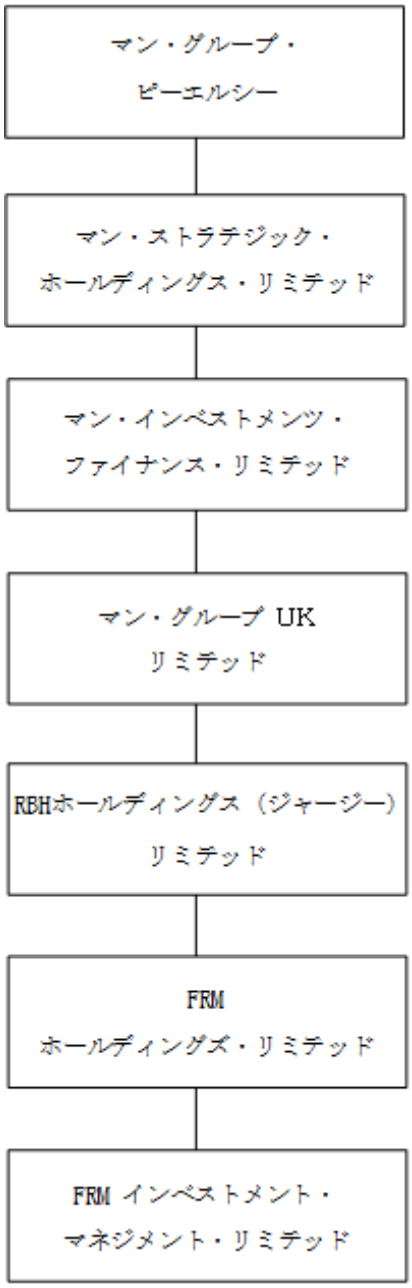

（注１）別途記載されない限り、すべての保有持分の割合は100%である。
（注２）議決権付持分のみを記載している。

（ⅱ）投資運用方針の意思決定プロセス

FRMの投資プロセスは、投資運用およびFRMのファンド・オブ・ヘッジ・ファンド・ポートフォリオへのアプローチを総合的に決定する４つの主要なインプットによって形成される。

- **投資委員会（以下「IC」という。）**　投資プロセスにおける中核要素は、投資プロセス全体の運営および戦略的指針の提供を合わせて行うICによる監視である。
- **マネジャーの選別およびデュー・デリジェンス**　ボトム・アップ・プロセスは、重要なインプットを提供し、マネジャーの最善の組み合わせを選択するための基礎を形成する。

・**ポートフォリオの構築および運用**　継続中の運用は戦略配分を定期的に査定するトップ・ダウン・プロセスによって決定される一方、FRMの投資概念は強固なポートフォリオ構築によって遂行される。

・**リスク管理および監視**　FRMの投資プロセスの最終段階は、リスクの適切な管理を確実に行うためのヘッジ投資およびポートフォリオの監視方法に関連する。

投資委員会（IC）

ICは、投資部門のプロセスおよび資源を管理する。ICの主な目的は、良質のヘッジ・ファンド・キャパシティをポートフォリオ需要に一致させることである。ICは、広範囲のリスク要因（例えば、FRMが構成することができる一定のファンドの資産割合について制限を設ける等）を考慮しつつクライアントのポートフォリオ要件が充足されるように投資対象を監視し、マネジャー・リサーチ・チームの着目点を指導する。さらにICは、最終的に買戻しを誘発する可能性があるマネジャーに関して初期段階の懸念が生じた場合に、上級討議の場として機能する。ICは、隔週毎に会議を開き、このようなハイ・レベルな投資問題について討議し、投資チームに戦略的方向付けを行う。

マネジャーの選別およびデュー・デリジェンス

FRMのボトム・アップ・プロセスは、高い信念を持つマネジャーを発掘する必要性によって牽引される。選別プロセスは、FRMのマネジャー・リサーチ（以下「MR」という。）のアナリストにより行われる。これらのアナリストは、注力する投資戦略を専門とし、その多くはそれぞれの分野において実際の取引経験を有している。FRMのMRアナリストは、下記の５つの特性を基本的に満たすマネジャーを発掘する責任がある。FRMは、アナリストが全ての特性が明白であり今後も明白であり続けることに確信を持つ場合にのみ、ファンドに投資する。

・**FRMにおけるリスク管理に対する考え方：**ヘッジ・ファンドが強固で安定したリターンを創出するために、ダウンサイド・リスクを管理することができることをFRMが確信しなければならない。

・**優位性：**ファンドは一定の活動範囲において競合ファンドと比較して常に優位性を維持できることをFRMが確信しなければならない。この優位性は優れたリサーチによって得られる場合が多い。

・**繰り返し可能な投資プロセス：**ファンドは、過去と同様のパフォーマンスを将来も維持することをFRMが確信しなければならない。

・**十分なポートフォリオおよびプロセスの透明性：**プロセスがどのようにパフォーマンスに影響するかを把握できなければならない。

・**確固たるオペレーション：**ヘッジ・ファンドは、FRMのオペレーション・デュー・デリジェンス・チームが要求する基準を満たす可能性が高くなければならない。これらの最低基準を遵守することにより、FRMがかかわる事業およびFRMの投資対象のガバナンス状況について確信を持つことができる。

リサーチ項目は通常、ポートフォリオのより一般的な要件、トップ・ダウン型ポートフォリオ・マネジメント委員会（以下「PMC」という。）会議の結果、およびICが運営するプロセスによって導かれる。特にPMCおよびICは、現在の投資機会および市況に鑑みヘッジ・ファンド戦略が承認済リスト（承認済みファンドのリスト）を改善する分野に重点を置く。マネジャー選別プロセスは次の４段階から構成される。ｉ）当初分析、ii）広範囲のデュー・デリジェンス、iii）承認および監視、ならびにiv）承認済リストからの削除

ポートフォリオの構築および運用

マネジャー選別プロセスは、FRMが運用するファンド・オブ・ヘッジ・ファンド・ポートフォリオの基礎をなすものである。FRMの投資プロセスの第三要素は、承認済リストのマネジャーがポートフォリオを構築するために連携する方法に関連する。FRMのポートフォリオ構築は、第一にヘッジ・ファンド・スタイルに関するFRMの基本的な投資哲学に基づく。第二にポートフォリオは、クライアントが設定する具体的なパフォーマンス、ボラティリティおよびそれらの相関関係の目標の達成を基本とする反復法によってクライアントの要求に合わせて構築される。第三に戦略アロケーションは、現在の投資環境および将来の投資環境のFRM予測に対し適切なリスク特性を示すように（トップ・ダウン・プロセスに従い）調整される。トップ・ダウン・プロセスは、最も適切な戦略配分を決定し、FRMのポートフォリオが将来の投資機会を活用できるよう適切に構築されることを目指す。

リスク管理および監視

後記、「３　投資リスク、（２）リスクに対する管理体制、FRMのリスク管理および監視」を参照のこと。

（iii）職務および権限

ICは、このようなハイ・レベルの投資問題を討議し、投資チームに戦略的方向を提供するために隔週毎に会議を開く。

ICの構成員は以下のとおりである。

・マン・グループのプレジデント
・CIO（ファンド選別について拒否権を行使することができる）
・シニア・マネジング・ディレクター（マネジャー・リサーチ）
・チーフ・リスク・オフィサー
・CIO代理／クレジットおよびエクイティのヘッド
・マネジャー・リサーチのデピュティー・ヘッド／グローバル・マクロのヘッド
・レラティブ・バリューのヘッド
・パイン・グルーブ・ファンズのCIO

FRMのヘッジ・ファンド投資の管理には、投資プロセスに直接関与する投資専門家集団の卓越したチームワークが必要である。このチームは、ヘッジ・ファンド・ユニバース全体を対象とするアナリストのグローバルなネットワークである。

デュー・デリジェンスのプロセスが一度完了すると、提案された投資はマネジャー承認プロセスにおいて投票される。アナリストは、ICおよびマネジャー承認会議にファンドを提示する。

この月次承認会議には、関連あるマネジャー・リサーチ・アナリスト、ポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理チームが参加し、議長はマネジャー・リサーチのヘッドが務める。マネジャー・リサーチのヘッドは、新規投資を追加し、既存の受益者から買い戻す権限を有している。

FRMの投資選別プロセスに関わるFRM委員会の職務および権限については、下記を参照のこと。

FRM委員会	会議	責任	承認／拒否
マネジャー承認会議	月次	提案されたファンドの承認リストへの追加または削除について討議および検討する。	FRMのCIOは、新規投資に承認を与える権限を有する。 FRMのCROは、提案された投資または既存の投資を拒否する権限を有する。
投資委員会	隔週	投資プロセス全体に対して戦略上の指針を管理・提供する。	FRMのCIOは、新規投資に承認を与える権限を有する。 FRMのCROは、提案された投資または既存の投資を拒否する権限を有する。
リスク委員会	月次	マネジャー承認プロセスから明白な問題またはこれに優先する問題について討議し決定する。	FRMのCROは、提案された投資または既存の投資を拒否する権限を有する。
ポートフォリオ管理委員会	四半期毎	トップ・ダウンの考察、長期的なリサーチ項目およびアナリストへの指針ならびに戦略アロケーション判断を策定する。	該当なし。

（４）【分配方針】

ファンドは、存続期間中、収益の分配を行うことを予定していない。

（５）【投資制限】

ファンドの投資ポートフォリオは、管理会社の助言と承認に基づく受託会社のパフォーマンス・ローン債とゼロ・クーポン債の買付である。ファンドの投資ポートフォリオの管理は、下記の投資制限に従い管理会社によって行われる。

（ｉ）「有価証券」に対する投資の下限

ファンドは、全資産の50%以上を、日本国金融商品取引法に定義される有価証券（公社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託受益証券または投資証券等）または有価証券に関連するデリバティブ商品に投資する。パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は、ここにいう「有価証券」に該当する。

（ii）空売りの制限

空売りを行った証券の時価総額が、ファンドの純資産総額を超えてはならない。

（iii）借入れの制限

ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により、一時的にこの10%の制限を超える場合はこの限りではない。

（iv）流動性に欠ける資産への投資の制限

ファンドの純資産総額の15%を超えて、容易に換金できない流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式または不動産等）に投資することはできない。ただし、本制限の目的上、パフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債は「流動性に欠ける資産」には含まれない。

（注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（ｖ）集中投資の制限

管理会社が運用を行う証券投資信託または投資法人の全体において、一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはならない。

（注）百分率の計算は、買付時点基準および時価基準のいずれでもよいこととする。

（vi）不適切取引の禁止

管理会社は、ファンドのために、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

ケイマン諸島の規則

上記に加え、管理会社は、適用あるケイマン諸島の規制に基づき、「投資顧問会社」（ケイマン規則において定義される。）として遵守することを要求される規則に服する。管理会社は、かかる規則に則り、以下の行為を、ファンドのためにしてはならない。

（ｉ）いずれかの証券の空売りを行うことにより、ファンドのために空売りされるすべての証券の総額が、当該空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、当該証券を空売りすること。

（ii）金銭の借入れを行うことにより、ファンドのために実行される借入残高が、当該借入れの直後にファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合に、当該金銭の借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除く。

ｉ．特別な状況（ファンドが他のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含むが、これらに限定されない。）において、12か月を超えない期間において、本項で言及される借入制限を超過することができる。

ii．以下に該当する場合、本項で言及される借入制限を超えることができる。

（A）ファンドの目的が、自己の証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する持分権を含む。）に投資することである場合。

（B）ファンドの資産の健全な管理運用を確保するためまたはファンドへの投資者の利益を保護するために、かかる制限を超える借入れが必要であると投資顧問会社が考える場合。

（iii）投資会社ではないいずれか一発行会社の株式を取得することにより、投資顧問会社が管理運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される当該会社の議決権付株式の総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得すること。

（iv）取引所に上場されていない、または即時に現金化することのできない投資証券を取得することにより、ファンドにより保有される当該投資証券の総額が、当該取得の直後にファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、当該投資証券を取得すること。ただし、本書に当該投資証券の評価方法が明確に開示される場合には、投資顧問会社は、一切の投資証券を取得することにつき制限を受けないものとする。

（ｖ）ファンドの投資者の利益を害するか、またはファンドの資産の適切な管理運用に反する何らかの取引（投資顧問会社またはファンドへの投資者以外の第三者に利益を与えること意図した取引を含むが、これらに限定されない。）を行うこと。

（vi）自己またはいずれかの取締役との取引を、本人として行うこと。

ただし、ファンドのために管理会社により自己の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部が取得される会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者が、下のいずれかに該当する場合、上記のいかなる制限も、ファンドのために管理会社が、当該会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の株式、証券、持分その他の投資証券の全部または一部を取得をすることを妨げない。

（ｉ）ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合。

（ii）マスター・ファンドもしくはフィーダー・ファンドの一部を構成するか、または複数の会社もしくは事業体のその他の類似する組織もしくは団体を構成する場合。

（iii）ファンドの投資目的もしくは投資戦略の全部またはその一部を直接的に促進する特別目的事業体である場合。

トレーディング・カンパニーに対する制限

トレーディング・カンパニーは、投資運用会社の助言を得て、取引所に上場されておらずまたは換金が困難な投資対象（信用枠を除く。）を、取得の結果、取得直後にファンドの純資産総額の15%を超えてトレーディング・カンパニーが取得することとなるような場合には、いかなる投資対象も取得することができない。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

ファンドへの投資は、リスク要因の影響を受ける。

投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討すべきである。以下は、受益証券への投資および／またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅したリストとして示すことを意図したものではない。投資手法の展開次第で、ファンドの投資は本項に記載されていないリスクを負う可能性がある。

投資に関する適性

（ａ）受益証券は、投資を行おうとするすべての投資家にとり適切な投資対象ということではない。ファンドへの投資は、かかる投資の利点およびリスクを評価する能力があり、かつかかる投資により生じることがある一切の損失を負うことのできる十分な資金を有する投資家にのみ適している。すべての申込者は、本書において記載されているファンドの投資目的を慎重に検討すべきである。ファンドの投資目的が達成される保証はない。

（ｂ）ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対し助言およびその他のサービスを提供する管理会社、投資運用会社、マーケティング・アドバイザー、先物委託売買会社、取次ブローカー、弁護士、会計士およびその他の業務提供者は、ファンドのために行為する受託会社、または場合により、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対してのみ責任を負うものとし、受益者に対しては責任を負わないものとする。

（ｃ）投資を行おうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書に記載されるリスクおよびその他に関する情報を慎重に検討し、評価すべきである。投資を行おうとする者は、また、投資を行う前に自身の独立したフィナンシャル・アドバイザーから個別の助言を受けるべきである。

受益証券への投資

（ａ）各申込者は、本項に記載されるリスク要因ならびに本書および申込書に記載される要項を考慮して受益証券への投資額を決定すべきである。トレーディング・カンパニーが投資戦略を通じて投資する投資対象は、突発的で予測不可能な大幅な価格変動に見舞われる可能性があるため、この種の投資に内在するリスクは、他のタイプの投資に通常付随するリスクに比べ、より大きいことに留意すべきである。その結果、かかる投資対象の取引は、短期間で一口当たり純資産価格の大幅な低下および上昇につながる可能性がある。申込者は、特に、ゼロ・クーポン債の保証状による元本確保の恩恵を受けるためには、（保証状の条項に従い）償還日まで投資を維持しなければならないことに注意すべきである。償還日前に受益証券を買い戻す受益者は、発行価格を下回る可能性のある当該時の受益証券一口当たり純資産価格を受領するものとし、買い戻される受益証券の価額は発行価格を下回る場合もある。

（ｂ）受益証券の購入価格と受益証券の買戻価格には、差が生じることがある。このことは受益証券への投資を中期的投資と捉えるべきであるということを意味している。

（ｃ）市況は常に変動しており、いずれかのトレーディング・アドバイザーまたは投資戦略が過去に成功を収めたという事実は将来の収益性に関連するとは限らない。過去の実績が必ずしも将来のパフォーマンスを示すとは限らない。利益が発生する、または多額の損失が発生しないという保証はない。

（ｄ）受益者は、買戻しを行う予定の取引日の前暦月の20日（営業日でない場合、直前の営業日）までに書面による買戻請求通知を提出しなければならない。現在、受益証券に関して、流通市場はない。したがって、受益者は、買戻請求通知を提出する前に、買戻請求通知に基づく受益証券の買戻価格を知ることができない。買戻請求通知の提出後当該取引日までの期間において、各受益証

券の１口当たり純資産価格（即ち受益者に支払われる買戻価格）は、市況により大きく変動することがある。受益者は、管理会社が受託会社と協議の上別途判断した場合、または本書の条項に記載されているところにより評価および／または計算の停止が宣言された場合を除き、買戻請求を取り消す権利を付与されていない。

（ｅ）受益証券の買戻しは、ファンドの資産の減少をもたらし、したがって、残存する受益証券に帰属する費用を増やすことになる。

（ｆ）本書に記載されるとおり、純資産価額の決定が停止された場合、または保証枠決定契約に基づくトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の不履行を受けて保証銀行が保証枠決定契約または担保および質権設定契約の条件に基づき適格担保に担保権を行使するかまたは権利を行使する場合を含む様々な状況において、受益証券の買戻しが停止される場合がある。管理会社は受託会社と協議の上、買戻額の削減、取引日後かつ支払前に生じる状況による買戻代金の支払停止、および取引日の決定または取引日の変更を行うことができる。買戻しにかかる制限は投資戦略そのものから生じる場合があり、しばしば非流動的であるか、または買戻期間が１か月以上の原資産の分配に関連することがある。また、投資運用会社はトレーディング・カンパニーだけでなく、トレーディング・カンパニーと同時に原資産の清算を要するその他多数の顧客の代理としても、かかる原資産に分配を行う場合がある。投資運用会社が流動性を監視し、流動性ファシリティおよび流動性にかかる制限のリスクの削減に関する不確定の取引契約を利用する場合があるものの、特に買戻しが停止される一定の状況は、ファンドおよび投資運用会社の管理の範疇ではないため、ファンドが買戻請求を満たす保証はない。保証枠提供契約に基づくトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の不履行を受けて保証銀行が当該保証枠提供契約または担保および質権設定契約の条件に基づき適格担保に担保権を行使するかまたは権利を行使する場合を含む様々な状況において、受益者は償還日まで受益証券の買戻しを行えない場合がある。

投資アプローチ全般

（ａ）受益証券についての受益者のリターンは、売買益および投資収益により受益証券の存続期間中に大幅に変動することがあり、下落することもあれば上昇することもある。ファンドは、受益者が受益証券について獲得するリターンについて表明することはなく、本書に記載されている管理会社、投資運用会社、トレーディング・アドバイザーまたは投資手法についての情報は、（収益性または他の投資対象との相関関係において）将来これらがどのような成績を上げるかについて保証するものではない。

（ｂ）投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーが追求すべき投資戦略の見極めおよび活用は、高度の不確実性を伴う。投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーが、割当資産の全額を分散するための適切な投資の機会を設定できるという保証はない。

（ｃ）ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社には、過去の投資実績がない。FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの投資アプローチの一部は、初期段階の運用者の好調なリターンの可能性をとらえることに依拠している。受託会社、管理会社、投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーには投資実績があるが、その投資実績の中には比較的短期間のものもあり、適用される戦略はトレーディング・カンパニーと同種の投資会社によって利用されていない可能性がある。したがって、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの投資戦略は他のヘッジファンドのポートフォリオに比べて実績の指標の少ないポートフォリオとなる可能性がある。投資家は、投資実績がある場合でも、かかる実績は必ずしも将来の運用成績を指し示すものではないことを認識すべきである。

（ｄ）トレーディング・カンパニーによる投資は、集中的に行われることがあり、その資産の大部分は、一発行体もしくは政府当局の有価証券または単一のトレーディング・アドバイザーにより運

用される投資戦略に投資されることがある。このように投資が集中的に行われる場合、当該発行体もしくは当該政府当局またはトレーディング・アドバイザーの事業に関する、または当該有価証券の基準通貨に関連する悪材料による全般的な影響は、かかる投資が集中的に行われなかった場合に比べ相当大きくなる可能性が高い。

（ｅ）トレーディング・カンパニーは、変動性が高く、かつ流動性が乏しくなる可能性のある市場へ、直接的または間接的に投資を行うことができる。従って、中には株式投資よりも流動性が高い投資対象もあるが、トレーディング・カンパニーが変動している市場でポジションを現金化することは、（取引市場における取引停止または日々の価格変動制限等がある場合）不可能であるか、または費用がかかることがある。一方、状況によっては、（関連市場等での取引状況が不十分な場合）直ちにポジションを開始したり現金化することができなくなる可能性もある。ショート・ポジションを解消するために必要な有価証券が購入できる保証はない。これらのリスクは、トレーディング・カンパニーが証拠金請求、追加証拠金請求またはその他の資金需要を充足するためにポジションの現金化を必要とする場合により高くなる可能性がある。

（ｆ）投資戦略の中には空売りを含むものがあり、この場合、有価証券を将来取引することを約した売り手が、契約の時点では売却すべき有価証券を所有していないことがある。売り手は、随時、買い手への引渡しのために同種の有価証券を借り入れなければならず、売り手にはこうして借り入れられた有価証券を後日返却する義務が課される。投資家は、空売りにより、市場価格が下落し、かつ下落幅が取引費用および有価証券の借入費用を超える場合、収益を上げることができる。しかし、ショート・ポジションを手仕舞いするために市場価格で有価証券を購入することにより借入証券を返却しなければならない場合、借入証券価格の上昇により、損失が生じることがある。ショート・ポジションを手仕舞いするための有価証券の購入自体が、有価証券の価格をさらに押し上げ、損失を拡大させることもある。ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券が購入できるという保証はない。また、直近売却価格を下回る価格での空売りが禁止されている市場があり、これにより最も望ましい時期に空売りを実行できないこともある。

（ｇ）デリバティブへの投資は、重大なリスクを伴うものであり、損失が発生することがある。先物契約およびデリバティブの価格は非常に変動性が高い。これらの価格は、中でも、金利、インプライド・ボラティリティ、配当利回り、変化する需給関係、貿易、財政、金融および為替管理制度ならびに政治・経済事象の影響を受ける。投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーは、これらの影響をモニターして予測しようとするが、これらが正確になされる保証はなく、損失が生じる可能性がある。

（ｈ）先物契約とは異なり、先渡し契約は取引所において取引されておらず、標準化されていない。先渡し契約および「現金」取引は、大部分が規制されていない。日々の価格変動に制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されない。先渡し市場において取引を行う者は、取引の対象となっている通貨または商品のマーケット・メイクを続ける必要はなく、これらの市場は、かなりの期間、流動性を欠くこともあり得る。かかる取引が行われる市場においては、異常に高い売買高、政治的介入またはその他の要因により混乱が生じる場合もある。市場の流動性の低下または混乱により損失が生じる場合もある。

（ｉ）トレーディング・アドバイザーにより運営されることがある複雑な取引システム／プログラムならびに取引の速度および規模により、事後的に考えれば取引システム／プログラムが必要としなかった取引が行われる結果を招くことが不可避である。受益者は、このような方法で実行される意図していなかった取引の結果、利益を得たり損失を被ることがある。

（ｊ）トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ビークルは、投資運用会社またはトレーディング・アドバイザーの分析モデルの信頼性および正確性に依拠する戦略を利用することがある。このようなモデル（またはそのモデルが基

礎とする前提条件）が正確であると証明されない範囲において、トレーディング・カンパニーの投資対象は予想した実績を上げず、多額の損失を被ることがある。

（ｋ）投資運用会社は、トレーディング・カンパニーの投資対象のパフォーマンスを監視するものの、裏付となるファンドに関する投資決定または投資戦略については、管理しないものとし、また、影響も及ぼさないものとする。かかる裏付となるファンドに関する投資決定または投資戦略は、投資マネジャーにより独立して行われるものとし、トレーディング・カンパニー、ファンドまたは受益者の利益を斟酌しないものとする。裏付となるファンドまたは投資戦略は、規制機関による監督が行われない、または規制機関による監督が制限されている法域において設定されることがあり、新興市場、および格付のない、流動性の乏しい、変動性の高い、または低い格付の資産への投資を行うことがある。裏付となるファンドまたは投資戦略により採用することができる投資手法に関する規制は、非常に限定されている。

（ｌ）受益証券の純資産総額は、一部、概算価額を含む評価に基づくものであり、かかる概算および／またはその基礎となる前提条件が正確でないことが後日判明するリスク、および計算に誤りが生じる事務処理上のリスクを被る。

（ｍ）投資運用会社は、投資先のリスクが予測の範囲内に確実に収まるよう試み、これにより、トレーディング・カンパニーのリスクを管理する。それでもなお、トレーディング・カンパニーのトレーディング対象元本の価値が通常の分散投資手法を維持できない水準まで大幅に下落した場合、トレーディング・カンパニーが投資戦略の全部または一部についてトレーディング活動を停止する必要が出てくることに受益者は留意すべきである。このような状況において、償還日の到来前に、受託会社は、ファンドが（保証状の要項に従い）償還日にゼロ・クーポン債に関して保証額を受領するという保証付で、ファンドのためにゼロ・クーポン債の保有を続ける。

（ｎ）担保資産に含まれるいかなる資産も、トレーディング・カンパニーが被った取引上の損失およびその他の負債に充当できない。

（ｏ）FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの投資アプローチの一部は、現時点では企図されていない戦略を含む様々な戦略に投資を行う柔軟性に依拠する。その結果、トレーディング・カンパニーが直接または間接的にエクスポージャーを有する投資スタイルが発展し、ファンドに対する投資が本項に記載されないリスクに曝される可能性がある。

元本確保

（ａ）保証状が、保証銀行の信用リスクの影響を受けるため、保証銀行の債務超過または類似の事態が起こった場合、保証銀行は、保証状に基づく受託会社に対する支払義務を果たせないことがある。

（ｂ）保証は、また、重大な規制、制限および留保事項に従うものとし、受益者となろうとする者は、前記「２　投資方針（１）投資方針　Ⅲ.保証および保証銀行　保証」の項に記載されている保証の概要に注目すべきである。受益証券（およびこれについての収益）は、保証銀行によって保証されていない。保証状は、受益者がその受益証券について何らかの収益を受領することを保証していない。保証銀行は、保証状の条項に基づき保証銀行が保証請求代理人に対し支払う金額の保証請求代理人、受託会社または管理会社による支払について責任を負わない。

（ｃ）ファンドは、担保保管会社により保有される適格担保に関し、取引の相手方に関するリスク（支払不能、破産またはその他の原因のいずれによるかにかかわらず、いずれかの取引の相手方が取引を遂行することができなくなるリスク）にさらされる。

（ｄ）投資家は、償還日において発行されており、償還される受益証券のみがゼロ・クーポン債および保証額に関する保証状による元本確保の恩恵を受けるということをよく理解すべきである。

（ｅ）投資家は、プロフィット・ロックイン構造による増加に基づく償還日における保証額の実際の価値がインフレの影響により減少する可能性があり、償還日における受益証券のリターンは低くな

る可能性があることを理解すべきである。投資家は、償還日において当初の投資分のみを受領した場合、当該金額がインフレの影響により減少し、リスクを伴わない資産に投資した場合に受け取ることができた収益率を下回る可能性があることを認識すべきである。

手数料および取引コスト

（ａ）ファンドおよびトレーディング・カンパニーは、投資管理報酬、成功報酬および売買委託手数料および／または保証信用契約に基づく手数料を含む後記「４　手数料等及び税金」の項において開示されている相当の費用を支払う義務を負うものとし、かかる費用は、トレーディング・カンパニーのパフォーマンスに影響を及ぼす。かかる報酬および取引手数料は、マン・グループにその大部分が支払われる。

（ｂ）トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う対象先ビークルは、高水準の投資を行い、その結果これに伴うトレーディング費用の上昇を招くことがある。典型的な例として、ポートフォリオの取引高が大きいと、これに応じて取引費用が上昇する。発生が見込まれる証券取引および関連取引手数料の正確な金額は、提供される市場での投資機会の内容および頻度、取引規模ならびに随時有効となる取引レートを含む多くの要因に依拠する。かかる報酬および取引手数料は、マン・グループにその大部分が支払われる。

（ｃ）成功報酬は、各投資戦略毎に計算および請求される。投資戦略の間で再配分が行われる場合、成功報酬の計算基準は再配分に比例して調整される場合がある。これにより、かかる再配分が行われなかったら支払われなかったであろう成功報酬の支払い義務が生じる場合もある。また、成功報酬は一定の手数料および費用の控除前に課される場合もある。成功報酬は、成績に基づく報酬がない場合に比べ、投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーに対し、よりリスクの高い投資を行うインセンティブを与えることになる。

（ｄ）ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーにより支払われる手数料および取引コストは、ファンドの存続期間中、再交渉される可能性がある。

取引の相手方に関するリスク

（ａ）投資対象は、通常、トレーディング・カンパニーおよび本人たるブローカー（代理人としてではない。）の間で決定される。したがって、トレーディング・カンパニーは、ブローカーが債務超過または同種の事態に陥った場合、トレーディング・カンパニーに対する契約上の支払義務を履行できなくなるというリスクにさらされる。トレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルは、利用するブローカーに関連して同種のまたはより高いリスクを伴う可能性がある。

（ｂ）トレーディング・カンパニーおよびトレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルは、保有する店頭取引銘柄に関し取引の相手方に関するリスクを負う。トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・アドバイザーが取引の際に使用する取引相手方当事者またはブローカーが債務超過に陥った場合、トレーディング・カンパニーまたはその投資対象ビークルは、証拠金取引勘定等について支払期限が到来した金額に関し、無担保債権者としての順位しか与えられないことがあり、その損失をトレーディング・カンパニーまたはその投資対象ビークルが負うことになる。

（ｃ）トレーディング・アドバイザーは、また、為替先物予約および金利オプション等の他の商品の代わりとなり得る通貨スワップ、金利スワップ、トータル・リターン・スワップまたはその他のスワップ取引を締結することができる。かかる商品の価額は、通常、裏付資産の価格の変動および取引の相手方に関するリスクに左右される。トレーディング・カンパニーが直接または間接に投資を行う投資対象ビークルは、これらの投資により同等またはそれ以上のリスクを負う可能性がある。

信用枠

（ａ）信用枠により、さらなるレバレッジが可能となるが、トレーディング・カンパニーの投資対象元本が減少しリターンがマイナスになる場合、運用実績に悪影響を及ぼすことがある。

（ｂ）投資戦略を実行するために、トレーディング・カンパニーは、借入れを行い、また、スワップおよびその他のオフ・バランスのデリバティブ取引およびその他の形式のレバレッジを活用することができる。トレーディング・カンパニーが直接または間接に取引を行う投資対象ビークルもまた、レバレッジを活用することができる。レバレッジはトータル・リターンの上昇の可能性を提供するが、潜在的に損失を拡大させることもある。借入資金による投資の収益および価格上昇がレバレッジのコストを下回る場合、トレーディング・カンパニーの純資産総額および受益証券の一口当たり純資産価格は、低下する。したがって、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接もしくは間接に投資を行う投資対象ビークルによる投資価格に悪影響を及ぼす事態は、レバレッジが活用される範囲まで拡大する。トレーディング・カンパニーによる高いレベルのレバレッジの活用により、ファンドは投資対象の早期の損失のリスクを負う可能性がある。

（ｃ）レバレッジがかけられた投資と逆の動きをする市場におけるレバレッジ活用の累積的効果によって、損失が拡大する可能性があり、その損失はレバレッジが利用されない場合より大きくなることがある。

（ｄ）一般的に、レバレッジ取引には、担保設定が含まれる。証拠金または同様の支払が増加した場合、トレーディング・カンパニーまたはトレーディング・カンパニーが直接もしくは間接に投資を行う投資対象ビークルにとって不利な時期および価格で取引を行う必要が生じ、多額の損失が生じる場合がある。

（ｅ）投資戦略の中には、相当なレバレッジの活用を必要とするものもある。信用枠が常に利用可能であるという保証はなく、信用枠における損失または低下による影響で、トレーディング・カンパニーがそのすべての投資配分を削減することがある。利用可能な信用枠についての条件は、変更される可能性がある。

（ｆ）レバレッジの結果、支払利息が、トレーディング・カンパニーの資産に占める比率が大きなものとなることがある。トレーディング・カンパニーは、支払利息により、該当する投資戦略へのエクスポージャーの削減を強いられることになり得る。かかるレバレッジの使用は、比較的少額の損失または費用を相殺するのに不十分な利益でさえも、トレーディング・カンパニーの利用可能な取引資本を急速に減少させ、また、トレーディング・カンパニーおよびファンドの潜在的収益力を減少または喪失させることを意味する。

（ｇ）信用枠が更新されるという保証はない。特に、第三者は信用提供者となることができないことがあり、マン・グループ自身は、規則、業務上その他募集または信用枠の更新ができなくなる制約に直面する可能性がある。また、信用枠はその条項により早期償還の条件を付される可能性があり、相手方当事者により終了される可能性がある。信用枠の喪失または縮小による影響で、トレーディング・カンパニーの全体的投資配分が制限され、これに従い該当する投資実績の期待値が低下する可能性もある。信用枠の更新は、かかる信用枠の条項の変更（該当する利ざやの変更を含むが、これに限られない。）は影響を受ける可能性がある。

金利リスクおよび為替リスク

（ａ）ファンドへの投資は、米ドル貨で行われなければならない。他の通貨で取引を行う受益者は、為替レートの変動により自身の投資金額が増減する可能性があることに留意すべきである。

（ｂ）トレーディング・カンパニーは、為替リスクおよび／または金利リスクにさらされる可能性がある。実勢為替レートまたは金利の変動の範囲内で、受益証券の一口当たり純資産価格が悪影響を

受ける可能性がある。トレーディング・カンパニーは、随時、為替リスクおよび／または金利リスクを軽減するよう努めるが、そうした場合でもかかるリスクは依然として存在する。為替リスクおよび／または金利リスクを緩和させるための複雑なシステムおよびプログラムは、事後的に考えれば必要ではない取引の執行および／または事後的に考えれば適切であった取引の執行の遅れまたは不執行の結果となる可能性がある。受益者は、かかる状況において利益を獲得することもあれば、損失を被ることもある。更に、トレーディング・カンパニーが直接的または間接的に投資を行う投資対象ビークルもその投資に関し同様またはより高いリスクを負う可能性がある。

税金および法律の変更

（ａ）管理会社および受託会社は、ファンドの行為が、いずれの国においても直接課税の対象にならないようこれを取り扱うことを意図している。ファンドがいずれかの国において、直接課税に服する場合、受益証券の運用実績に悪影響を及ぼすおそれがある。

（ｂ）本書は、ファンドへの投資に関する課税について考慮していない。

（ｃ）投資を行おうとする者は、ファンドまたはその投資に影響を及ぼす可能性のある法律、規制または税制の変更のリスクにさらされていることに留意すべきである。

監査人の責任制限

（ａ）ケイマン諸島の法律は、監査人の責任を限定するような能力について制限を規定しておらず、したがって、監査人とのエンゲージメント・レターには、かかる規定が含まれており、また状況により監査人を補償する規定を含んでいる。

（２）リスクに対する管理体制

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

FRMのリスク管理および監視

リスク管理は、FRMのプロセスの全段階に必要不可欠なプロセスであり、FRMの投資を構築する上で中核をなすものである。FRMリスク管理チームのアプローチは、他のチームから全く影響を受けず、リスク管理に用いられる同部門の独立的な判断によって実施される。リスク管理チームは、オペレーショナル・リスク・チームおよび投資リスク・チームから構成され、チーフ・リスク・オフィサーが投資に対し絶対的な拒否権および承認リストからファンドを削除する権限を有する。FRMは、良好なリスク管理機能において、原則および職務が規定通りに、一貫性を持って遂行されるプロセスを持つことが重要だが、データを検証するために判断力および経験を利用することも非常に重要だと考えている。

ヘッジ・ファンド・ポートフォリオのファンドにおけるリスク管理には以下の３つの主要レベルがある。１）FRMは投資対象のヘッジ・ファンドについてその戦略の透明性に関して詳細なレベルを取得するよう求めると同時に、ヘッジ・ファンドに対しては確実なリスク管理制度およびプロセスを持つよう要求するヘッジ・ファンド・マネジャー・レベル、２）戦略およびマネジャー・アロケーションを通してリスク管理を行うポートフォリオ・レベル、ならびに３）増大する可能性がある要因リスクを緩和するよう構築されたポートフォリオ・ヘッジ。

マネジャー・レベルでは、投資の前後の両時点においてリスク管理における２つの分野、即ち流動性リスクを含むオペレーショナル・リスクおよび投資リスクに集中する。ポートフォリオ・レベルでは、投資リスク・チームがリスク査定を行い、是正措置をアドバイスするためポートフォリオ管理チームと緊密に連携する。

リスク委員会は、MRアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーとリスク問題について討議し、是正措置について合意するため毎月一回（または必要な場合はそれ以上）会議を開催する。この会議の議長は投資リスクのヘッドが務め、ICおよびリスク管理チームが参加する。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　海外における申込手数料

該当事項なし。

②　日本国内における申込手数料

該当事項なし。

（２）【買戻し手数料】

①　海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の20日（営業日でない場合、直前の営業日）までに買戻通知書が送付されなければならない。

②　日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の20日（営業日でない場合、直前の営業日）までに買戻通知書が送付されなければならない。

（３）【管理報酬等】

（ｉ）管理報酬（副管理報酬を含む。）、および登録事務代行報酬

管理会社（管理会社兼管理事務代行会社）は、ファンドから、純資産総額の0.11%の年間報酬を受領する権利を有する。管理会社は、ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

登録事務代行会社は、ファンドから、純資産総額の0.06%の年間報酬を受領する権利を有する。

これらの報酬は、毎月発生し、後払いされる。

管理報酬および登録事務代行報酬は、ファンドの管理および登録事務代行業務の対価として支払われる。

平成27年１月31日に終了した会計年度中の管理報酬および登録事務代行報酬はそれぞれ、126,874米ドルおよび63,479米ドルであった。

（ⅱ）投資運用報酬および成功報酬

各投資戦略への投資配分の、毎月１%の４分の１を上限とする料率（年率約３%）で各評価日において計算され、月次で後払いされる投資運用報酬が請求される。また、20%を上限とする毎月の成功報酬が、各投資戦略に帰属する純資産総額の純増加分に基づいて請求される。

かかる状況において、成功報酬は、純資産総額の純増加分が当該投資戦略のそれまでの残存価額を超える場合にのみ支払われる。投資運用報酬と成功報酬は、各投資戦略ごとに計算され、投資戦略間において相殺されたり、平均化されるものではない。

これらの報酬のすべてまたは一部は、マンまたはその関連会社により受領されることがある。

投資運用報酬および成功報酬は、ファンドの各投資戦略についての投資運用業務の対価として支払われる。

平成27年１月31日に終了した会計年度中、投資運用報酬および成功報酬は支払われなかった。

投資戦略を実行するにあたり、配分は、マネージド・アカウントを通じて、他のビークルへの投資等数々の投資手法により行われる。トレーディング・カンパニーは、かかる投資に比例してそれらの投資対象について請求されるすべての報酬および費用（これらの対象先投資戦略のヘッジファンド・

マネジャーに支払われる個別投資運用報酬および成功報酬を含む。）を負担する。更に、かかる報酬の詳細は、概ね対象先の各投資戦略に関する目論見書や募集要項に記載されている。

（iii）受託報酬および保管報酬

受託会社（受託会社兼保管会社）は、ファンドから、純資産総額の0.01%（最低17,000米ドル）の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。更に、受託会社は、ファンドから一定の取引報酬とファンドの管理について生ずるすべての立替金および実費を受領する権利を有する。

受託報酬および保管報酬は、ファンドに対する受託業務の提供およびファンド資産の保管業務の対価として支払われる。

平成27年１月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、21,883米ドルであった。

（iv）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドから、毎評価日の受益証券の一口当たり純資産価格に当該評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%で計算される報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月発生し、後払いされる。

代行協会員報酬は、運用報告書の販売会社への配布、１口当たり純資産価格の公表、日本の法令・規則で要求される書類の提出・配布等の業務の対価として支払われる。

平成27年１月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、560,641米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

トレーディング・カンパニーは、マン・インベストメンツ・エイ・ジーに対して支払われる、１か月当たり純資産総額の１％の１／12（年率約１％）に相当するリスク移転および管理報酬ならびに１か月当たり純資産総額の0.375%の１／12（年率約0.375%）に相当する流動化および管理事務報酬を負担する。かかる報酬は、毎月計算され、後払いされる。

トレーディング・カンパニーはまた、直接的または間接的に、以下の手数料および費用を負担する。

（ａ）関連する投資戦略への投資エクスポージャーの１％を上限とする取次ブローカーの報酬を含むことがある、通常売買取引に関するすべての費用および売買委託手数料、金融の利息およびかかる金融に関する手数料（信用枠に関連して以下に詳述される。）、ケイマン諸島における年間会社登録手数料および登記上の事務所維持手数料、定期的および年次の報告書および書類の印刷および配布費用ならびにその他すべての営業費用

（ｂ）トレーディング・カンパニーが特定の職能を委託した業務提供者の報酬および費用（データ・コンパイレーション事務代行会社および副登録事務代行会社の報酬および費用を含む。）

トレーディング・カンパニーは、純資産総額の0.15%に相当する評価報酬の支払および費用の求償をデータ・コンパイレーション事務代行会社に対して行う必要がある。

受託会社とトレーディング・カンパニーは、報酬契約を締結しており、同契約に基づき、トレーディング・カンパニーは、パフォーマンス・ローン債の購入後、受託会社がファンドの受託者として支払わなければならない報酬、または管理会社がファンドのために支払わなければならない報酬（登録・名義書換事務代行契約に基づき計算される保証請求代理人の報酬および費用を含む。）について、受託会社に支払うか、または資金を提供するものとする。

ゼロ・クーポン債発行会社とトレーディング・カンパニーは、報酬契約を締結しており、同契約に基づき、トレーディング・カンパニーは、様々な設立費用および一般管理費（ケイマン諸島の年次の会社登録費、登録事務所および副登録会社の報酬を含む。）について、ゼロ・クーポン債発行会社に支払うか、または資金を提供するものとする。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、一回限りのアレンジメント報酬として5,000米ドルおよび保証上限額を基準として計算される30／360ベースでの年率0.25%の保証手数料を、随時保証銀行に支払うことに合意している。かかる手数料は、ゼロ・クーポン債発行日に

発生し、支払われ、四半期毎に後払いされる。さらに、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、保証状を発行する費用のいかなる増加、または保証関係書類の執行費用についても、保証銀行に補償を付与し、また、保証銀行のその他の様々な費用を連帯して支払うことに合意している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は連帯して、担保保管会社に保管報酬を支払い、また立替費用を返済することに合意している。

信用枠のもとで発生したいずれのレバレッジも、LIBORにマージン（変更を前提とするが、２％を超えないと予想され、より少なくなる可能性がある。）を加えた料率の、信用枠のもとで発生したレバレッジの元本額について計算され四半期毎に後払いされる利息を負担することになる。アレンジメント手数料は、レバレッジの観点からトレーディング・カンパニーに募集期間終了後に支払われることになるが、もし更新されれば、信用枠に係るレバレッジは更新された年間報酬を前提とすることになる。

アンコミットメント取引契約の締結に関連し、トレーディング・カンパニーは、マン・インベストメンツ・エイ・ジーに対し、トレーディング・カンパニーの投資配分の年率0.05%に相当する報酬を支払うものとする。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、その合理的な報酬および費用の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に請求する権利を、それぞれ支払を得られるよう留保している。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の取締役は、上限5,000米ドルの年間報酬を受領する。マンに雇用されている取締役はこれらの報酬を放棄する。取締役はまた、その他の報酬を受領し、取締役会への出席についての費用を含め、自己負担した費用について求償を受ける。

ファンド、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社の設立および受益証券の当初発行について生じた初期費用は、525,000米ドルであり、場合に応じてファンド、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社により支払われる。かかる費用は、発行日後最初の３年間で償却される。

ファンドは、ファンドの登録、英文目論見書の届出および財務書類の金融当局への届出に関するすべての費用を負担する。

ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーによって支払われる報酬および費用に関しては、本書「第一部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　３　投資リスク」に関する記載を併せて参照のこと。

なお、ファンドは、上記に加えて、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書、年次報告書ならびに目論見書などの印刷および配布費用、ならびに弁護士および公認会計士の報酬および費用などを負担する場合がある。

平成27年１月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、271,858米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ｉ　ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

（ハ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ニ）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

＜平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記＞

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Ⅰにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ　ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Ⅱにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年１月１日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ　ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ　税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税がなく、源泉徴収される税がなく、財産税、相続税または贈与税もない。ケイマン諸島は、ファンドに対する支払またはファンドによる支払に適用される二重課税防止条約をいずれの国とも締結していない。また、受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督に対し、ファンドの設定日から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島におけるキャピタル・ゲイン課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免除会社として設立され、誓約の日付から20年の間に制定される、収益もしくは利益またはキャピタル・ゲイン等に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）または各々の運用に対して適用されず、また、資産税もしくは相続税の性質を有する税金がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社の株式、社債もしくは債務に対して、もしくは、ケイマン諸島税金減免法（2011年改正済）第６条（３）項に定義された支払の一部または全部を源泉徴収する方法により、課税されることがない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得している。

ケイマン諸島金融機関報告制度およびFATCA

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換の改善のため、２つの政府（１つは米国との間、もう１つは英国との間）の政府間協定に調印している。米国との間では、（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のひな型１（ｂ）が調印されたが、これは、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）の税務における自動的な情報交換に関する要件を発効させるものである。英国との間では、英国の課税対象となる居住者および居住法人に関する自動的な税務情報の交換について、同様の政府間協定（以下「UK IGA」といい、US IGAと併せて「IGA」という。）が調印された。

IGAの効力を発生させるため、ケイマン諸島規則（以下、US IGAに関するものを「ケイマン諸島US規則」、UK IGAに関するものを「ケイマン諸島UK規則」といい、併せて「本件規則」という。）が2014年７月４日付で発せられている。本件規則に基づき、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）はIGA（ケイマン諸島税務情報局により継続して見直され、定期的に改正される。）の適用に関するガイドライン覚書（以下「ガイドライン覚書」という。）を公布した。US IGAは、ケイマン諸島US規則（ならびにこれを通じてUS IGAおよびガイドライン覚書）を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、US FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみ

なされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はないと定めている。対象となる法人が本件規則を遵守しない場合は違反となり、かかる法人は陪審によらない有罪判決により罰金を科せられ、場合によっては、かかる法人の経営者が禁固刑に処せられることがある。特定の法人の支配者のほか、取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他の類似する役員もまた、当該行為がかかる者の同意もしくは黙認により行われた場合またはその他かかる者の懈怠に起因する場合には起訴される可能性がある。

本件規則は、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。初期設定において、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、関連するIGAの別紙２の相互参照により、本件規則において定義されている。

US FATCAに関連して、報告FIは、ケイマン諸島US規則に基づき、とりわけ、（ｉ）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ii）グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（iii）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（iv）ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件に従わない。報告FIおよび報告外FIの双方は、US FATCAによる源泉徴収税（現在の料率は30%）の課税を免除されるために、自らのUS FATCAの地位に関して、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に従い、ファンドの受託会社たる受託会社への支払に対して課されない。ただし、当該受託会社が「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）であるとみなされる場合はこの限りでない。ケイマン諸島US規則は、受託会社に対して、US FATCAその他のために受託会社による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収することを義務付けていない。

ケイマン諸島UK規則は、ケイマン諸島US規則と同様の要件を課しているため、トラストの受託会社としての受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「英国歳入関税庁」という。）との間で当該情報を交換する。UK IGAに関連する源泉徴収税に係る体制は一切存在しておらず、英国歳入関税庁への報告FIの登録要件も一切存在しない。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）に対する同様の報告体制を導入するために、US IGAおよびUK IGAと同様の追加的な政府間協定（以下「追加的政府間協定」という。）を第三国との間で締結することを見込んでいる。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

（ｉ）受託会社（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。）をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。

（ii）ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。

（iii）受託会社（またはその代理人）は、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。

（iv）受託会社は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。

（v）投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反または受託会社もしくはファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

（vi）US IGA、UK IGAもしくは追加的政府間協定のいずれか、本件規則またはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するために受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとする。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（資産および地域別の投資状況）　　（平成27年５月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	75,048,006	100.00
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		－371	0.00
合計（純資産総額）		75,047,636（9,286百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成27年５月末日現在）

銘柄	国名	種類	利率（％）	満期日	額面（米ドル）	取得価額（米ドル）	時価（米ドル）	投資比率（％）
ゼロ・クーポン債	ケイマン諸島	債券	0.5404	2019/5/31	79,416,244	42,916,538	75,048,006	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項なし（平成27年５月末日現在）。

③【その投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成27年５月末日現在）。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記の各会計年度末および平成27年５月末日までの１年間の各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第１会計年度末（平成20年１月末日）	680,189	84,160	0.8929	110
第２会計年度末（平成21年１月末日）	526,302	65,119	0.7113	88
第３会計年度末（平成22年１月末日）	330,929	40,946	0.7219	89
第４会計年度末（平成23年１月末日）	276,550	34,218	0.7861	97
第５会計年度末（平成24年１月末日）	257,714	31,887	0.9231	114
第６会計年度末（平成25年１月末日）	195,156	24,147	0.9409	116
第７会計年度末（平成26年１月末日）	139,876	17,307	0.9286	115
第８会計年度末（平成27年１月末日）	79,973	9,895	0.9642	119
平成26年６月末日	130,146	16,103	0.9338	116
７月末日	127,248	15,744	0.9299	115
８月末日	126,405	15,640	0.9370	116
９月末日	92,298	11,420	0.9330	115
10月末日	86,150	10,659	0.9412	116
11月末日	84,314	10,432	0.9483	117
12月末日	80,261	9,931	0.9424	117
平成27年１月末日	79,973	9,895	0.9642	119
２月末日	78,124	9,666	0.9511	118
３月末日	77,486	9,587	0.9598	119
４月末日	76,031	9,407	0.9605	119
５月末日	75,048	9,286	0.9607	119

（注）上記に記載された各月末日の数値は、評価および買戻目的のため調整されたものである。そのため、各会計年度末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、財務書類中の数値と一致しないことがある。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第１会計年度	－10.71%
第２会計年度	－20.34%
第３会計年度	1.49%
第４会計年度	8.89%
第５会計年度	17.43%
第６会計年度	1.93%
第７会計年度	－1.31%
第８会計年度	3.83%

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝当該会計年度末の一口当たり純資産価格
ｂ＝当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格（第１会計年度については、当初発行価格１米ドル）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末日現在の発行済口数は次の通りである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第１会計年度	763,750,000 (763,750,000)	1,980,000 (1,980,000)	761,770,000 (761,770,000)
第２会計年度	0 (0)	21,880,000 (21,880,000)	739,890,000 (739,890,000)
第３会計年度	0 (0)	281,520,000 (281,520,000)	458,370,000 (458,370,000)
第４会計年度	0 (0)	106,590,000 (106,590,000)	351,780,000 (351,780,000)
第５会計年度	0 (0)	72,600,000 (72,600,000)	279,180,000 (279,180,000)
第６会計年度	0 (0)	71,770,000 (71,770,000)	207,410,000 (207,410,000)
第７会計年度	0 (0)	56,790,000 (56,790,000)	150,620,000 (150,620,000)
第８会計年度	0 (0)	67,680,000 (67,680,000)	82,940,000 (82,940,000)

（注１）（　）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。
（注２）第１会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含む。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

ファンドは、現在申込みを受付けていないため、該当事項はない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻手続等

概説

平成19年８月の第１営業日である第１取引日以降の各取引日において、受益証券一口当たりの買戻価格は、直前の評価日のケイマン諸島の営業終了時刻における受益証券の一口当たり純資産価格の0.01セント未満を切捨てした金額とする。

受託会社によりもしくは受託会社のためにまたは管理会社により誠実に交付された純資産総額、受益証券の一口当たり純資産価格、および／または受益証券一口当たりの買戻価格の証明は、全当事者を拘束する。

受益証券の買戻しに際して行われる受益者に対する支払は、登録事務代行会社または受託会社により、受益者（または共同受益者の場合は第一名義人）が受託会社に対して提供した銀行送金の指示に従って、受益者のリスク負担で銀行送金される。受益者への買戻代金の支払は、通常、登録事務代行会社が当該買戻しに関して適用される受益証券の一口当たり純資産価格の計算額を受領した日から10営業日以内に行われる。

受益者に対する買戻代金の支払に関連するファンドの取引銀行により請求される銀行電信送金手数料は、買戻しを行う受益者ではなく、ファンドが負担する。

受託会社は、一取引日におけるすべての買戻口数の合計を、直前の評価日における発行済受益証券の15%までに制限する権利を有する。上記制限を超える買戻請求が受領された場合、それらの請求は按分して縮減され、残りについては次のまたはその後の取引日に繰り越される。

受益者からの受益証券の買戻請求を受けた受託会社が償還を請求したにもかかわらず、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社がパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債に関して償還金を支払わない場合、受託会社は、受益者の買戻請求の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）が当該償還金を支払うまで、買戻代金の支払を延期することができる。受託会社は、実務上可能な限り早急に延期された買戻代金の支払を行うためのすべての合理的努力を払わなければならない。

償還日以前の受益証券の買戻しの場合、かかる買戻しに応じるべくファンドのために受託会社の要求によりゼロ・クーポン債発行会社により償還されたゼロ・クーポン債については、（償還日において発行されており償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用される）保証の恩恵を享受することはない。

買戻手続

受益証券は、買戻しを要求する取引日の前暦月の20日（当該日が営業日でない場合にはその直前の営業日）までに書面による買戻通知を発送して、毎取引日に買い戻すことができる。上記に特定された期間よりも後に受領された買戻通知は、その直後の取引日には処理されず、以降の取引日に処理される。受益証券の買戻しができる最初の取引日は、平成19年８月の第１営業日である。買戻しは、最低買戻口数（10,000口）またはそれ以上の口数で行われなければならず、かつ10,000口単位で行わなければならず、かつ最低保有口数（10,000口）を下回る受益証券口数しか保有していない受益者に関しては、買戻しを行わない。取引日現在認められる買戻範囲には一定の制限がある。それらの制限に従い、受益証券の一口当たり純資産価格の計算が停止された場合を除いて、買戻しが行われる。

買い戻された各受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直前の評価日現在の受益証券の一口当たり純資産価格を参照して、計算される。受益者は、管理会社が別途決定する場合を除いて、または受益証券の一口当たり純資産価格の決定が停止された場合（後記「評価の停止」の項を参照のこと。）を除いて、買戻請求を撤回することができない。

ファンドのために登録事務代行会社は、（ｉ）申込書の原本およびマネーロンダリング防止関係書類が登録事務代行会社により受領されるまで、また（ii）買戻通知がファックスで送付された場合、買戻通知の原本が登録事務代行会社により受領されるまで、買戻代金の支払義務を負わない。

受益者（ファンドの受益者名簿に受益証券の保有者として記載される日本における販売会社）への買戻代金の支払は、通常、登録事務代行会社への評価の入手可能な日以降10営業日以内に行われる。当該受益者の買戻通知の原本およびその他必要な書類の受領後、当該受益者のリスクにおいて、買戻代金の支払は、当該受益者により提供されるSWIFTバンキング・インストラクションに従い、銀行間のSWIFT送金により行われる。当該受益者は、買戻通知と共に登録事務代行会社に対してSWIFTバンキング・インストラクションの提供を要求される。代金は、SWIFTバンキング・インストラクションが登録事務代行会社に提供されるまで、付与されない。当該受益者に対する買戻代金の支払に関連するファンドの取引銀行により請求される銀行電信送金手数料は、買戻しを行う当該受益者ではなく、ファンドが負担する。

償還日以前の買戻しの場合、かかる買戻しに応じる目的で、ファンドのために受託会社の請求に従ってゼロ・クーポン債発行会社により償還されたゼロ・クーポン債は、保証が発行済みで償還日に償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用されるため、保証の恩恵を受けない。

管理会社は、受託会社と協議の上、その単独裁量で、特定の場合または一般的に、最低買戻口数および最低保有口数を放棄することができる。管理会社は、受託会社と協議の上、その単独裁量で、特定の場合または一般的に、買戻通知の期間を放棄、短縮または延長することができる。

受益証券の早期買戻し

受益証券は、償還日まで保有を希望する投資家により購入を企図される。募集期間中のすべての販売促進費用および関連費用（管理報酬、登録事務代行報酬、投資運用報酬および成功報酬、受託報酬および保管報酬、ならびに代行協会員報酬を除く。）は、マーケティング・アドバイザーにより負担される。かかる費用は、ファンドが負担しないものとする。買い戻された受益証券の買戻価格は、ファンドのために登録事務代行会社により、受益者に対して、支払われる。

登録事務代行会社が買戻通知を受領したことに関して、ファンドのために登録事務代行会社が、取引日に一部または全部の受益証券の購入を確保することができる場合がある。かかる状況において、実際の買戻しが行われない場合でも、買戻しを行った受益者は、当該取引日に実際の買戻しが行われた際に受領するであろう代金に相当する金額（即ち、買付が効力を発生する取引日の前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格）を受領する。

信託証書に従い、買戻通知は、自動的に、当該通知の内容である受益証券の全部または一部の譲渡を遂行するための権限を受託会社に付与する。即ち、譲渡および売却代金は、常に実際の買戻しが行われた場合に受益者に支払われる代金に等しいものとする。

償還日における受益証券の償還

受益証券はすべて、管理会社および受託会社の同意を得て、受益者の選択（受益者集会の特別決議）により償還日を延長する場合を除いて（かかる場合、ゼロ・クーポン債は、保証の利益を享受できない。）、平成31年５月31日（当該日が営業日ではない場合には翌営業日）を存続の最終日とする。受益証券の償還日に、各発行済受益証券に関する当該時における支払に十分な資金が存在することにより、各受益証券は、実際の受益証券の一口当たり純資産価格で償還される。

受益証券の早期償還

管理会社は、受託会社と協議の上、一定の状況（例えば、受益証券が予想されたパフォーマンスのレベルに達しない場合）において、すべての受益証券について早期償還日に買戻されるとする旨決定することができる。ただし、各発行済受益証券について、少なくとも（ｉ）発行価格の100%と（ii）追加額（もしあれば）の合計を当該時に支払うため十分な資金があることを要する。

受益証券の強制買戻し

信託証書において、管理会社（またはその代理として受託会社）は、当該受益証券が非適格者により取得されたかまたは保有されていると受託会社と協議の上管理会社が判断する場合、受益証券の買戻し

を要求することができる。受益者（または受益者が保有する受益証券の実質的な最終保有者）において登録事務代行会社と協議の上、管理会社が合理的に満足するような身元確認を提示することができない場合、管理会社は、当該受益者が保有する受益証券全部（または実質的な最終保有者のために保有されている口数）を強制的に買い戻すことができる。

評価の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、後記「４　資産管理等の概要（１）資産の評価　②　純資産価格の計算の停止」の項に規定された一定の状況において、受益証券の一口当たり純資産価格の決定の停止を宣言することができる。受益証券は停止期間中譲渡されまたは買い戻されることはなく、当該停止中、買戻通知は、登録事務代行会社に対して書面による通知により撤回することができるが、かかる通知が、停止期間の終了前に登録事務代行会社により受領されることを要する。なお、買戻通知が撤回されない場合、かかる通知は、停止終了後の最初の取引日に処理されることになる。

（２）日本における買戻し手続等

日本における投資者は、日本における販売会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。一定期間内における取引日の買戻しと取扱われるためには、当該取引日の前暦月の20日（営業日でない場合、直前の営業日）までに買戻通知書が送付されなければならない。

ファンド証券一口当たりの買戻価格は、原則として、関連する評価日（各暦月の最終日または毎暦月に少なくとも一回は評価日が設けられることを条件に受託会社が随時決定するその他の日）における受益証券の一口当たり純資産価格で、計算されるものとし、買戻代金は、日本における販売会社が応じる場合には円貨以外で支払われる。受益証券の買戻しは10,000口以上10,000口単位とする。買戻しについては、各評価日の翌日から起算して14営業日目が日本における約定日とみなされ、買戻代金は、約定日から起算して日本における４営業日目に支払われる。一旦申し込まれた買戻しは、取り消すことができない。

受託会社は、一取引日におけるすべての買戻口数の合計を、直前の評価日における発行済受益証券の15％までに制限する権利を有する。上記制限を超える買戻請求が受領された場合、それらの請求は按分して縮減され、残りについては次のまたはその後の取引日に繰り越される。

受益者からの受益証券の買戻請求を受けた受託会社が償還を請求したにもかかわらず、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社がパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債に関して償還金を支払わない場合、受託会社は、受益者の買戻請求の一部または全部について、トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社（場合による。）が当該償還金を支払うまで、買戻代金の支払を延期することができる。受託会社は、実務上可能な限り早急に延期された買戻代金の支払を行うためのすべての合理的努力を払わなければならない。

償還日以前の受益証券の買戻しの場合、かかる買戻しに応じるべくファンドのために受託会社の要求によりゼロ・クーポン債発行会社により償還されたゼロ・クーポン債については、（償還日において発行されており償還されるゼロ・クーポン債にのみ適用される）保証の恩恵を享受することはない。

３【受益証券の譲渡】

受益者は、マンの譲渡請求書用紙（登録事務代行会社から入手可能）に必要事項をすべて記入し、申込制限に従い譲渡人と譲受人のために署名して、非適格者以外のいずれのものに対しても受益証券を譲渡することができる。

受益証券の譲渡を希望する受益者は、正確な登録名義で、特別な地位に基づいて署名する場合にはその旨、およびその他要求される詳細事項を記述して、譲渡証書に署名することを要する。

管理会社は、その裁量により、または登録事務代行会社は、管理会社と協議の上、譲渡の登録を拒否することができる。受託会社と協議の上、登録事務代行会社は、毎年合計して30営業日を超えない期間譲渡登録を停止することができる。

管理会社と協議の上、登録事務代行会社は、（ｉ）申込書およびマネー・ロンダリング防止関係書類の原本が登録事務代行会社によって受領されるまで、および、（ii）譲渡請求書がファックスによって送付された場合、譲渡請求書の原本が登録事務代行会社によって受領されるまで、譲渡の処理を行う義務はない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①　純資産価格の計算

受益証券の評価

評価日における受益証券の一口当たり純資産価格は、米ドル建てで決定され、外部評価事務代行会社により当該評価日の受益証券口座の金額として計算される金額を当該評価日において発行済の受益証券口数で除した金額に相当する。受益証券口座の金額は、毎月、各評価日現在で以下に掲げる金額の合計を計算することにより、決定される。

ａ．ファンドが保有するゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債の価額

ｂ．ファンドが保有するトレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債の価額

ｃ．（外部評価事務代行会社がその合理的な判断により算定する）ファンドのその他の資産および負債の価額

ゼロ・クーポン債の評価

ゼロ・クーポン債の資産および負債の価額には、担保資産の価額を含む。

パフォーマンス・ローン債の評価

パフォーマンス・ローン債の価額には、以下に掲げるものが含まれる。

ａ．トレーディング・カンパニーの資産および負債（外部評価事務代行会社の合理的な裁量に基づき決定される。）

ｂ．トレーディング・カンパニーの負債に関しては、未返済の信用枠のレバレッジの残高

ｃ．外部評価事務代行会社の合理的な裁量に基づき決定されるトレーディング・カンパニーのその他の資産および負債

パフォーマンス・ローン債勘定の資産および負債の価額は、以下の通り、パフォーマンス・ローン債の要項に従い算定される。

（ａ）評価の基準となる価格：

ｉ．先物取引所において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該先物取引所における取引終了時点の決済価格を基準として行われる。

ii．その他の取引所（即ち、先物取引所以外の取引所）において値付けされ、上場され、売買され、または取引されている投資対象の価額に基づくすべての算定は、当該算定が行われる日における当該投資対象の主たる取引所の取引終了時点の当該取引所における最終売買価格を基準として（または、取引の約定がない場合には、最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として）行われる。

iii．当該投資対象の主たる取引所である店頭市場にて売買されまたは取引されているその他の投資対象の価額に基づくすべての算定は、かかる各投資における最終の売り呼び値と買い呼び値の仲値を基準として行われる。ただし、常に以下の記載に従う。

（ｉ）トレーディング・カンパニーの取締役会が、外部評価事務代行会社の助言に基づき同取締役会の裁量で、主たる取引所以外の取引所における時価があらゆる状況において当該投資対象に関してより公正な価値基準を提供していると判断する場合、同取締役会は、当該の算定にかかる価格を使用させることができる。

（ii）トレーディング・カンパニーの取締役会は、他のいくつかの評価方法が公正価値をより良く反映すると合理的に判断する場合、外部評価事務代行会社の助言に基づき、同取締役会の完全な裁量で、かかる評価方法の使用を許可することができる。

（ｂ）先物為替予約は、評価日において同一の規模および満期の先物為替予約が新規に締結可能な価格を基準にして評価される。

（ｃ）合同運用投資スキームまたは集団投資スキーム（ヘッジファンドを含む。）への投資は、その最終の純資産価格で算定され、最終の純資産価格が入手不能の場合は、当該ファンドの管理事務代行機関または投資運用機関によって算定される直近の純資産価格（どちらの場合も買戻し費用によって調整されうる。）により評価される。

（ｄ）発生済であるが受領されていない現金、預金、売掛債権、未回収の前払費用、現金配当は、その金額が評価計上される。ただし、トレーディング・カンパニーの取締役会がその全額が支払われまたは回収されないであろうと判断する場合には、トレーディング・カンパニーの取締役会が、その真の価値を反映するために適切と考える割引が行われた後の価格で算定される。

（ｅ）上記記載の方法で価格相場を利用することができない場合、その価格は、随時、トレーディング・カンパニーの取締役会が外部評価事務代行会社の助言に基づき合理的に決定する方法で決定される。

（ｆ）米ドル以外の通貨建ての（証券または現金の）価額は、トレーディング・カンパニーの取締役会が、外部評価事務代行会社の助言に基づき、その完全な裁量で、同取締役会が該当すると合

理的に判断する割増（プレミアム）または割引（ディスカウント）および為替費用等を勘案した上で、当該状況において適切であると合理的に判断する（公式その他の）為替レートにて、米ドルに換算される。

ファンドがポートフォリオを毎月リバランスして、受益者に流動性を提供するために、トレーディング・カンパニーは、（投資運用会社の助言を得て）買戻しのための通知期間が長い投資について毎月の流動性を高めるため、アンコミットメント・ベースの取引ファシリティーを活用し、またはアンコミットメント・ベースの流動化契約（その相手方としてマン・グループのメンバーが含まれうる。）を締結することができる。

報告

受益証券の一口当たり純資産価格は毎月計算され、月次評価の確認書および市場の現在の状況に対する運用成績の分析を記載した管理会社からの月次報告書が受益者（ファンドの受益者名簿に、日本の受益者の代理として受益証券の保有者として記載される販売会社）に向けて準備され送付される。

管理会社は、各評価日における受益証券の一口当たり純資産価格は、当該評価日の20営業日後またはその後合理的に実現可能な限り早い時点に提供可能になると予想する。通常の状況において、管理会社は、データ・コンパイレーション事務代行会社から適時に純資産総額が提供されることを条件として、各評価日後27営業日目に受益証券の一口当たり純資産価格を代行協会員に通知する。受益証券の一口当たり純資産価格の公表の遅滞が、データ・コンパイレーション事務代行会社から適時に受益証券の一口当たり純資産価格が提供されないことに起因する場合、管理会社は、当該遅滞について責任を負わないものとする。

② 純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下の場合、受託会社と協議の上で、受益証券の一口当たり純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しおよび譲渡を停止することができる。

ａ．受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定中の大きな部分を占める投資対象が上場され、値付けされ、売買され、もしくは取引されている取引所もしくは市場が閉鎖されている期間（通常の週末および休日を除く。）、または、上記の取引所もしくは市場における売買が制限されている期間

ｂ．投資運用会社との協議の上、管理会社の意見によれば、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象のファンドおよび／もしくは（適切な場合）トレーディング・カンパニーによる処分を合理的に実務上不可能とする状況が存在する場合、または処分が受益者に対して重大な悪影響を及ぼす場合

ｃ．投資対象の価格を確認するために通常用いられている手段が故障した場合、またはその他の理由により、受益証券勘定および／もしくはパフォーマンス・ローン債勘定を構成する投資対象の価格が合理的もしくは公正に確認できない場合

ｄ．ファンドおよび／またはトレーディング・カンパニーが受益証券の買戻しおよび／またはパフォーマンス・ローン債の償還に際しての支払を行うために必要な資金を送金することができない場合

ｅ．投資対象の換金もしくは取得、または受益証券の買戻代金および／もしくはパフォーマンス・ローン債の償還金の支払に関する資金の送金が、管理会社および／またはトレーディング・カンパニーの取締役会の意見によれば、通常の為替レートで実行できない場合

ｆ．トレーディング・カンパニーおよび／またはゼロ・クーポン債発行会社を清算することまたはすべての受益証券を強制的に買い戻すことが決定された場合において、かかる決定が公表されることを示す通知が最初に受益者になされた場合

ｇ．任意または強制的な清算もしくは破産もしくは支払不能もしくは類似の手続のために、トレーディング・カンパニーによる投資が影響を受け、または投資が国営化され、没収され、もしくはその他政府機関に対して譲渡することが要求された場合

ｈ．いずれかの政府機関、中央銀行またはこれらに匹敵する機関によるいずれかの法律、ルールもしくは規則の変更もしくは採択により、またはかかる機関による指令もしくは要求により、投資対象の売却、取得または譲渡について制限が課せられると管理会社および／または受託会社が考える場合

ｉ．管理会社および／または受託会社が受益者全体の利益になると決定した場合

純資産価格の計算が停止されている期間中には、受益証券の買戻しまたは譲渡は行われない。管理会社は、受託会社と協議の上、かかる停止前に受益証券の買戻しを請求した受益者に対する支払をかかる停止が解除されるまで、差し止める権利を有するものとし、かかる差止権は、停止期間中にかかる支払を行うことが存続する受益者の利益に重大な悪影響を及ぼし、これを侵害すると管理会社および／または受託会社が考える状況において行使されるものとする。停止に関する通知は、買戻しのために受益証券を提出している受益者に対し行われる。請求が取り消されない場合、受益証券は、停止終了後の最初の取引日、または管理会社が受託会社と協議の上決定した、停止終了後のこれより早い日（通常または特定の場合のいずれかは問わない。）に買い戻される。

純資産価格の決定の停止は、受託会社と協議の上管理会社が宣言する時期に効力を発生するが、かかる時期は宣言のなされた日の翌営業日の終了時以降にはならない。純資産価格の決定の停止が効力を発した後、管理会社が停止の解除を宣言しない限り、受益証券の一口当たり純資産価格は決定されない。ただし、かかる停止は、以下の条件がいずれも満たされた後に到来する営業日に失効する。

ａ．純資産価格の決定の停止をもたらした原因が存在しなくなったこと

ｂ．純資産価格の決定の停止を正当化する原因が他に存在しないこと

ｃ．当該宣言後１か月が経過したこと

管理会社の各宣言は、管理会社またはファンドを所管する当局により定められ、当該時点において効力を有する公の規則・規制が存在する場合には、これに適合していなければならない。上記公の規則・規制に抵触しない限り、管理会社の決定は最終的なものとなる。管理会社は、受益証券の一口当たり純資産価格の決定を停止した場合には、当該停止後速やかに、適当と考える新聞に停止がなされた旨を掲載するよう、商業上合理的な手立てを講じなければならない。管理会社は、受益証券の一口当たり純資産価格の決定の停止が解除された場合にも、適当と考える新聞に停止が解除された旨を掲載する手立てを講じなければならない。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の契約証書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、平成31年５月31日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ② ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年１月31日である。

（５）【その他】

① 発行限度額

受益証券の発行金額は、2,000万米ドルを最低とする。

② ファンドの解散

ファンドは、信託証書に従い、償還日前のいかなる時点においても終了されることがある。

ファンドは、以下の場合、平成31年５月31日以前に終了することがある。

（ｉ）受益者の特別総会において発行済受益証券保有者により投票された議決権総数のうち４分の３の多数により決議された場合

（ii）ケイマン諸島において規制されるミューチュアル・ファンドとしてCIMAからファンドに付与された免許その他の承認が取り消されもしくは変更された場合

（iii）受託会社が、管理会社と協議の上、その単独の裁量により、ファンドの継続が非実務的であり、推奨されず、または受益者の利益に反するものであると判断した場合

（iv）受託会社の退任または解任の場合において、適切な後任となる受託会社を置くことができない場合。

受託会社は、信託証書の関連条項の規定に従って、ファンドを終了させる権利を有する。

受託会社は、その単独の裁量により、いかなる理由に基づいても、３か月前に管理会社および受益者に対して通知することにより、ファンドを終了する権利を有する。

償還日以外の日におけるファンドの終了の場合には、受益者に対して30日以上前に通知が送付される。ファンドの終了に際し、分配可能な余剰純資産は、保有受益証券の口数に応じて、受益者に分配される。

償還日後の最終の償還金の支払においては、受託会社は、保証状の規定に従い、償還日の28日後までにかかる支払を行う。

どのような原因によるファンドの終了の場合にも、受託会社は、ファンドのために保有する投資対象、財産およびその他の資産を換金し、適切に支払われるべき債務を支払い、もしくはそのための適切な準備金を設定し、また、終了のための費用のための準備金を設定した後、換金された手取金を、ファンドを終了するとの決定がなされた日現在の、それぞれのファンドに対する受益証券持分に応じて按分して、受益者（受託会社が合理的に要求する、それぞれの権利についての証拠（もしあれば）の提示を条件として）に分配する。

受託会社が保有する、未請求の純利益またはその他の現金（未請求の分配金を含む。）のうち、支払時期の到来後12か月間が経過したものについては、受託会社は、裁判所に支払うことができる。なお、受託会社は、当該支払を行うために、または当該支払に関連して被った費用を留保することができる。

③ 信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島信託法に基づき、免税信託としてケイマン諸島において登録され、平成19年４月２日に、同日付の信託証書の要項に従い、設立された。ファンドの信託証書は、ファンドの規約である。信託証書に基づき、受託会社および管理会社は、本書に記載された行為を行う権限を有し、また信託証書の要項に従い各権限を委任する権限を有する。受益証券は、管理会社の裁量により発行される。

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を信託証書に補足証書を付することにより改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更または追加は、信託証書の規定に従い適法に招集および開催された受益者集会において、投票数の４分の３の多数による承認がない限り行われないものとする。改正、変更または追加が、（ａ）法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため、（ｂ）一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるものとして、（ｃ）ファンドの名称変更を行うため、（ｄ）会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益分配日付を変更するため、（ｅ）その他の会計期間の開始および終了日付を変更、もしくはかかる期間に関連する分配日（中間分配日を含む。）を変更するため、（ｆ）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者

が一切の重要な不利益を被らないと合意する変更をするため、（ｇ）信託証書から廃用となった条項を削除するため、（ｈ）管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを交替させるため、（ｉ）明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合、または、（ｊ）CIMAの要請に従い、ファンドが随時その適用を受ける法、規則、規制に従うためのものである場合には、かかる承認は必要としない。

④　関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に変更される。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

外部評価事務代行契約

外部評価事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約の条項は、双方の契約当事者によりまたは双方の契約当事者のために署名された証書による場合を除き、変更、放棄、解除または廃止することができない。

データ・コンパイレーション事務代行契約

データ・コンパイレーション事務代行契約は、契約当事者に対し、３か月以上前に書面による通知をすることにより、毎四半期末日付で終了することができる。

同契約は、英国およびウェールズの法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、契約当事者間で書面により合意した場合、修正または改訂することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通り。

（ｉ）分配請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、平成19年８月の第１営業日以降管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた悪意、背信行為、詐欺または過失による義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

信託証書は、受託会社、管理会社およびファンドに対するその時々のその他のサービス提供者の利益のために、免責規定を設けている。また、関連当事者間での重要な契約書の一部は、管理会社および／または受託会社が（ファンドのために）、ならびにトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社が、他の当事者を免責する旨の規定を設けている。トレーディング・カンパニーは、信用枠に基づき、信用提供者のために免責を与えることが予定されている。

（ｖ）議決権

信託証書に基づき、各受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所　　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ｉ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士　　大　西　信　治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所　　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

ａ．　ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、英国における諸法令および英国において一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．　ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には平成27年５月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝123.73円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３
財政状態計算書
2015年１月31日現在

	注記	2015年		修正再表示後＊ 2014年		修正再表示後＊ 2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
流動資産							
銀行預金	3	19,982	2,472	169,485	20,970	184,531	22,832
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	80,081,635	9,908,501	140,126,336	17,337,832	195,487,240	24,187,636
流動資産合計		80,101,617	9,910,973	140,295,821	17,358,802	195,671,771	24,210,468
流動負債							
未払金および未払費用	8	(128,162)	(15,857)	(419,875)	(51,951)	(515,622)	(63,798)
流動負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		(128,162)	(15,857)	(419,875)	(51,951)	(515,622)	(63,798)
受益者に帰属する純資産		79,973,455	9,895,116	139,875,946	17,306,851	195,156,149	24,146,670
内訳：							
受益者に対する負債							
受益者に帰属する純資産	10	79,973,455	9,895,116	139,875,946	17,306,851	195,156,149	24,146,670
		79,973,455	9,895,116	139,875,946	17,306,851	195,156,149	24,146,670
受益証券82,940,000口(2014年：150,620,000口、2013年：207,410,000口)の一口当たり純資産価格	10	0.9642	119 円	0.9286	115 円	0.9409	116 円

＊注記２（ｂ）参照

2015年７月15日に受託会社を代表して、承認され、発行を認可された。

〔 署 名 〕
エドウィン・マシャンガンビ
署名権者

〔 署 名 〕
メイリン・フィリップス
署名権者

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３の受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのために。（個人的な行為能力によるものではない。）。

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３
包括利益計算書
2015年１月31日終了年度

	注記	2015年		修正再表示後＊ 2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
収益					
受取利息		-	-	928	115
トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のレベルで発生する以下の項目で構成される損益を通じて公正価値で測定する金融資産純利益／（損失）					
受取利息		68	8	105	13
その他の収益	9	824,563	102,023	1,238,455	153,234
投資有価証券純利益／（損失）	6	3,721,035	460,404	(1,529,920)	(189,297)
保証報酬	8	(297,276)	(36,782)	(433,127)	(53,591)
取締役報酬	9	(14,967)	(1,852)	(16,044)	(1,985)
支払利息		(346)	(43)	(4,504)	(557)
専門家報酬および一般管理費用	8	(20,159)	(2,494)	(85,373)	(10,563)
トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のレベルで発生する純利益／（損失）		4,212,918	521,264	(830,408)	(102,746)
収益合計		4,212,918	521,264	(829,480)	(102,632)
費用					
代行協会員報酬	8	(560,641)	(69,368)	(805,346)	(99,645)
管理事務報酬	8	(126,874)	(15,698)	(182,897)	(22,630)
登録事務代行報酬	8	(63,479)	(7,854)	(106,675)	(13,199)
受託報酬	8	(21,883)	(2,708)	(17,825)	(2,205)
		(772,877)	(95,628)	(1,112,743)	(137,680)
受益者に帰属する当期純利益／（損失）		3,440,041	425,636	(1,942,223)	(240,311)

＊注記２（ｂ）参照

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３
純資産の変動計算書
2015年１月31日終了年度

	注記	2015年		修正再表示後＊ 2014年		修正再表示後＊ 2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
受益者に帰属する純資産期首残高		139,875,946	17,306,851	195,156,149	24,146,670	257,713,606	31,886,904
受益証券67,680,000口(2014年：56,790,000口、2013年：71,770,000口)の買戻支払金	10	(63,342,532)	(7,837,371)	(53,337,980)	(6,599,508)	(67,525,588)	(8,354,941)
		76,533,414	9,469,479	141,818,169	17,547,162	190,188,018	23,531,963
受益者に帰属する当期純利益／（損失）		3,440,041	425,636	(1,942,223)	(240,311)	4,968,131	614,707
受益者に帰属する純資産期末残高		79,973,455	9,895,116	139,875,946	17,306,851	195,156,149	24,146,670

＊注記２（ｂ）参照

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３
キャッシュ・フロー計算書
2015年１月31日終了年度

	2015年		修正再表示後＊ 2014年	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
受益者に帰属する当期純利益／（損失）	3,440,041	425,636	(1,942,223)	(240,311)
受益者に帰属する当期純利益／（損失）の営業活動による純現金への調整：				
運用資産および負債の純変動：				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	60,044,701	7,429,331	55,360,904	6,849,805
買掛金および未払費用	(291,713)	(36,094)	(95,747)	(11,847)
営業活動による純現金	63,193,029	7,818,873	53,322,934	6,597,647
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の買戻に係る支払金	(63,342,532)	(7,837,371)	(53,337,980)	(6,599,508)
財務活動に使用された純現金	(63,342,532)	(7,837,371)	(53,337,980)	(6,599,508)
現金および現金同等物の純変動	(149,503)	(18,498)	(15,046)	(1,862)
現金および現金同等物の期首残高	169,485	20,970	184,531	22,832
現金および現金同等物の期末残高	19,982	2,472	169,485	20,970
現金および現金同等物に含まれる項目				
銀行預金	19,982	2,472	169,485	20,970
	19,982	2,472	169,485	20,970
キャッシュ・フローに関する補足情報の開示				
受取利息	—	—	928	115

＊注記２（ｂ）参照

添付の注記は本財務諸表と不可分なものである。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３

財務諸表注記

2015年１月31日終了年度

１．概要

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３（以下「ファンド」という。）は、2007年４月２日にケイマン諸島の法律に準拠して設定されたユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）およびリテール・ミューチュアル・ファンド（ジャパン）規則（2012年改訂）に準拠して登録され、中期的にボラティリティーを適正水準に維持しつつ安定した資本の成長を目指すことを目的としている。ファンドは2007年７月１日に取引を開始した。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）３リミテッド（以下「ゼロ・クーポン債発行会社」という。）は、米国財務省証券ストリップス債を保有する目的で、ケイマン諸島の法律に準拠して、2007年３月９日に設立された。

マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング３リミテッド（以下「トレーディング・カンパニー」という。）は、運用業務ならびにそれに関連する資産、負債、収益および費用をゼロ・クーポン債発行会社のものと区別するために、ケイマン諸島の法律に準拠して、2007年３月９日に設立された。

ファンドは、マン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）３ リミテッドおよびマン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング３・リミテッドに投資している。

投資エクスポージャー

2008年11月１日以降、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドは、投資信託に対する投資を売却し、投資先のヘッジファンド・ポートフォリオの投資エクスポージャーを解消している。当該日以降にトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社への投資を通じてファンドに現存するすべての資本は、投資者の資本の保護のために、同日からすべての残りの資本は米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

２．重要な会計方針の要約

ａ）会計公準

本財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務諸表は、取得原価主義に基づき作成されている。ただし、公正価値で測定されている、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債を除く。

作成の基礎

当年度中に、経営陣によって作成の基礎が変更されたため、本財務諸表は結合基準で作成されていない。したがって、ファンドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する投資持分を損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、公正価値で測定した。これは、会計方針の変更に該当するため、かかる変更は遡及的に適用することが要求される。当該変更による影響の詳細は、以下の注記２（ｂ）において記載されている。

ｂ）会計方針および開示の変更

ファンドが採用した新規の会計基準、解釈指針および改訂：

本財務諸表の作成に採用された会計方針は、以下に記載される日に効力を発生した新規の会計基準および解釈指針の採用を除き、2014年１月31日終了年度のファンドの財務諸表と同一である。

IAS第32号－金融資産および金融負債の相殺

本改訂は、「相殺する法的に強制力のある権利を現時点で有している」の意味を明確にするものである。また、本改訂は、同時点に発生しない総額決済が適用される（中央決済機関等の）決済システムに対して、IAS第32号の相殺基準が適用される基準を明確にする。本改訂は、ファンドの財政状態または財務成績に影響を与えるものではなく、2014年１月１日以降に開始する会計年度から効力を発生している。

投資事業体（IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂）

IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」およびIAS第27号「個別財務諸表」に対する改訂は、下記を提供または要求する。

- 「投資企業」（定義されている。）に対し、特定の子会社の連結を例外とする規定を提供し、連結しない代わりに、それぞれの適格子会社への投資をIFRS第９号「金融商品」またはIAS第39号「金融商品－認識と測定」に準拠して、損益を通じて公正価値で測定することを要求する。

- 事業体に対し、投資企業に該当するとみなした理由、非連結子会社の詳細、ならびに投資企業とその子会社の関係性および両者間の特定取引について、追加の開示を要求する。

- 投資企業に対し、関連子会社への投資に関する会計処理を、連結財務諸表および個別財務諸表と同一の方法で行うこと（または、もしすべての子会社が非連結対象である場合には、個別財務諸表のみを提供すること。）を要求する。

これらの改訂は、2014年１月１日以降に開始する会計年度から効力が発生する。これらの改訂は、ファンドの財政状態および財務成績に影響を与えるものではない。これらの改訂によって要求される追加的な開示には、以下が含まれる。

IFRS第10号－連結財務諸表

IFRS第10号は、IAS第27号連結および個別財務諸表の一部を代替するものであり、連結財務諸表の会計処理に対応する。同基準はまた、SIC第12号連結－特別目的事業体を代替する。IFRS第10号は、特別目的事業体を含むすべての事業体に適用される単一の支配モデルを構築する。IFRS第10号によってもたらされた変更により、経営陣は、どの事業体が被支配事業体であり、したがって、親会社に連結されるべきか否かについて、IAS第27号に規定された要件と比較した上で決定するという重要な判断を行うことが要求される。

また、IFRS第10号は、投資事業体の要件を満たす事業体に対して連結の例外適用を規定しており、当該事業体におけるすべての投資有価証券を損益を通じて公正価値で測定するものに認識することを要求している。

ファンドは、IFRS第10号の改訂を適用し、経営陣によって会計方針の変更が決定されたため、本財務諸表は結合基準で表示されていない。ファンドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の資産および負債については継続的に損益を通じて公正価値で測定するが、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する投資変動による損益については、公正価値で表示する。損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益／（損失）の内訳は、包括利益計算書に含まれている。

投資有価証券の測定は、当該投資有価証券が継続的に公正価値で保有され、かつ遡及的に適用することが要求されるため、当該会計方針の変更による影響を受けない。したがって、該当する比較数値も修正再表示されている。ファンドの純損失および純資産は、当該変更による影響を受けない。

下表は、この変更によって影響を受けた財務諸表の各勘定科目について、当初適用日直後の変更された金額が表示されている。当該改訂の経過規定において、当期の類似情報の開示は要求されていない。

2014年１月31日現在の財政状態計算書

	過去に報告された2014年１月31日現在の結合値（米ドル）	調整（米ドル）	修正再表示後合計（米ドル）
銀行預金	220,708	(51,223)	169,485
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	137,565,777	2,560,559	140,126,336
金融資産の売却に係る未収金	2,310,179	(2,310,179)	―
前払金およびその他の資産	136,948	(136,948)	―
未払金および未払費用	(357,666)	(62,209)	(419,875)
合計額	139,875,946	―	139,875,946

2014年１月31日現在の包括利益計算書

	過去に報告された2014年１月31日現在の結合値（米ドル）	調整（米ドル）	修正再表示後合計（米ドル）
収益			
受取利息	105	823	928
外貨にかかる純損失	(108)	108	－
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる純（損失）／利益	(1,529,812)	1,529,812	－
その他の収益	1,238,455	(1,238,455)	－
トレーディング・カンパニー			
受取利息	－	105	105
その他の収益	－	1,238,455	1,238,455
投資有価証券にかかる純利益／（損失）	－	(1,529,920)	(1,529,920)
保証報酬	(438,015)	4,888	(433,127)
支払利息	(3,576)	(928)	(4,504)
取締役報酬	－	(16,044)	(16,044)
専門家報酬および一般管理費用	(293,501)	208,128	(85,373)
費用			
代行協会員報酬	(805,346)	－	(805,346)
管理事務報酬	－	(182,897)	(182,897)
登録事務代行報酬	(110,425)	3,750	(106,675)
受託報酬	－	(17,825)	(17,825)
合計額	(1,942,223)	－	(1,942,223)

2014年１月31日現在のキャッシュ・フロー計算書

	過去に報告された2014年１月31日現在の結合値（米ドル）	調整（米ドル）	修正再表示後合計（米ドル）
受益者に帰属する当期純損失	(1,942,223)	－	(1,942,223)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	54,737,043	623,861	55,360,904
金融資産の売却に係る未収金	542,024	(542,024)	－
前払金およびその他の資産	6,744	(6,744)	－
未払金および未払費用	(62,028)	(33,719)	(95,747)
合計	53,281,560	41,374	53,322,934
受益証券の買戻し支払金	(53,337,980)	－	(53,337,980)
現金および現金同等物の純変動	(56,420)	41,374	(15,046)
現金および現金等価物の期首残高	277,128	(92,597)	184,531
現金および現金同等物の期末残高	220,708	(51,223)	169,485
現金および現金同等物に含まれる項目：			
銀行預金	200,708	(31,223)	169,485

2013年１月31日現在の財政状態計算書

	過去に報告された2013年１月31日現在の結合値（米ドル）	調整（米ドル）	修正再表示後合計（米ドル）
銀行預金	277,128	(92,597)	184,531
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	192,302,820	3,184,420	195,487,240
金融資産の売却に係る未収金	2,852,203	(2,852,203)	－
前払金およびその他の資産	143,692	(143,692)	－
未払金および未払費用	(419,694)	(95,928)	(515,622)
合計額	195,156,149	－	195,156,149

公表されたが、効力を発生していない会計基準：

IFRS第15号－「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は、2014年５月に公表され、顧客との契約から生じる収益に適用する、新たな５つのステップからなるモデルを構築した。IFRS第15号に基づいて、収益は、顧客への財またはサービスの移転と交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識される。IFRS第15号は、収益の測定および認識に関するより体系的なアプローチの原則を提供する。

新規の収益基準は、すべての企業に適用され、IFRSにおける収益認識に関する現行の規定はすべて置き換えられる。2017年１月１日以降に開始する会計年度に対して、完全適用または遡及的な修正の適用が要求されており、早期適用も認められる。現在ファンドは、IFRS第15号の影響を査定しており、当該新規基準の効力発生日に適用を実施する予定である。

IAS第24号－関連当事者についての開示（2014年７月１日以降に開始する会計年度から効力が発生する。）

本改訂は、遡及的に適用され、経営管理企業（経営幹部としてのサービスを提供する企業）は、関連当事者に該当し、関連当事者に関する開示が求められることが明確にされている。さらに、経営管理企業を利用している企業は、経営管理サービスに係る費用を開示しなければならない。本改訂により、投資運用会社はIFRSに基づく関連当事者とみなされるが、ファンドの財務諸表にすでに関連する開示がなされているため、本改訂はファンドに重大な影響を与えない。

IFRS第９号－金融商品： 分類および測定

IASBにより2014年７月に公表されたIFRS第９号「金融商品」の最終版は、金融商品プロジェクトの全フェーズを反映し、またIAS第39号「金融商品：認識および測定」およびIFRS第９号の従前のすべてのバージョンに置き換わるものである。当該基準は、分類および測定、減損ならびにヘッジ会計に関する新規の要件を導入する。IFRS第９号は、2018年１月１日以降に開始する会計年度から効力が発生し、早期適用も認められている。遡及的適用が要求されるが、比較情報は強制されない。IFRS第９号の従前のバージョン（2009年、2010年および2013年）は、当初適用日が2015年２月１日より前であれば容認される。IFRS第９号の適用が、ファンドの金融資産または金融負債の分類および測定に重大な影響を与える可能性は低い。

ｃ）会計上の判断および見積りの使用

IFRSに準拠した財務諸表の作成において、経営陣は本財務諸表に報告されている金額および開示事項ならびに付随する注記および一定の評価の前提に影響を与える、判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。しかし、当該仮定および見積りについての不確実性により、将来の資産または負債の簿価に対して、重大な調整が必要とされる結果になる可能性がある。

ｄ）継続企業の前提

経営陣は、ファンドの継続企業としての能力を査定し、ファンドは見通し得る将来において事業を継続するための資源を有していると確信している。さらに、経営陣は、ファンドの継続企業としての能力に深刻な疑問を投げかけるような重大な不確実性は存在しないと考えており、したがって、本財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

ｅ）収益の認識

利息および配当は、それぞれ、発生主義および配当落ち日基準で計上される。

ｆ）金融資産および金融負債の評価

金融資産および金融負債の評価額は、英文募集書面に基づいて算定されている。財務諸表の目的上、投資有価証券は、以下に記載される方針に基づいて、IFRSに準拠して評価されている。2015年１月31日および2014年１月31日現在、これらの評価手法間に重大な差異はない。

売買目的で保有される金融資産または金融負債は、原則として短期で売買または買戻しを目的として取得されたまたは生じたものである。ファンドは、デリバティブをヘッジ関係にあるヘッジ対象に指定していないため、デリバティブも売買目的保有に区分される。

ファンドは、金融資産または金融負債を当該商品の契約当事者になった時にのみ認識する。投資有価証券の一般的な売買は、取引日すなわちファンドが資産の売買を契約した日付けで認識される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価値で認識される。当該商品に係るすべての取引費用は、直接的に損益計算書において認識される。

ファンドは、当初の測定後、損益を通じて公正価値で測定するものに分類された金融商品を公正価値で測定する。

ゼロ・クーポン債の評価額には、銀行または保管会社によって、適宜保有した担保の評価額が含まれる（以下「資本証券」という。）。

パフォーマンス・ローン債の評価額には、トレーディング・カンパニーのすべての売買目的および投資目的の資産および負債の評価額が含まれ、係る評価額は、データ・コンパイレーション事務代行会社によって決定される。計算は、先物市場で値付け、上場、取引または売買された有価証券の評価額に基づいて、決済価格を参照して行われる。その他の証券取引所で値付け、上場、取引または売買された有価証券の評価は、係る投資有価証券の主要な証券取引所における直近の相場を参照して行われる。

投資有価証券は、当該投資有価証券からのキャッシュフローを受領する権利が消滅した時点またはファンドがその所有に関するすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡した時点で認識が中止される。

ｇ）借入金

ゼロ・クーポン債発行会社は、活発な市場で取引されていない、固定利付きまたは確定利付き非デリバティブ金融負債である借入金を利用することがある。借入金は、当初、発行手取額の公正価値から、発生した取引費用を控除した金額で認識される。借入金は以後、償却原価で計上される。

ｈ）金融商品の相殺

ファンドは、認識された金額の相殺に法的強制力があり、かつ純額決済する意思がある場合、または資産の売却と負債の決済を同時に行う場合には、金融資産および金融負債を相殺することができる。相殺される金融資産および金融負債は、財政状態計算書に純額で計上される。2015年１月31日および2014年１月31日現在、本財政状態計算書において相殺された資産および負債はない。

ｉ）実現および未実現損益

有価証券およびデリバティブに係るすべての実現および未実現損益は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益／（損失）として認識される。未実現損益は、当期における金融商品の公正価値の変動、および当会計年度に実現した金融商品の過年度の未実現損益の戻入からの変動で構成される。実現損益は、金融商品の当初の簿価と売却金額との差額、またはデリバティブ契約の支払金額または受取金額（かかる商品に関する委託証拠金口座の現金の受け払いを除く）との差額を表す。売却された有価証券の取得原価は、先入先出法により計上される。

ｊ）機能通貨および表示通貨

ファンドは、調達資金の通貨である米ドルによる収益を得ることを目指している。ファンドの流動性は、ファンドの受益証券の発行および買戻しに対応するために、日々、米ドルで管理されている。ファンドのパフォーマンスも同様に米ドルで評価されている。したがって、米ドルは、投資先取引、事象および条件の経済上の影響を最も忠実に表しており、ファンドの機能通貨および表示通貨は、米ドルであると考えられている。

ｋ）外貨

当期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算されている。外貨建の資産および負債は、財政状態計算書日現在の実勢為替レートで換算されている。外貨建投資取引および期末に保有している外貨建投資有価証券に関して発生する損益は、包括損益計算書において、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益／（損失）に含まれる。その他のすべての外貨建損益は、包括利益計算書において、外貨に係る純利益／（損失）に含まれる。

ｌ）その他の費用

すべての費用は、包括利益計算書において発生主義に基づいて認識されている。

ｍ）受益証券

受益証券は、2019年５月31日（満期日）に、（保証枠を通じて）受益証券１口当たりの最低額を引き渡す契約上の義務が定められているため、金融負債に分類されている。

受益証券は、受益者の選択に応じて買戻すことができる。受益証券は、ファンドの英文募集書面に記載されている買戻条項に基づいて買戻すこともできる。

ｎ）前年度の比較数値の組替

特定の前年の比較数値は、当年度の表示と一致させるために組み替えられている。

３．銀行預金

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、要求払い預金、金融機関に対する短期預金、および既知の価格で容易に現金化が可能で、評価額の変動リスクが低く、当初満期が３か月以下であり、適用ある場合には当座借越の残高と相殺される流動性の高い短期投資有価証券から構成される。2015年１月31日現在、ブローカーが保有している担保残高はない。

４．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

下表は、１月31日現在の損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債を要約したものである。

	2015年 公正価値 （米ドル）	修正再表示後 2014年 公正価値 （米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当初認識時に指定されたもの		
トレーディング・カンパニーによって発行された パフォーマンス・ローン債	107,877	250,381
ゼロ・クーポン債発行会社によって発行された ゼロ・クーポン債	79,973,758	139,875,955
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	80,081,635	140,126,336

当年度末現在、担保として差し入れられている金融資産はない。

ファンドの投資有価証券

ファンドは、投資者に当初元本のリターンおよびプロフィット・ロックイン構造による保証額を確実に提供することを目的としている。この目的を達成するために、米国財務省証券ストリップス債に基づくゼロ・クーポン債（以下「当該証券」という。）をゼロ・クーポン債発行会社から購入し、またトレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債を購入した。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の投資有価証券

ゼロ・クーポン債

2015年１月31日現在、保有している当該証券の取得原価は、46,173,064米ドル（2014年：83,494,759米ドル）であり、2019年５月15日に額面総額83,059,000米ドル（2014年：150,263,000米ドル）で満期を迎える。2015年１月31日現在、当該証券の公正価値は、79,973,758米ドル（2014年：139,875,956米ドル）であり、発行会社の現在の格付および現行利率が反映されている。

パフォーマンス・ローン債

受益証券発行手取額から、ゼロ・クーポン債の買付けに充当された後の残余資金は、パフォーマンス・ローン債の購入に充てられた。各パフォーマンス・ローン債には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し比例する持分権が表章されており、その公正価値は、トレーディング・カンパニーの純資産価額にあたる。パフォーマンス・ローン債は、いずれの取引日においても償還可能であり、これにより、ファンドは、受益証券を買い戻す受託会社の義務を履行することができる。

金融資産および金融負債の公正価値

ファンドは、IFRS第13号に基づいて、公正価値を測定するために使用されるインプットの重要性を反映させた公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類している。

公正価値ヒエラルキーは、以下のレベルに分かれている。

・レベル１－同一商品の活発な市場における公表された市場価格。

・レベル２－観察可能なインプットに基づく評価手法。当該区分には、類似商品の活発な市場における公表された市場価格、類似商品の活発とはみなされない市場における公表された価格、も

しくはすべての重要なインプットが市場データから直接または間接的に観察可能なその他の評価手法を用いて評価された商品が該当する。

・レベル３－重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。当該区分には、評価手法に観察可能なデータに基づかないインプットが含まれ、観察不能なインプットによって当該商品の評価が著しい影響を受ける可能性のあるすべての商品が該当する。当該区分には、商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または前提を要求される、類似商品の公表価格に基づいて評価された商品が該当する。

報告日における上場株式（上場投資信託を含む。）、債務証券および上場デリバティブの公正価値が、公表された市場価格または取引費用を控除されていないディーラー公表価格に基づいている場合には、商品はヒエラルキーのレベル１に分類される。

ファンドが投資しているゼロ・クーポン債発行会社の発行するゼロ・クーポン債は、米国財務省証券のみを投資先としており、当該債券が相対で取引され、観察可能なインプットを用いて評価されるため、レベル２に分類されている。

ファンドによるパフォーマンス・ローン債の購入は、その投資対象が相対で取引され、観察可能なインプットおよび観察不能なインプットの両方が含まれるトレーディング・カンパニーの純資産価額に基づいて評価されるため、レベル３に分類されている。

下表は、2015年１月31日現在、公正価値で計上されているファンドの金融商品を公正価値ヒエラルキーに分類したものである。

	レベル２（米ドル）	レベル３（米ドル）	公正価値合計（米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債	－	107,877	107,877
ゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債	79,973,758	－	79,973,758
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	79,973,758	107,877	80,081,635

下表は、2014年１月31日現在、公正価値で計上されているファンドの金融商品を公正価値ヒエラルキーに分類したものである。

	修正再表示後 レベル２ （米ドル）	修正再表示後 レベル３ （米ドル）	修正再表示後 公正価値合計 （米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング・カンパニーが発行するパフォーマンス・ローン債	－	250,381	250,381
ゼロ・クーポン債発行会社が発行するゼロ・クーポン債	139,875,955	－	139,875,955
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	139,875,955	250,381	140,126,336

ファンドは、レベル１金融商品を保有していない。

短期の残高は、報告日時点の簿価が公正価値の近似値であるため、上表には含まれていない。

投資有価証券は、毎期末に、上述の公正価値ヒエラルキーに従って正しくレベル１、レベル２およびレベル３に分類されていることを確保するために精査される。当期に投資有価証券の性質に変更があり、当該投資有価証券が現状レベルの条件を満たさない場合には、該当財務報告期間末により適正なレベルへ移動される。2015年１月31日および2014年１月31日に終了した年度において、レベル間の移動はなかった。

	2015年１月31日 （米ドル）	修正再表示後 2014年１月31日 （米ドル）
期首残高	250,381	332,217
売却	(629,570)	(781,240)
包括利益計算書における利益の合計	487,066	699,404
期末残高	107,877	250,381

下表は、レベル３に分類された投資有価証券の評価に用いられた観察不能インプットの一覧にしたものである。トレーディング・カンパニーによって発行されたパフォーマンス・ローン債は、トレーディング・カンパニーが保有する市場で観察不能である可能性がある有価証券、およびトレーディング・カンパニーにおいて発生する観察不能な未払費用を含むことがある純資産価額に基づいて評価される。

資産銘柄	2015年１月31日 現在の公正価値 （米ドル）	評価手法	観察不能なインプット
パフォーマンス・ ローン債	107,877	トレーディング・ カンパニーの純資産価額	トレーディング・ カンパニーの純資産価額

資産銘柄	修正再表示後 2014年１月31日 現在の公正価値 （米ドル）	評価手法	観察不能なインプット
パフォーマンス・ ローン債	250,381	トレーディング・ カンパニーの純資産価額	トレーディング・ カンパニーの純資産価額

トレーディング・カンパニーの公正評価における観察不能インプットは一つであるため、変動範囲は開示されない。

５．財務リスク管理

ファンドはその投資活動により、投資する金融商品および市場に伴う様々な種類のリスクに晒されている。ファンドが晒されている最も重要な財務リスクの種類は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクである。市場リスクには価格リスク、金利リスク、為替リスクが含まれる。ファンドは、全体のリスク管理方針の一部として、投資活動に伴うリスクと一緒に総合的にこれらのリスクを管理している。

財政状態計算書日の金融商品残高の性質および範囲、ならびにファンドが採用するリスク管理方針は以下に記載されている。

全体的リスク管理

ファンドは、マン・グローバル・ストラテジーズにより選定された投資戦略に基づいて投資を行うトレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に投資することによりリスク調整済キャピタル・ゲインの獲得に努める。2008年11月１日以降、トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドは、投資先のヘッジファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消している。投資者の資本の保護のために、同日からすべての残りの資本は米国財務省証券ストリップス債および現金で保有されている。

取締役会は、トレーディング・カンパニー・レベルのリスクと投資先の投資レベルのリスクの２つの主要レベルにリスクを分けている。それに従い、投資運用会社は、トレーディング・カンパニーおよび投資先の投資に関するリスク管理の手続きを実行しているが、投資先の投資レベルのリスク管理を適用する必要性はもはやない。

トレーディング・カンパニー・レベルおよびゼロ・クーポン債発行会社レベル

トレーディング・カンパニー・レベルのリスク管理は、投資前および継続するリスク管理に分割することができる。投資前リスク管理においては、資産配分およびポートフォリオ構築が決定される。その後、リスク管理においては、リスク・リターン分析の実施、関連のあるトレーディング・カンパニーの特定のポートフォリオ制限および投資ガイドラインのモニタリング、トレーディング・カンパニー・レベルにおける通貨、金利、信用リスクおよび流動性リスクの管理などが行われ、資産配分およびポートフォリオ構築のための関連する調整が行われる。

リスク検討またはポートフォリオを投資戦略および投資アプローチに沿った形に戻す必要性が生じると、ポートフォリオのリバランスが行われることになる。リバランスは通常、投資運用会社のポートフォリオ管理チームが定期的に見直しする。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レートおよび投資先の投資有価証券の価格などの市場の変数の変動により、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのことである。

投資運用会社は多くのリスク尺度を使用するが、その中でも一般的によく知られているのが年間変動率である。年間変動率はリスクの指標であり、過去12か月間の受益証券の一口当たり純資産価格に関するリターンの標準偏差として計算される。

トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドは、投資先のヘッジファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーを解消したため、2015年１月31日現在の変動率は、リスク測定において意味を持たず、従って、2015年１月31日終了年度または2014年１月31日終了年度における変動率（年率）は計算されていない。ファンドは、米国財務省証券ストリップス債の将来の予想金利の影響を除き、市場リスクに対する著しいエクスポージャーを有していない。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価格または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

ファンドは、銀行預金および米国財務省証券ストリップス債に基づくゼロ・クーポン債への投資に関して、金利リスクに間接的に晒されている。

金利の上昇は、米国財務省証券ストリップス債の評価額に対して逆の影響を及ぼす。

下表は、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーを契約上の満期または価格再計算時期のいずれか早い方で示したものである。

2015年１月31日現在

	１か月未満（米ドル）	１年超（米ドル）	金利リスクを伴わないもの（米ドル）	合　計（米ドル）
流動資産				
銀行預金	19,982	－	－	19,982
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	107,877	79,150,243	823,515	80,081,635
流動資産合計	127,859	79,150,243	823,515	80,101,617
流動負債				
未払金および未払費用	－	－	(128,162)	(128,162)
流動負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）	－	－	(128,162)	(128,162)
受益者に帰属する純資産	127,859	79,150,243	695,353	79,973,455

修正再表示後

2014年１月31日現在

	１か月未満（米ドル）	１年超（米ドル）	金利リスクを伴わないもの（米ドル）	合　計（米ドル）
流動資産				
銀行預金	169,485	－	－	169,485
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	250,381	137,565,777	2,310,178	140,126,336

流動資産合計	419,866	137,565,777	2,310,178	140,295,821
流動負債				
未払金および未払費用	－	－	(419,875)	(419,875)
流動負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）	－	－	(419,875)	(419,875)
受益者に帰属する純資産	419,866	137,565,777	1,890,303	139,875,946

金利リスクに晒されていない負債は、未払金および未払費用である。これらの金額は通常は四半期中に、いかなる場合でも１年以内に契約上の決済が要求される。

下表は、すべての他の変数を一定として、金利が50ベーシスポイント（以下「bp」という。）上昇または下落した場合の純資産の詳細である。

2015年１月31日現在

	１か月未満（米ドル）	**１年超（米ドル）**	**金利リスクを伴わないもの（米ドル）**	**合　計（米ドル）**
50bp上昇の場合の純資産	128,498	79,545,994	695,353	80,369,845
50bp下落の場合の純資産	127,220	78,754,492	695,353	79,577,065

修正再表示後
2014年１月31日現在

	１か月未満（米ドル）	**１年超（米ドル）**	**金利リスクを伴わないもの（米ドル）**	**合　計（米ドル）**
50bp上昇の場合の純資産	421,965	138,253,606	1,890,303	140,565,874
50bp下落の場合の純資産	417,767	136,877,948	1,890,303	139,186,018

通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変動が原因で、金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクを指す。

2015年１月31日および2014年１月31日現在、ファンドの主な資産および負債は米ドル建てであり、外貨リスクに対するエクスポージャーは低いため、感応度分析は表示していない。ファンドの投資戦略の一環として、ファンドは、定期的に外貨建ての投資有価証券を保有することがある。

その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、金融商品の価値に直接または間接的に影響を及ぼす市況の変動が原因で、金融商品の価格が変動するリスクを指す。

ファンドは、現存するすべての資本が現金であるため、その他の価格リスクに晒されていない。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方当事者が、ファンドと締結した契約を履行することができなくなるリスクである。

各クラスのデリバティブ商品を含む認識済金融資産に関して、取引相手方当事者が義務を履行しなかった場合における2015年１月31日現在の信用リスクに対するファンドの最大エクスポージャー（保有している担保またはその他の証券の価値を考慮しない。）は、財政状態計算書における当該資産の簿価である。信用リスクは、集中リスクの定期的なモニタリングを通じて、軽減されている。

エクスポージャーは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（以下「銀行」という。）および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「保証銀行」という。）に対するものである。期末現在、ムーディーズ・レイティング・エージェンシーによる格付けは、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーはBaa1および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行はA1である。

投資運用会社は、すべての取引相手方当事者に関して、それらがファンドに対するサービス提供者または取引相手方当事者となる前に、デュー・ディリジェンスを実施しており、かかる手続きには信用力の確認が含まれる。ファンドの銀行および保証銀行に関する信用の質は、定期的に監視され、分配の決定の際に考慮される。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが、金融負債に関して、現金または現金同等物の引渡しにより決済する義務を履行することが困難になるリスクである。

トレーディング・カンパニー、ゼロ・クーポン債発行会社およびファンドの投資先ヘッジ・ファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーが解消されたため、流動性リスクは最小限に抑えられた。現存するすべての資本は、現金または直ちに現金化できるもののいずれかで保有されている。

６．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純利益／（損失）

下表は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社のパフォーマンス・ローン債およびゼロ・クーポン債への投資を通じたそれぞれの投資純損益を金融商品に基づいて保有額の内訳を分析したものである。

2015年１月31日終了年度

	実現利益／（損失）（米ドル）	未実現利益／損失の変動（米ドル）	合計（米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債			
パフォーマンス・ローン債	66	－	66
ゼロ・クーポン債：			
米国財務省証券ストリップス債	24,814,807	(21,093,838)	3,720,969
	24,814,873	(21,093,838)	3,721,035

修正再表示後

2014年１月31日終了年度

	実現利益／（損失）（米ドル）	未実現利益／損失の変動（米ドル）	合計（米ドル）
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債			
パフォーマンス・ローン債	(124)	16	(108)
ゼロ・クーポン債：			
米国財務省証券ストリップス債	22,088,368	(23,618,180)	(1,529,812)
	22,088,244	(23,618,164)	(1,529,920)

７．借入金

マン・インベストメンツ・エイジー

トレーディング・カンパニーは、投資資金として、リボルビング借入契約をマン・インベストメンツ・エイジーとの間で締結した。トレーディング・カンパニーは、リボルビング借入契約の条項に従い、定められた金額以下の借入れ、返済および借換えを行うことができる。トレーディング・カンパニーは、2015年１月31日または2014年１月31日に終了した年度において、リボルビング借入契約に基づく借入れは行わなかった。

リボルビング借入契約は非コミット借入枠で、年１回の更新が可能であり、３か月前の書面による通知をもってマン・インベストメンツ・エイジーの単独の判断で打ち切られる可能性がある。リボルビング借入契約は１年を満期とし、LIBORにマージン（2.00%以下、年１回見直される。）を上乗せした利息が付される。

リボルビング借入契約の残高は、ファンドの純資産価額の65%を超過してはならない。

８．報酬、手数料およびその他の費用

管理事務報酬

管理事務報酬は、月中の受益証券口数の変動を参照することによって調整された、報酬支払月の月初における受益証券の純資産総額に対する0.11%の12分の１（年率約0.11%）が、毎月の各取引日に後払いで、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに支払われる。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

保証報酬

保証報酬は、保証銀行に、四半期毎に後払いで支払われる。報酬は、関連する担保資産によって保護されている保証上限額の0.25%の12分の１（年率約0.25%）で計算される。保証銀行は、受益者にゼロ・クーポン債の償還日に、額面金額にプロフィット・ロックイン構造を通じて確保された追加額を加算した額を支払う保証を提供した。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、各評価日における受益証券の一口当たり純資産価格に、当該評価日の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.5%を代行協会員としてのサービスに対して四半期毎に後払いで代行協会員である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）に支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

登録事務代行報酬

登録事務代行報酬は、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「登録事務代行会社」という。）に支払われる。当該報酬は、純資産価額に対し年率0.06%の利率で各評価日に毎月後払いで課せられる。

当該報酬は、トレーディング・カンパニー・レベルで課せられる。

受託報酬

受託会社は、17,000米ドルを最低年間報酬として、ファンドの終値の純資産価額の年率0.01%をファンドから受け取る権利がある。受託報酬は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに対して、毎月の取引日に後払いで支払われる。

当該報酬は、ファンド・レベルで課せられる。

課税

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、源泉徴収による税、遺産税、相続税、贈与税がない。また、受託会社はケイマン諸島信託法（2012年改正）に基づき、ケイマン諸島総督に対し、ファンドの設定後50年間にケイマン諸島で制定される、所得、資産、利益もしくは評価益に課せられる税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される財産もしくはファンドに生じた所得に対し、または当該財産もしくは所得に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約書の発行を申請済みであり、同総督からこれを取得した。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課せられない。

毎年の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、いずれも、ケイマン諸島の法律に基づき免税会社として設立され、誓約の日付から20年の間にケイマン諸島で制定される利益、所得、利得または評価益に対して税金を課す法律がトレーディング・カンパニーもしくはゼロ・クーポン債発行会社に対して、適用されることがない旨の誓約をケイマン諸島総督より取得した。

９．関連当事者取引

バミューダで設立された企業であるマスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッドは、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の普通株を100%所有していることにより関連当事者とされる。したがって、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の支

配権を所有する関連当事者は、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社と一名の取締役を共有している、マスター・マルチ－プロダクト・ホールディングス・リミテッドである。

マン・インベストメンツ・リミテッドは、トレーディング・カンパニーの投資運用会社であったため、関連当事者である。2014年７月22日付で、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドは、投資運用会社になった。マン・インベストメンツ・エイジーおよびマン・インベストメンツ・リミテッドは、マン・グループ・ピーエルシーの子会社であるため関連当事者である。マンは、ファンドのために一般経費を支払い、ファンドにこの費用を請求することがある。

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社の役割のために関連当事者とされる。

それぞれの取締役は他社の金融投資および専門活動に関与しているか、関与の可能性があり、ファンドの経営と利害の衝突の原因となるかもしれない。これらの活動には、他社（投資目標がファンドまたはマン・グループ・ピーエルシーが出資する投資信託に関連するストラクチャーと類似している会社を含む。）の経営または管理、有価証券およびその他の投資対象の売買、投資運用相談、ならびにトレーディング・カンパニーが投資および／またはファンドに投資する会社を含む、他社の取締役、役員、アドバイザーおよび／または代理人としての活動を含む。

以下は、ファンド、トレーディング・カンパニーおよび関連当事者の間に発生した取引である。

2015年１月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬合計（米ドル）	未払報酬（米ドル）
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	17,000	18,417
取締役	取締役報酬および関連費用＊	14,967	1,249

2014年１月31日終了年度

関連当事者	報酬の種類	報酬合計（米ドル）	未払報酬（米ドル）
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託報酬	17,825	9,917
取締役	取締役報酬および関連費用＊	16,044	1,267
マン・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッド	受益者サービス代行報酬＊	1,000	2,500

＊トレーディング・カンパニー・レベルで課せられた。

プラスの純資産価額を維持するために、ファンドは、報酬支払のために必要な現金を十分に保有しておく必要がある。当該負債の金額が、これを賄うための現金額を上回る場合には、投資運用会社が、この差額をトレーディング・カンパニーに補填する。2015年１月31日終了年度の当該補填金額は824,563米ドル（2014年：1,238,560米ドル）であり、このうち2015年１月31日および2014年１月31日現在、73,200米ドル（2014年：136,948米ドル）が未受領であった。

マン・グループ・ピーエルシーの関連事業体による株式所有割合はゼロ％（2014年：ゼロ％）である。

10. 株式資本

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社は、それぞれ、一株の額面が１米ドルの普通株式50,000株による50,000米ドルの授権資本を所有している。

トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の普通株式

払込済か否かに関わらず、普通株式は100％の議決権を有する。普通株式の所有者は、年間5,000米ドルを上限とする配当を取締役の裁量により受け取る権利を有するが、当年度または前年度に宣言された配当

はない。トレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社が清算または解散される場合、普通株式の所有者は、その額面価額（払込済みであれば）、およびトレーディング・カンパニーまたはゼロ・クーポン債発行会社の剰余資産持分に等しい金額を受領する権利を有する。しかし、普通株式の所有者は、普通株式の額面価額を超える額に対する権利を放棄することについて取消不能の同意をしており、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社がかかる金額を受益者の利益のために受益証券勘定に含めることを承認した。普通株式は発行されているが、払込はされていない。普通株式は、払込されるまで金額は認識されない。

ファンドの受益証券

受益証券は、2007年４月２日付の英文募集書面により、受益証券一口当たり１米ドルで募集された。申込期間は2007年６月27日に終了した。申込期間終了後の最低申込金額は、30,000米ドルであった。

受益証券保有者は、取引日の前暦月の20日までに書面による通知を発送して、買戻しが実施される取引日の直前の評価日における受益証券の一口当たり純資産価格を参照して算出された買戻し価格で、その受益証券を買戻すことができる。

受益証券はすべて、管理会社および受託会社の同意を得て、受益者の選択（受益者集会の特別決議）により償還日を延長する場合を除いて（かかる場合、ゼロ・クーポン債は、保証の利益を享受できない。）、2019年５月31日を存続の最終日とする。受益証券の償還日に、各発行済受益証券に関する当該時における支払に十分な資金が存在することにより、各受益証券は、実際の受益証券の一口当たり純資産価格で償還される。

プロフィット・ロックイン

（2007年４月３日付けの保証枠設定契約に詳述されている）プロフィット・ロックイン構造が存在する。

トレーディング・カンパニーの運用実績に従って、受益証券に帰属する新規運用純利益の一定割合は、追加の適格担保（通常は米国財務省証券ストリップス債）の購入に用いられ、投資運用会社と保証銀行の書面による事前合意があれば、ファンドはこれを移転し保証銀行に担保として差し入れることができる。かかる差入れを受けて、保証銀行は、ファンドおよび登録事務代行会社に対して、発行済みおよび満期日に買い戻されることになっている各受益証券の保証額が増額したことを書面によって承認する。

当期に、各受益証券の保証額は増加しなかった。2013年に、保証銀行は、ファンドに対して、受益証券一口当たりの保証が１米ドルに設定されることを書面によって承認した。

資本運用

受益証券を買戻すことができるため、ファンドの資本は、ファンドに対する買戻しおよび申込みの要求により変動しうる。ファンドは外部から課せられた資本規制の対象ではなく、ファンドの英文募集書面に規定された規制以外に受益証券の発行および買戻しに係る制限はない。

投資先ヘッジ・ファンドのポートフォリオに対する投資エクスポージャーの解消に伴い、ファンドの資本運用の目的は以下が含まれる。

・投資者の資本を保護すること、

・ファンドの費用に充当し、発生した場合に買戻請求に応じるために十分な流動性を維持すること

ファンドの資本運用に適用する方針およびプロセスに関しては、注記５「財務リスク管理」を参照のこと。

11. 後発事象

期末日以降に、ファンドに影響を与え、財務諸表に開示を要するような重要な事象は発生しなかった。

12. 偶発債務および契約

2015年１月31日現在、注記10に詳述されている事項の他に、偶発債務または契約はない（2014年：なし）。

（３）【投資有価証券明細表等】

財政状態計算書、包括利益計算書および財務諸表注記を参照のこと。

次へ

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Statement of financial position
As at 31 January 2015

	Notes	2015 US$	Restated* 2014 US$	Restated* 2013 US$
Current assets:				
Cash at banks	3	19,962	169,485	184,531
Financial assets at fair value through profit or loss	4	80,081,635	140,126,336	195,487,240
Total current assets		80,101,617	140,295,821	195,671,771
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses	8	(128,162)	(419,875)	(515,622)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Unitholders)		(128,162)	(419,875)	(515,622)
Net assets attributable to Unitholders		**79,973,455**	**139,875,946**	**195,156,149**
Which are represented by:				
Liability to Unitholders				
Net assets attributable to Unitholders	10	79,973,455	139,875,946	195,156,149
		79,973,455	139,875,946	195,156,149
Net Asset Value per Unit based on 82,940,000 (2014: 150,620,000, 2013: 207,410,000) Units	10	0.9642	0.9286	0.9409

* See Note 2b

Approved and authorised for issue on behalf of the Trustee on 15 July 2015.

EDWIN MACHINGAMBI
Authorised Signatory

MAYLIN PHILLIPS
Authorised Signatory

For and behalf of CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited.
not in its individual capacity, but solely as Trustee of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Statement of comprehensive income
For the year ended 31 January 2015

	Notes	2015 US$	Restated* 2014 US$
Income			
Interest income		–	928
Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss, which is comprised of the following items incurred at the Trading and Non-Trading Company level			
Interest income		68	105
Other income	9	824,563	1,238,455
Net gain/(loss) on investment	6	3,721,035	(1,529,920)
Guarantee fees	8	(297,276)	(433,127)
Directors fees	9	(14,967)	(16,044)
Interest expense		(346)	(4,504)
Professional fees and general expenses	8	(20,159)	(85,373)
Net gain/(loss) incurred at Trading and Non-Trading Company level		4,212,918	(830,408)
Total income		4,212,918	(829,480)
Expenses			
Agent security fee	8	(560,641)	(805,346)
Administration fees	8	(126,874)	(182,897)
Registrar and secretarial fees	8	(63,479)	(106,675)
Trustee fees	8	(21,883)	(17,825)
		(772,877)	(1,112,743)
Net income/(loss) for the year attributable to Unitholders		**3,440,041**	**(1,942,223)**

* See Note 2b

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Statement of changes in net assets
For the year ended 31 January 2015

	Notes	2015 US$	Restated* 2014 US$	Restated* 2013 US$
Net assets attributable to Unitholders at beginning of year		139,875,946	195,156,149	257,713,606
Redemption of 67,680,000 (2014: 56,790,000, 2013: 71,770,000) Units	10	(63,342,532)	(53,337,980)	(67,525,588)
		76,533,414	141,818,169	190,188,018
Net income/(loss) for the year attributable to Unitholders		3,440,041	(1,942,223)	4,968,131
Net assets attributable to Unitholders at end of year		**79,973,455**	**139,875,946**	**195,156,149**

* See Note 2b

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Statement of cash flows
For the year ended 31 January 2015

	2015 US$	Restated* 2014 US$
Cash flows from operating activities:		
Net income/(loss) for the year attributable to Unitholders	3,440,041	(1,942,223)
Adjustments to reconcile net income/(loss) for the year attributable to Unitholders to net cash provided by operating activities:		
Net changes in operating assets and liabilities:		
Financial assets at fair value through profit or loss	60,044,701	55,360,904
Accounts payable and accrued expenses	(291,713)	(95,747)
Net cash provided by operating activities	63,193,029	53,322,934
Cash flows from financing activities:		
Payments on redemption of Units	(63,342,532)	(53,337,980)
Net cash used in financing activities	(63,342,532)	(53,337,980)
Net change in cash and cash equivalents	(149,503)	(15,046)
Cash and cash equivalents at beginning of year	169,485	184,531
Cash and cash equivalents at end of year	**19,982**	**169,485**
Cash and cash equivalents consist of:		
Cash at banks	19,982	169,485
	19,982	169,485
Supplemental disclosure of cash flow information:		
Interest received	–	928

* See Note 2b

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements
For the year ended 31 January 2015

1. General

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3 (the "Trust") is a unit trust established under the laws of the Cayman Islands on 2 April 2007 and registered under the Cayman Islands Mutual Funds Law (2012 Revision) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (2012 Revision), with the objective to target stable capital growth for commensurate levels of volatility over the medium term. The Trust commenced trading on 1 July 2007.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected (ZC) 3 Limited (the "Non-Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 9 March 2007 to hold US Treasury Strips.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Trading 3 Limited (the "Trading Company") was incorporated under the laws of the Cayman Islands on 9 March 2007 in order to segregate the trading activities and related assets, liabilities, revenues and expenses from those of the Non-Trading Company.

The Trust holds an investment in Man Global Multi-Strategy Principal Protected (ZC) 3 Limited and Man Global Multi-Strategy Principal Protected Trading 3 Limited.

Investment exposure

From 1 November 2008, the Trading and Non-Trading Companies and therefore the Trust, eliminated the investment exposure to its underlying hedge fund portfolio, disposing of its investments in managed funds. All remaining capital of the Trust via its investments in the Trading and Non-Trading Companies from that date was held in US Treasury Strips and cash, with the aim of protecting investors' capital.

2. Summary of significant accounting policies

a) Accounting convention

The financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"). The financial statements have been prepared on the historical cost basis except for financial assets and liabilities at fair value through profit or loss which have been measured at fair value.

Basis of preparation

During the current year, management changed the basis of preparation and no longer prepares the financial statements on a combined basis. As a result the Trust classifies its interests in the Trading and Non-Trading Companies as financial assets at fair value through profit or loss and measured at fair value. As this represents a change in accounting policy, the change is required to be applied retrospectively. Further details on the effect of this change can be seen in Note 2b immediately below.

b) Changes in accounting policy and disclosure

New standards, interpretations and amendments adopted by the Trust:

The accounting policies adopted in the preparation of the financial statements are consistent with those followed in the preparation of the Trust's financial statements for the year ended 31 January 2014, except for the adoption of new standards and interpretations effective on the dates described below.

IAS 32 – Offsetting financial assets and financial liabilities

These amendments clarify the meaning of "currently has a legally enforceable right to set-off". The amendments also clarify the application of the IAS 32 offsetting criteria to settlement systems (such as central clearing house systems) which apply gross settlement mechanisms that are not simultaneous. These standards became effective for annual periods beginning on or after 1 January 2014 and had no impact on the Trust's financial position or performance.

Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27)

These amendments to IFRS 10 Consolidated Financial Statements, IFRS 12 Disclosure of Interests in Other Entities and IAS 27 Separate Financial Statements:

- provide 'investment entities' (as defined) an exception from the consolidation of particular subsidiaries and instead require that an investment entity measure the investment in each eligible subsidiary at fair value through profit or loss in accordance with IFRS 9 Financial Instruments or IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement;
- require additional disclosure about why the entity is considered an investment entity, details of the entity's unconsolidated subsidiaries, and the nature of relationship and certain transactions between the investment entity and its subsidiaries; and
- require an investment entity to account for its investment in a relevant subsidiary in the same way in its consolidated and separate financial statements (or to only provide separate financial statements if all subsidiaries are unconsolidated).

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

2. Summary of significant accounting policies (continued)

b) Changes in accounting policy and disclosure (continued)

These amendments became effective for annual periods beginning on or after 1 January 2014. These amendments did not have an impact on the Trust's financial position or performance. The additional disclosures required by these amendments are included below.

IFRS 10 – Consolidated Financial Statements

IFRS 10 replaces the portion of IAS 27 Consolidated and Separate Financial Statements that addresses the accounting for consolidated financial statements. It also replaces SIC-12 Consolidation Special Purpose Entities. IFRS 10 establishes a single control model that applies to all entities including 'special purpose entities'. The changes introduced by IFRS 10 require management to exercise significant judgement to determine which entities are controlled, and therefore required to be consolidated by a parent, compared with the requirements that were in IAS 27.

In addition, IFRS 10 includes an exception from consolidation for entities, which meet the definition of an investment entity, and requires such entities to recognise all investments at fair value through profit or loss.

The Trust has adopted the amendments to IFRS 10 and due to a change in policy determined by management, no longer presents the financial statements on a combined basis. The Trust continues to measure assets and liabilities of the Trading and Non-Trading Companies at fair value through profit or loss but presents the results as the movements of an investment in the Trading and Non-Trading Companies at fair value. The breakdown comprising the net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss are included in the statement of comprehensive income.

This change in policy does not impact the measurement of these investments as they continue to be held at fair value and is required to be applied retrospectively. Therefore, the relevant comparative figures have been restated. The Trust's net losses and net assets are unaffected by these changes.

The following table presents, in respect of the period immediately preceding the date of initial application, the resulting changes for each financial statement line item affected. The transitional provisions of the amendments do not require disclosure of similar information in respect of the current period.

Statement of Financial Position as at 31 January 2014

	Combined 31 January 2014 as previously reported US$	Adjustments US$	Restated Total US$
Cash at banks	220,708	(51,223)	169,485
Financial assets at fair value through profit or loss	137,565,777	2,560,559	140,126,336
Amounts receivable on sale of financial assets	2,310,179	(2,310,179)	–
Prepayments and other assets	136,948	(136,948)	–
Accounts payable and accrued expenses	(357,666)	(62,209)	(419,875)
Total	**139,875,946**	–	**139,875,946**

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

2. Summary of significant accounting policies (continued)

b) Changes in accounting policy and disclosure (continued)

Statement of Comprehensive Income as at 31 January 2014

	Combined 31 January 2014 as previously reported US$	Adjustments US$	Restated Total US$
Income			
Interest income	105	823	928
Net loss on foreign currency	(108)	108	–
Net (loss)/gain on financial assets at fair value through profit or loss	(1,529,812)	1,529,812	–
Other income	1,238,455	(1,238,455)	–
Trading Company			
Interest income	–	105	105
Other income	–	1,238,455	1,238,455
Net gain/(loss) on investment	–	(1,529,920)	(1,529,920)
Guarantee fees	(438,015)	4,888	(433,127)
Interest expense	(3,576)	(928)	(4,504)
Directors fees	–	(16,044)	(16,044)
Professional fees and general expenses	(293,501)	208,128	(85,373)
Expenses			
Agent security fees	(805,346)	–	(805,346)
Administration fees	–	(182,897)	(182,897)
Registrar and secretarial fees	(110,425)	3,750	(106,675)
Trustee fees	–	(17,825)	(17,825)
Total	**(1,942,223)**	**–**	**(1,942,223)**

Statement of Cash Flows as at 31 January 2014

	Combined 31 January 2014 as previously reported US$	Adjustments US$	Restated Total US$
Net loss for the year attributable to Unitholders	(1,942,223)	–	(1,942,223)
Financial assets at fair value through profit or loss	54,737,043	623,861	55,360,904
Amounts receivable on sale of financial assets	542,024	(542,024)	–
Prepayments and other assets	6,744	(6,744)	–
Account payable and accrued expenses	(62,028)	(33,719)	(95,747)
Total	**53,281,560**	**41,374**	**53,322,934**
Payments on redemption of Units	(53,337,960)	–	(53,337,960)
Net change in cash and cash equivalents	(56,420)	41,374	(15,046)
Cash and cash equivalents at beginning of year	277,128	(92,597)	184,531
Cash and cash equivalents at end of year	**220,708**	**(51,223)**	**169,485**
Cash and cash equivalents consist of:			
Cash at banks	200,708	(31,223)	169,485

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

2. Summary of significant accounting policies (continued)

b) Changes in accounting policy and disclosure (continued)

Statement of Financial Position as at 31 January 2013

	Combined 31 January 2013 as previously reported US$	Adjustments US$	Restated Total US$
Cash at banks	277,128	(92,597)	184,531
Financial assets at fair value through profit or loss	192,302,820	3,184,420	195,487,240
Amounts receivable on sale of financial assets	2,852,203	(2,852,203)	–
Prepayments and other assets	143,692	(143,692)	–
Accounts payable and accrued expenses	(419,694)	(95,928)	(515,622)
Total	**195,156,149**	–	**195,156,149**

Standards issued but not yet effective:

IFRS 15 – Revenue from Contracts with Customers

IFRS 15 was issued in May 2014 and establishes a new five-step model that will apply to revenue arising from contracts with customers. Under IFRS 15 revenue is recognised at an amount that reflects the consideration to which an entity expects to be entitled in exchange for transferring goods or services to a customer. The principles in IFRS 15 provide a more structured approach to measuring and recognising revenue.

The new revenue standard is applicable to all entities and will supersede all current revenue recognition requirements under IFRS. Either a full or modified retrospective application is required for annual periods beginning on or after 1 January 2017 with early adoption permitted. The Trust is currently assessing the impact of IFRS 15 and plans to adopt the new standard on the required effective date.

IAS 24 – Related Party Disclosures (effective for periods beginning on or after 1 July 2014)

The amendment is applied retrospectively and clarifies that a management entity (an entity that provides key management personnel services) is a related party subject to the related party disclosures. In addition, an entity that uses a management entity is required to disclose the expenses incurred for management services. While this amendment will result in the Investment Manager being considered a related party under IFRS, this amendment will not have a material impact on the Trust as the relevant disclosures are already made in the Trust's financial statements.

IFRS 9 – Financial Instruments: Classification and Measurement

In July 2014, the IASB issued the final version of IFRS 9 Financial Instruments which reflects all phases of the financial instruments project and replaces IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and all previous versions of IFRS 9. The standard introduces new requirements for classification and measurement, impairment, and hedge accounting. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018, with early application permitted. Retrospective application is required but comparative information is not compulsory. Early application of previous versions of IFRS 9 (2009, 2010 and 2013) is permitted if the date of initial application is before 1 February 2015. The adoption of IFRS 9 is unlikely to have a material effect on the classification and measurement of the Trust's financial assets or financial liabilities.

c) Use of accounting judgements and estimates

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts reported and disclosures made in these financial statements and accompanying notes, including certain valuation assumptions. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities in the future.

d) Going concern

Management has made an assessment of the Trust's ability to continue as a going concern and is satisfied that it has resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, management is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon its ability to continue as a going concern; therefore, the financial statements continue to be prepared on a going concern basis.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

2. Summary of significant accounting policies (continued)

e) Revenue recognition

Interest and dividends are recorded on an accruals basis and ex-dividend basis respectively.

f) Valuation of financial assets and liabilities

The valuation of financial assets and liabilities is calculated in accordance with the offering documents. For financial statements purposes, investments have been valued in accordance with IFRS using the policies outlined below. At 31 January 2015 and 31 January 2014, there are no material differences between these valuation methods.

Financial assets or liabilities held for trading are acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the short term. Derivatives are also categorised as held for trading as the Trust does not designate any derivatives as hedges in a hedging relationship.

The Trust recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date, which is the date on which the Trust commits to purchase or sell the asset. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in the statement of comprehensive income.

After initial measurement, the Trust measures financial instruments, which are classified as at fair value through profit or loss, at their fair values.

The value of the Zero Coupon Notes will include the value of the collateral held from time to time by the bank or custodian (the "Security Fund").

The value of Performance Loan Notes includes the valuation of all trading and investments assets and liabilities of the Trading Company, as determined by the Data Compilation Agent. The calculations are based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in, or on, any futures exchange shall be made by reference to the settlement price. Investments quoted, listed, traded or dealt, in or on, any other exchange shall be made by reference to the last quoted price on the principal exchange for such investments.

Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

g) Loans

The Non-Trading Company may utilise loans, which are non-derivative financial liabilities with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. Loans are recognised initially at fair value, being their issue proceeds, net of transaction costs incurred. Loans are subsequently stated at amortised cost.

h) Offsetting financial instruments

The Trust may offset financial assets and liabilities when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis or realise the assets and settle the liability simultaneously. Financial assets and liabilities which are offset are reported at their net amount in the statement of financial position. As at 31 January 2015 and 31 January 2014, no financial assets and liabilities are offset in the statement of financial position.

i) Realised and unrealised gains and losses

All realised and unrealised gains and losses on securities and derivatives are recognised as net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income. Unrealised gains and losses comprise changes in the fair value of financial instruments for the period and from reversal of prior period's unrealised gains and losses for financial instruments which were realised in the financial year. Realised gains and losses represent the difference between an instrument's initial carrying amount and disposal amount, or cash payments or receipts made on derivative contracts (excluding payments or receipts on collateral margin accounts for such instruments). The cost of securities sold is accounted for on a first in-first out basis.

j) Functional and presentational currency

The Trust seeks to generate returns measured in United States dollars, its capital-raising currency. The liquidity of the Trust is managed on a day-to-day basis in United States dollars in order to handle the issue and redemption of the Trust's Units. The Trust's performance is also evaluated in United States dollars. Therefore, as the United States dollar is considered as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions, the Trust's functional and presentational currency is the United States dollar.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

2. Summary of significant accounting policies (continued)

k) Foreign currency

Transactions during the year denominated in foreign currencies have been translated at the rates of exchange ruling at the dates of transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rates of exchange in effect at the date of the statement of financial position. For investment transactions and investments held at the year end denominated in foreign currency, the resulting gains or losses are included in the net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income. All other foreign currency gains and losses are included in the net gain/(loss) on foreign currency in the statement of comprehensive income.

l) Other expenses

All expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accruals basis.

m) Units

Units have been classified as financial liability as they have a contractual obligation to deliver a minimum amount per Unit (through the Guarantee Facility) on 31 May 2019 (the "Maturity Date").

Units are redeemable at the Unitholder's option. The Units can be put back to the Trust under redemption terms set out in the Trust's offering documents.

n) Reclassification of prior year comparative figures

Certain prior year comparatives have been reclassified to conform to the current year's presentation.

3. Cash at bank

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents consist of demand deposits, short term deposits in financial institutions and short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, with original maturities of three months or less, net of outstanding bank overdrafts when applicable. There are no collateral balances held with brokers as at 31 January 2015.

4. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

The following table summarises financial assets and liabilities at fair value through profit or loss as at 31 January:

	2015 Fair value US$	Restated 2014 Fair value US$
Financial assets at fair value through profit or loss		
Designated at initial recognition		
Performance Loan Notes, issued by the Trading Company	107,877	250,381
Zero Coupon Notes, issued by the Non Trading Company	79,973,758	139,875,955
Total financial assets at fair value through profit or loss	**80,081,635**	**140,126,336**

No financial assets have been pledged as collateral as at the year end.

Investments at the Trust

The Trust seeks to provide investors with assurance of the return of the initial subscribed capital and amounts guaranteed under the profit lock-in feature. To achieve this objective, the Trust purchased Zero Coupon Notes from the Non-Trading Company, the underlying of which are US Treasury Strips (the "Instrument") and subscribed to Performance Loan Notes issued by the Trading Company.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

4. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Investments at the Trading and Non-Trading Companies

Zero Coupon Notes

As at 31 January 2015, the cost of the Instrument held was US$ 46,173,064 (2014: US$ 83,494,759) and it matures on 15 May 2019 at its principal amount of US$ 83,059,000 (2014: US$ 150,263,000). As at 31 January 2015, the fair value of the Instrument was US$ 79,973,758 (2014: US$ 139,875,956), which reflects the current rating of the issuer and the current interest rates.

Performance Loan Notes

The remaining proceeds from the issue of Units after purchase of Zero Coupon Notes were used to subscribe for the Performance Loan Notes. Each Performance Loan Note carries an entitlement to a pro rata share in the Performance Loan Note Account with the fair value of which is the NAV of the Trading Company. The Performance Loan Notes are redeemable on any Dealing Day which enables the Trust to be able to meet the Trustee's obligation to repurchase Units.

Fair value of financial assets and liabilities

The Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in determining the measurements in line with IFRS 13.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 – Quoted market price in an active market for an identical instrument.
- Level 2 – Valuation techniques based on observable inputs. This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques where all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3 – Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments where the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs could have a significant impact on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments where significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

When fair values of any listed equity (including listed investments in managed funds) and debt securities at the reporting date, as well as publicly traded derivatives, are based on quoted market prices or binding dealer price quotations, without any deduction for transaction costs, the instruments are included within Level 1 of the hierarchy.

The Trust's investments in Zero Coupon Notes issued by the Non Trading Company are solely composed of underlying US Treasury Strips that are classified as Level 2 as these instruments are traded over-the-counter ("OTC") and are valued using observable inputs.

The Trust's subscription in Performance Loan Notes are classified as Level 3 as the underlying of these are traded over-the-counter and their value is based on the net asset value of the Trading Company, which includes both observable and unobservable inputs.

The following is a summary of the classification within the fair value hierarchy for the Trust's financial instruments carried at fair value as of 31 January 2015:

	Level 2 US$	Level 3 US$	Total Fair value US$
Financial assets at fair value through profit or loss			
Performance Loan Notes, issued by the Trading Company	–	107,877	107,877
Zero Coupon Notes, issued by the Non-Trading Company	79,973,758	–	79,973,758
Total financial assets at fair value through profit or loss	79,973,758	107,877	80,081,635

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

4. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Fair value of financial assets and liabilities (continued)

The following is a summary of the classification within the fair value hierarchy for the Trust's financial instruments carried at fair value as of 31 January 2014:

	Restated Level 2 US$	Restated Level 3 US$	Restated Total Fair value US$
Financial assets at fair value through profit or loss			
Performance Loan Notes, issued by the Trading Company	–	250,381	250,381
Zero Coupon Notes, issued by the Non-Trading Company	139,875,955	–	139,875,955
Total financial assets at fair value through profit or loss	**139,875,955**	**250,381**	**140,126,336**

The Trust has no Level 1 financial instruments.

Short term balances are excluded from the tables above as their carrying value at the reporting date approximates to their fair value.

Investments are reviewed at each financial year end to ensure that they are correctly classified between Level 1, 2 and 3 in accordance with the fair value hierarchy outlined above. Where an investment's characteristic change during the year and investments no longer meet the criteria of a given level, they are transferred into a more appropriate level at the end of the relevant financial reporting period. For the years ended 31 January 2015 and 31 January 2014, there were no transfers between levels.

	31 January 2015 US$	Restated 31 January 2014 US$
Balance at beginning of year	250,381	332,217
Sales	(629,570)	(781,240)
Total gain in statement of comprehensive income	487,066	699,404
Balance at end of year	**107,877**	**250,381**

The following table lists unobservable inputs used in the valuation of investments which are classified as Level 3. The Performance Loan Notes issued by the Trading Company are valued based on the NAV of the Trading Company which can include: investments held by the Trading Company, which may or may not be observable in the market, as well as accruals for expenses incurred by the Trading Company, which are not observable in the market.

Asset description	Fair value at 31 January 2015 US$	Valuation technique	Unobservable input
Performance Loan Notes	107,877	NAV of the Trading Company	NAV of the Trading Company

Asset description	Restated Fair value at 31 January 2014 US$	Valuation technique	Unobservable input
Performance Loan Notes	250,381	NAV of the Trading Company	NAV of the Trading Company

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

4. Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

Fair value of financial assets and liabilities (continued)

There is a single unobservable input to the fair valuation of the Trading Company hence no range disclosed.

5. Financial risk management

The Trust's investment activities expose it to the various types of risk which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risks to which the Trust is exposed are market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes price risk, interest rate risk and currency risk. The Trust manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the date of the statement of financial position and the risk management policies employed by the Trust are discussed below.

Overall risk management

The Trust sought to generate risk adjusted capital gains through investing through the Trading and Non-Trading Companies, through investment strategies selected by Man Global Strategies. From 1 November 2008, the Trading and Non-Trading Companies and therefore the Trust removed its investment exposure to its underlying hedge portfolio. All remaining capital from that date was held in US Treasury Strips and cash, with the aim of protecting investors' capital.

The Directors distinguish between two primary risk levels, which are risks at the Trading Company level, and risks at the underlying investment level. Accordingly, the Investment Manager has implemented procedures to manage risks associated with both the Trading Company and its underlying investments, although there is no longer any need to apply risk management at the level of underlying investments.

At the Trading and Non-Trading Company level

Risk management at the Trading Company level can be segregated into pre and ongoing risk management. Pre-investment risk management involves determining asset allocation and portfolio construction. Thereafter, risk management involves conducting risk and return analysis, monitoring the relevant Trading Company specific portfolio restrictions and investment guidelines and managing currency, interest rate, credit and liquidity risks at the Trading Company level and making relevant adjustments to asset allocation and portfolio construction.

Risk considerations or the need to bring the portfolio back in line with the investment strategy and approach may trigger a rebalancing of the portfolio, which is typically reviewed on a regular basis by the Investment Manager's portfolio management team.

Market risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate due to changes in market variables such as interest rates, foreign exchange rates or underlying investment prices.

There are many risk measures used by the Investment Manager; however one generally understood measure is annualised volatility. Annualised volatility is a measure of risk that is calculated as the standard deviation of the returns on the NAV per Unit for the previous 12 months.

As the Trading and Non-Trading Companies and therefore the Trust eliminated the investment exposure to its underlying hedge fund portfolio, the volatility is not considered a meaningful measure of risk as of 31 January 2015 and therefore the annualised volatility has not been calculated for the years ended 31 January 2015 or 31 January 2014. The Trust has no significant exposures to market risk other than the impact of future interest rate expectations on the US Treasury Strips.

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Trust is indirectly exposed via the Trading and Non-Trading Companies to interest rate risk through cash at bank, the investment in Zero Coupon Notes exposed to the underlying US Treasury Strips.

An increase in interest rates will have the opposite impact on the value of the US Treasury Strips.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

5. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

The following tables detail the Trust's exposure to interest rate risk by the earlier of contractual maturities or re-pricing:

As at 31 January 2015

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Current assets:				
Cash at banks	19,962	–	–	19,962
Financial assets at fair value through profit or loss	107,877	79,150,243	823,515	80,081,635
Total current assets	127,859	79,150,243	823,515	80,101,617
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses	–	–	(128,162)	(128,162)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Unitholders)	–	–	(128,162)	(128,162)
Net assets attributable to Unitholders	**127,859**	**79,150,243**	**695,353**	**79,973,455**

Restated
As at 31 January 2014

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Current assets:				
Cash at bank	169,485	–	–	169,485
Financial assets at fair value through profit or loss	250,381	137,565,777	2,310,178	140,126,336
Total current assets	419,866	137,565,777	2,310,178	140,295,821
Current liabilities:				
Accounts payable and accrued expenses	–	–	(419,875)	(419,875)
Total current liabilities (excluding net assets attributable to Unitholders)	–	–	(419,875)	(419,875)
Net assets attributable to Unitholders	**419,866**	**137,565,777**	**1,890,303**	**139,875,946**

Liabilities not exposed to interest rate risk comprise accounts payable and accrued expenses. These amounts normally require contractual settlement within one quarter and, in all cases, within one year.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

5. Financial risk management (continued)

Interest rate risk (continued)

The following tables detail the net assets should interest rates have increased/decreased by 50 basis points ("bps") with all other variables remaining constant:

As at 31 January 2015

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Net assets after 50 bps increase	128,498	79,545,994	695,353	80,369,845
Net assets after 50 bps decrease	127,220	78,754,492	695,353	79,577,065

Restated
As at 31 January 2014

	Less than one month US$	Over one year US$	Not exposed to interest rate risk US$	Total US$
Net assets after 50 bps increase	421,965	138,253,606	1,890,303	140,565,874
Net assets after 50 bps decrease	417,767	136,877,948	1,890,303	139,186,018

Currency risk

Currency risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates.

As at 31 January 2015 and 31 January 2014, the Trust's assets and liabilities are predominantly in US Dollars and the Trust does not have significant exposure to foreign currency risk, and accordingly, no sensitivity analysis is presented. As part of the Trust's investment strategy, the Trust may periodically hold investments denominated in foreign currencies.

Other price risk

Other price risk is the risk that the price of a financial instrument will fluctuate due to changes in market conditions influencing, directly or indirectly, the value of the instrument.

The Trust is not exposed to other price risk as all remaining capital is held in cash.

Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable to meet a commitment that it has entered into with the Trust.

The Trust's maximum exposure to credit risk (not taking into account the value of any collateral or other security held) in the event that the counterparties fail to perform their obligations as of 31 January 2015 in relation to each class of recognised financial assets, including derivatives, is the carrying amount of those assets in the statement of financial position. Credit risk is mitigated through regular monitoring of concentration risk.

The exposures are to Royal Bank of Scotland plc (the "Bank") and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd (the "Guarantor"). According to Moody's Rating Agency, as at the year-end, Royal Bank of Scotland plc is rated Baa1 and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd is rated A1.

The Investment Manager performs due diligence on all counterparties before they become a service provider or counterparty to the Trust, and credit quality checks are part of this process. The credit quality of the Trust's Bank and Guarantor is regularly monitored and factored into allocation decisions.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

5. Financial risk management (continued)

Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Trust will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities that are settled by delivering cash or cash equivalents.

With the elimination of the Trading and Non-Trading Companies and therefore the Trust's investment exposure to underlying hedge fund portfolios, its liquidity risk is now minimised. All remaining capital is either cash or readily realisable to cash.

6. Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

The below tables show the net investment gains and losses of the Trading and Non-Trading Companies through their Performance Loan Notes and the Investment in the Zero Coupon Note respectively, analysed into the component holdings that underlie the financial instruments.

For the year ended 31 January 2015

	Realised gain/(loss) US$	Change in unrealised gain/loss US$	Total US$
Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss			
Performance Loan Notes	66	–	66
Zero Coupon Notes:			
US Treasury Strips	24,814,807	(21,093,838)	3,720,969
	24,814,873	**(21,093,838)**	**3,721,035**

Restated
For the year ended 31 January 2014

	Realised gain/(loss) US$	Change in unrealised gain/loss US$	Total US$
Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss			
Performance Loan Notes	(124)	16	(108)
Zero Coupon Notes:			
US Treasury Strips	22,088,368	(23,618,180)	(1,529,812)
	22,088,244	**(23,618,164)**	**(1,529,920)**

7. Loans

Man Investments AG

In order to enable the Trading Company to effect its investments, the Trading Company has established a Revolving Loan Agreement with Man Investments AG. The Trading Company is able to borrow, repay and reborrow amounts under the Revolving Loan Agreement, subject to its terms. The Trading Company did not borrow under the Revolving Loan Agreement for the years ended 31 January 2015 or 31 January 2014.

The Revolving Loan Agreement is an uncommitted Loan Facility, which is renewable annually and may be terminated by Man Investments AG at its sole discretion, upon three months' written notice. The Revolving Loan Agreement has a maturity of one year and bears interest at the rate of LIBOR plus a margin, which should not exceed 2.00%, subject to an annual review.

The Revolving Loan Agreement balance cannot exceed 65% of the Trust's NAV.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

8. Fees, commissions and other expenses

Administration fees

Administration fees are payable in arrears to Mitsubishi UFG Global Custody S.A. on each monthly Dealing Day, at the rate of one twelfth of 0.11% (approximately 0.11% per annum) of the aggregate NAV of the Units at the commencement of the month for which the fee is due as adjusted by reference to the value of any changes in the number of Units during the month.

This fee is charged at the Trading Company level.

Guarantee fees

Guarantee fees are payable quarterly in arrears to the Guarantor. The fee is calculated at the rate of one twelfth of 0.25% (approximately 0.25% per annum) of the Guarantee Liability which is secured by the relevant Security Trust. The Guarantor has, by way of the Guarantee, provided holders of the Units with a guarantee of the Face Value of the Units plus any additional amount locked in through the profit lock-in feature, redeemable on the Maturity Date.

This fee is charged at the Trading Company level.

Agent Security fees

Agent Security fees are payable quarterly in arrears to Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company"), at the rate of 0.5% per annum of the NAV per Unit at each Valuation Day, multiplied by the current number of Units in issue at that Valuation Day, for its services as the Agent Company.

This fee is charged at the Trust level.

Registrar and secretarial fees

Registrar fees are charged by Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Registrar"). The fee is payable monthly in arrears at the rate of 0.06% per annum of the NAV on each Valuation Day.

This fee is charged at the Trading Company level.

Trustee fees

The Trustee is entitled to receive from the Trust an annual fee of 0.01% of the Trust's closing NAV, with a minimum annual fee of US$ 17,000. Trustee fees are payable in arrears to CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited on each monthly Dealing Day.

This fee is charged at the Trust level.

Taxation

The Cayman Islands currently have no income, corporation or capital gains tax, no taxes by way of withholding and no estate duty, inheritance tax or gift tax. In addition, the Trustee has applied for and received from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands pursuant to the Trust Law (2012 Revision) of the Cayman Islands, an undertaking that, for a period of fifty years from the date of the creation of the Trust no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or capital assets or gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property held in or any income arising under the Trust or to the Trustees or beneficiaries thereof in respect of any such property or income. No Capital or stamp duties are levied in the Cayman Islands on the issue, transfer or redemption of Units.

An annual registration fee will be payable by the Trustee to the Cayman Islands Government. Each of the Trading Company and the Non-Trading Company have been incorporated under the laws of the Cayman Islands as an exempted company and, as such, have obtained an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands to the effect that for a period of 20 years from the date thereof no law enacted in the Cayman Islands imposing any tax to be levied on profits or income or gains or appreciation will apply to the Trading Company or the Non-Trading Company.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Man

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

9. Related party transactions

Master Multi-Product Holdings Ltd, a Bermuda incorporated company, is a related party through its 100% holding of the Ordinary Shares in the Trading and Non-Trading Company. The intermediate controlling party of the Trading and Non-trading Company is therefore Master Multi-Product Holdings Ltd, an entity which shares a Director in common with the Trading and Non-Trading Companies.

Man Investments Limited is a related party as it was the Investment Manager of the Trading Company. From 22 July 2014, FRM Investment Management Limited became the Investment Manager. Man Investments AG and Man Investments Limited are subsidiaries of Man Group plc and therefore are also related parties. Man pays some general expenses on behalf of the Trust and then recharges those expenses to the Trust.

CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited is a related party by virtue of its role as Trustee to the Trust.

Each of the Directors is or may become involved in other financial investment and professional activities which may cause conflicts of interest with the management of the Trust. These activities include management or administration of other companies (including those with investment objectives similar to that of the Trust or Structures that may be related to Man Group plc sponsored investment funds), purchases and sales of securities and other investments, investment and management counselling and serving as directors, officers, advisers and/or agents of other companies, including companies which the Trading Company may invest and/or which may invest into the Trust.

The following transactions took place between the Trust, Trading Company and its related parties.

For the year ended 31 January 2015

Related party	Type of fee	Total fees US$	Fees payable US$
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustees fees	17,000	18,417
Directors	Directors' fees and related expenses*	14,967	1,249

For the year ended 31 January 2014

Related party	Type of fee	Total fees US$	Fees payable US$
CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited	Trustees fees	17,825	9,917
Directors	Directors' fees and related expenses*	16,044	1,267
Man Corporate Services (Ireland) Limited	Unitholder services agent fee	1,000	2,500

* Charged at the Trading Company level.

In order to maintain a positive NAV, the Trust needs to hold enough cash in order to settle any fees payable they may have. In the cases where this liability exceeds the amount of cash available to cover the liabilities, the Investment Manager will rebate the Trading Company to cover the difference. For the year ended 31 January 2015, this rebate amount was US$ 824,563 (2014: US$ 1,238,560), of which US$ 73,200 (2014: US$ 136,948) was receivable as at 31 January 2015 and 31 January 2014.

The portion of Units owned by entities affiliated to Man Group plc is Nil% (2014: Nil%).

10. Share capital

The Trading and Non-Trading Companies have an authorised share capital of US$ 50,000 comprising 50,000 Ordinary Shares of par value US$ 1.

Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

Notes to the financial statements (continued)
For the year ended 31 January 2015

10. Share capital (continued)

Ordinary Shares of the Trading and Non-Trading Company

Ordinary Shares carry 100% of the voting rights, regardless of whether they are called. The holders of Ordinary Shares are entitled to a dividend of up to US$ 5,000 per annum at the Directors' discretion; however, no dividends have been declared in the current or prior year. In the event of a winding up or dissolution of the Trading and Non-Trading Company, the holders of Ordinary Shares are entitled to an amount equal to the par value thereof, if paid up, and the surplus assets of the Trading and Non-Trading Company. However, the holders of the Ordinary Shares have agreed irrevocably to waive their entitlement to any amounts which exceed the par value of their Ordinary Shares and have authorised the Trading and Non-Trading Company to credit any such amounts to the Unit Account for the benefit of the Unitholders investors. The Ordinary Shares have been issued but not called. No amount is recognised until the Ordinary Shares are called.

Units of the Trust

The Units of the Trust were offered for sale in a supplement to the offering documents dated 2 April 2007 at US$ 1 per Unit. The offer closed on 27 June 2007. Subsequent to this event, the minimum subscription amount was US$ 30,000.

The Unitholders are entitled to redeem their Units, upon written notice delivered no later than the 20th day of the calendar month preceding the Dealing Day at a redemption price calculated by reference to the NAV per Unit on the Valuation Day immediately preceding the Dealing Day on which the redemption is to be effected.

The Units will all mature on 31 May 2019 unless the maturity is extended at the option of the Unitholders (by extraordinary resolution), with the consent of the Manager and the Trustee (in which circumstances the Zero Coupon Notes will not have the benefit of the Guarantee). On the Maturity Date of the Units, provided there are sufficient funds at such time to pay in respect of each Unit outstanding, each Unit will be redeemed at the prevailing Net Asset Value per Unit.

Profit lock-in

A profit lock-in feature (detailed in the Guarantee Facility Agreement) dated 3 April 2007 is in existence.

Subject to the trading performance of the Trading Company a proportion of net new trading profits attributable to the Units may be used to purchase additional Eligible Collateral (usually US Treasury Strips), which the Trust may, with the prior written consent of the Investment Manager and the Guarantor, deliver and pledge to the Guarantor. Following such pledge, the Guarantor will certify in writing to the Trust and the Registrar the resulting increase in the Guaranteed Amount for each Unit outstanding and to be redeemed on the Maturity Date.

There were no increases in the guaranteed amount for each unit in the current year. During 2013 the Guarantor certified in writing to the Trust that the Guarantee per Unit was US$ 1.

Capital management

As a result of the ability to redeem Units, the capital of the Trust can vary depending on the demand for redemptions from and subscriptions to the Trust. The Trust is not subject to externally imposed capital requirements and has no restrictions on the issue and redemption of Units other than those set out in the Trust's offering documents.

Following the removal of its investment exposure to its underlying hedge fund portfolio, the Trust's objectives for managing capital include:

- safeguarding investor's capital;
- maintaining sufficient liquidity to meet the expenses of the Trust, and to meet redemption requests as they arise.

Refer to Note 5, 'Financial risk management', for the policies and processes applied by the Trust in managing its capital.

11. Subsequent events

There have been no significant events since the year end that impact the Trust and require a disclosure in the financial statements.

12. Contingent liabilities and commitments

Except as disclosed in Note 10, there were no contingent liabilities or commitments as at 31 January 2015 (2014: none).

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成27年５月末日現在）

	米ドル（IVを除く。）	千　円（IVおよびVを除く。）
Ⅰ．　資産総額	76,196,851	9,427,836
Ⅱ．　負債総額	1,149,215	142,192
Ⅲ．　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	75,047,636	9,285,644
Ⅳ．　発行済口数	78,110,000口	
Ⅴ．　一口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	0.9607	119円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通り。

取扱機関　ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所　ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ－1150、アーロン通り　287－289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（２）受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の１以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授権された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会における特別決議には、本人または代理人が当該受益者集会において投票する受益者の議決権のうち４分の３以上の多数が必要とされる。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額（平成27年５月末日現在）

払込済資本金の額　　37,117,968.52米ドル（約46億円）

発行済株式総数　　1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間における資本の額の増減はない。

（２）会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によってその人数が決定され、選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

（３）役員および従業員の状況

（提出日現在）

氏名	役職名	略歴	
寺脇　恒	マネージング・ディレクター	昭和62年４月	三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行
		平成27年６月	ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ入社
倉部　正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年４月	株式会社東京銀行入行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）
		平成26年３月	ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ入社

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。（ａ）管理会社が清算される場合、（ｂ）管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、（ｃ）受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、（ｄ）法律により許される限り速やかに管理会社を解任することを定めた決議が総会において受益者により決議された場合、または（ｅ）発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。ただし、管理会社は、CIMAによる事前の書面による承認がない限り、解任されることはなく、交替することもなく、管理会社は、CIMAによって承認された他の管理会社のためにのみ退任することができる。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ｉ）ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは（ii）かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、誠実に行為しないこと、過失詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成27年５月末日現在、以下の投資信託を運営および管理している。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	77	7,998,107,647.20米ドル

３【管理会社の経理状況】

ａ．　管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．　管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成27年５月29日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝123.73円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表
2014年12月31日現在
（単位：米ドル）

資産

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1,30.3	186,863,448	23,120,614	301,442,312	37,297,457
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,30.1,30.3	2,117,559,309	262,005,613	2,476,331,814	306,396,535
ａ）要求払い		1,203,577,409	148,918,633	1,851,410,714	229,075,048
ｂ）その他のローンおよび貸付金		913,981,900	113,086,980	624,921,100	77,321,488
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1,30.3	626,640	77,534	1,123	139
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,30.1,30.3	15,101	1,868	3,416	423
関連会社株式	4,5,15	9,174,388	1,135,147	7,691,968	951,727
有形資産	5	6,710,869	830,336	7,726,217	955,965
その他の資産		181	22	448	55
前払金および未収収益	6,15	27,463,192	3,398,021	31,426,246	3,888,369
資産合計	7	2,348,413,128	290,569,156	2,824,623,544	349,490,671

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2014年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,30.1	1,150,186,003	142,312,514	841,603,737	104,131,630
ａ）要求払い		1,150,186,003	142,312,514	841,603,737	104,131,630
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,044,062,326	129,181,832	1,826,491,962	225,991,850
ａ）要求払い		1,044,062,326	129,181,832	1,826,491,962	225,991,850
その他の負債	9	1,788,497	221,291	1,142,046	141,305
未払金および繰延利益	10,15	8,932,711	1,105,244	7,756,599	959,724
引当金		8,954,470	1,107,937	6,465,624	799,992
ａ）納税引当金	11	7,982,242	987,643	5,409,139	669,273
ｂ）その他の引当金	12	972,228	120,294	1,056,485	130,719
発行済資本	13	37,117,969	4,592,606	37,117,969	4,592,606
準備金	14	77,800,912	9,626,307	77,800,912	9,626,307
繰越損益	14	22,247	2,753	41,047	5,079
当期利益		19,547,993	2,418,673	26,203,648	3,242,177
負債合計	17	2,348,413,128	290,569,156	2,824,623,544	349,490,671

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目
2014年12月31日現在
（単位：米ドル）

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	18,30.1	597,989	73,989	659,342	81,580
内訳：					
保証金および担保証券として差入れた資産		597,989	73,989	659,342	81,580
信託運用	21	62,811,807,217	7,771,704,907	77,004,151,577	9,527,723,675

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書
2014年12月31日に終了した年度
（単位：米ドル）

	注記	2014年		2013年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		8,018,852	992,173	9,698,265	1,199,966
未払利息および類似費用		(1,539,763)	(190,515)	(1,538,622)	(190,374)
有価証券からの収益		140	17	17	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		140	17	17	2
未収手数料		105,997,544	13,115,076	107,246,076	13,269,557
未払手数料		(45,651,511)	(5,648,461)	(50,107,569)	(6,199,810)
金融業務の純利益		3,579,481	442,889	3,548,410	439,045
その他の事業収益	22	687,746	85,095	143,060	17,701
一般管理費用		(39,883,592)	(4,934,797)	(32,260,264)	(3,991,562)
ａ）スタッフ費用	24,25	(18,048,722)	(2,233,168)	(15,812,680)	(1,956,503)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(15,018,938)	(1,858,293)	(12,847,942)	(1,589,676)
－ 社会保障費		(2,071,294)	(256,281)	(1,791,205)	(221,626)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(1,302,395)	(161,145)	(1,149,441)	(142,220)
ｂ）その他の一般管理費用	16,26	(21,834,870)	(2,701,628)	(16,447,584)	(2,035,060)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,774,975)	(219,618)	(1,527,631)	(189,014)
その他の事業費用	23	(85,251)	(10,548)	(262,074)	(32,426)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(9,022,279)	(1,116,327)	(7,125,930)	(881,691)
税引後経常収益		20,326,392	2,514,984	27,813,738	3,441,394
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(778,399)	(96,311)	(1,610,090)	(199,216)
当期利益		19,547,993	2,418,673	26,203,648	3,242,177

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
財務諸表に対する注記
2014年12月31日現在

注１　一般事項

1.1.　会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に株式会社として設立された。

1996年４月１日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月１日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年１月１日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年４月２日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年４月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年８月７日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン２、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2.　事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3.　財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注２　重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1.　貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2.　外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3.　デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2014年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金の設定はなかった（2013年：83,244米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2014年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2013年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：４年
ソフトウェア：４年および５年
その他の無形資産：５年
その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注３　金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
３か月以下	278,000,000	202,921,100
３か月超１年以下	635,981,900	422,000,000
	913,981,900	624,921,100

注４　譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、9,174,388米ドルおよび15,101米ドル（2013年：7,691,968米ドルおよび3,416米ドル）の未上場有価証券で構成される。

2014年12月31日付で、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の株式資本は、7,375,041.83ユーロ（2013年：5,375,041.83ユーロ）であった。

2014年７月２日付で、（投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である）「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は2,000,000ユーロ（2,420,100米ドル）の追加投資を行った。

関連会社株式の要約

2014年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2014年12月31日現在の 資本および準備金 米ドル	2014年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・ マネジメント・エス・エイ	8,924,169	100%	10,934,250	675,597
三菱ＵＦＪインベスターサービス 株式会社（※）	250,219	100%	784,137	162,480

（※）旧：三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式会社

注５　固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	7,691,968	2,420,100	0	(937,680)	9,174,388	0	9,174,388
２．有形資産	17,037,709	1,701,049	(10,733)	(2,076,006)	16,652,019	9,941,150	6,710,869
ａ）ハードウェア	1,408,133	106,567	0	(171,578)	1,343,122	931,816	411,306
ｂ）ソフトウェア	12,931,718	1,487,709	0	(1,575,700)	12,843,727	7,929,898	4,913,829
ｃ）その他付属品、 家具、機器、車両	2,697,858	106,773	(10,733)	(328,728)	2,465,170	1,079,436	1,385,734
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて 取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６　前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
前払法人税	135,976	154,843
未収利息	1,180,222	1,269,077
前払一般経費	2,019,667	1,122,237
信託業務手数料	1,809,510	2,261,991
全体保管手数料	10,614,920	10,384,372
投資ファンド手数料	4,134,906	5,091,460
その他の前払金（付加価値税（ＶＡＴ）を含む）	6,806,745	8,778,600
為替スワップでカバーされたポジションにかかる為替差損益の中立化	525,623	1,145,447
管理会社手数料	71,322	928,832
その他の未収収益	164,301	289,387
	27,463,192	31,426,246

注７　外貨建て資産

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、855,104,291米ドル（2013年：921,184,434米ドル）である。

注８　顧客未払金

2014年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、０米ドル（2013年：０米ドル）であった。

注９　その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
優先債務	927,802	405,116
諸債務	860,695	736,930
	1,788,497	1,142,046

注10　未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
未払利息	146,678	99,254
未払一般経費	2,531,401	193,545
未払手数料	6,241,224	7,453,300
その他の未払費用	467	2,157
その他の仮受金	12,941	8,343
	8,932,711	7,756,599

注11　税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年７月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年７月23日法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。その結果、2013年12月31日現在、3,805,528米ドル（2,761,731ユーロ）であった繰延税負債は、2014年12月31日現在、０米ドルに減少した。

2014年12月31日現在、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

注12　その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
報酬引当金	972,228	973,241
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	0	83,244
	972,228	1,056,485

注13　発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスＡの953,000株およびクラスＢの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14　準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2014年１月１日現在の残高	3,711,797	74,089,115	41,047
2013年12月31日終了年度の利益			26,203,648
利益の増加			
－株主への配当金支払			(26,222,448)
－純資産税準備金への振替		3,101,000	(3,101,000)
－2008年純資産税準備金からの振替		(4,081,958)	4,081,958
－自由準備金への割り当て		980,958	(980,958)
2014年12月31日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。総額13,008,157米ドル（2013年：13,989,115米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2014年３月26日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,101,000米ドルを純資産税準備金に割り当て、また、2008年の純資産準備金4,081,958米ドル（2,900,000ユーロ）を準備金に計上した。2014年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2014年 純資産税準備金 米ドル	2014年 純資産税準備金 ユーロ
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年12月31日現在の残高	13,008,157	9,737,739

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2014年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15　関連会社残高

2014年12月31日（および2013年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,335,351	2,074,772,175
関連会社株式	9,174,388	7,691,968
前払金および未収収益	9,691,913	10,721,742
	1,796,201,652	2,093,185,885

負債

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,144,030,619	825,519,547
顧客に対する未払金	129,898,267	322,891,006
未払金および繰延利益	2,566,131	1,987,230
	1,276,495,017	1,150,397,783

当行は、2014年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年６月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2014年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,793,812,098米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,777,275,323
前払金および未収収益	1,179,541
外国為替取引（市場リスク手法）	15,357,234
	1,793,812,098

注16　監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（ＶＡＴ）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
フロント・オフィス・システム		
移行サポートに関するコンサルタント料 ＊	0	616,426
財務書類の監査	197,999	221,295
税金アドバイス報酬	101,975	99,485
その他の報酬	32,654	31,675
	332,628	968,881

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

＊ かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17　外貨建て負債

2014年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、860,565,286米ドル（2013年：923,568,968米ドル）である。

注18　偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
発行済念書	597,989	659,342

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19　コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	1,033,744	2,234,684

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20　通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2014年12月31日および2013年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－　為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21　投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

－　譲渡可能有価証券の保管および管理事務
－　信託代理
－　代理店機能
－　ポートフォリオ運用および顧問

注22　その他の事業収益

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度に関する付加価値税（ＶＡＴ）過払いの調整	222,886	0
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（品質保証契約）	75,048	0
過年度の一般経費調整からの利益	216,776	44,196
過年度の利子の調整	109	206
過年度の手数料の調整	68,759	63,368
その他	104,168	35,290
	687,746	143,060

注23　その他の事業費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	79,036	62,292
過年度の手数料	2,732	14,367
その他事業損失	3,483	185,415
	85,251	262,074

注24　従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2014年 人数	2013年 人数
上級管理職	18	13
中間管理職	63	46
従業員	66	70
	147	129

注25　経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
上級管理職	3,957,339	3,497,500

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26　その他の一般管理費用

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
賃貸および関連費用	1,088,220	993,513
通信費用	338,691	358,762
専門家報酬	1,028,640	688,726
データ費用	1,364,404	1,150,094
維持費	951,111	951,587
旅費、交通費、出張費	219,810	238,482
業務費用	3,615,825	3,473,334
システム費用	8,360,247	4,509,983
業務契約	3,800,346	3,199,045
その他の費用	1,067,576	884,058
	21,834,870	16,447,584

注27　税金

27.1.　経常収益にかかる税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
法人税	6,931,276	4,382,732
繰延法人税（注11）	0	1,100,619
地方事業税	2,091,003	1,311,952
繰延地方事業税（注11）	0	330,627
	9,022,279	7,125,930

27.2.　前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
純資産税＊	25,895	29,488
付加価値税（ＶＡＴ）	714,359	1,539,239
その他の税金	38,145	41,363
	778,399	1,610,090

＊　これは、最低純資産税額21,400ユーロ（25,895米ドル）を表す。

注28　親会社

2014年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目７番１号所在の本社より入手することができる。

注29　預金保証制度

1989年９月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）のメンバーになった。

1997年６月11日に改正された1993年４月５日法および2009年２月18日法に準拠して、ＡＧＤＬの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、ＡＧＤＬは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年７月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2014年12月31日（および2013年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30　金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
ＢＣＬ残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する未払金	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	564	0	0	0	564
ＢＣＬ残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する未払金	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

30.2．デリバティブ・非トレーディング金融商品

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの想定元本	３か月以下 米ドル	３か月超１年以下 米ドル	１年超５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの想定元本	３か月以下 米ドル	３か月超 １年以下 米ドル	１年超 ５年以下 米ドル	５年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3．主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 簿価 米ドル	2013年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	**186,863,448**	**301,442,312**
ＥＵ加盟国	**186,863,448**	**301,442,312**
金融機関に対するローンおよび貸付金	**2,117,559,309**	**2,476,331,814**
ＥＵ加盟国	**173,637,181**	**343,710,530**
北および中央アメリカ	**771,353,251**	**1,171,519,975**
アジア	**1,168,315,602**	**955,164,323**
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	**2,670,673**	**4,698,921**
オーストラリアおよびニュージーランド	**1,582,602**	**1,238,065**
顧客に対するローンおよび貸付金	**626,640**	**1,123**
ＥＵ加盟国	**181,251**	**0**
アジア	**0**	**0**
北および中央アメリカ	**445,389**	**1,123**
株式およびその他の変動利回り有価証券	**15,101**	**3,416**
北および中央アメリカ	**12,101**	**0**
ＥＵ加盟国	**3,000**	**3,416**
合計	**2,305,064,498**	**2,777,778,665**

30.4．デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	**530,258,219**	**1,647,715**
アメリカ	**788,394,261**	**23,077,972**
アジア	**16,227,232**	**215,698**
スワップ		
ＥＵ加盟国	**593,221,988**	**1,689,360**
合計	**1,928,101,700**	**26,630,745**

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	**964,798,775**	**12,853,476**
アメリカ	**1,412,947,932**	**42,417,807**
スワップ		
ＥＵ加盟国	**312,350,103**	**1,022,356**
合計	**2,690,096,810**	**56,293,639**

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2014	2013
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.117.559.309	2.476.331.814
a) repayable on demand		1.203.577.409	1.851.410.714
b) other loans and advances		913.981.900	624.921.100
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	626.640	1.123
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	15.101	3.416
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	9.174.388	7.691.968
Tangible assets	5	6.710.869	7.726.217
Other assets		181	448
Prepayments and accrued income	6, 15	27.463.192	31.426.246
TOTAL ASSETS	7	2.348.413.128	2.824.623.544

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2014

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2014	2013
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	1.150.186.003	841.603.737
a) repayable on demand		1.150.186.003	841.603.737
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.044.062.326	1.826.491.962
a) repayable on demand		1.044.062.326	1.826.491.962
Other liabilities	9	1.788.497	1.142.046
Accruals and deferred income	10, 15	8.932.711	7.756.599
Provisions		8.954.470	6.465.624
a) provisions for taxation	11	7.982.242	5.409.139
b) other provisions	12	972.228	1.056.485
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	77.800.912
Result brought forward	14	22.247	41.047
Profit for the financial year		19.547.993	26.203.648
TOTAL LIABILITIES	17	2.348.413.128	2.824.623.544

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Contingent liabilities	18, 30.1.	597.989	659.342
of which:			
guarantees and assets pledged as collateral security		597.989	659.342
Fiduciary operations	21	62.811.807.217	77.004.151.577

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2014

(in USD)

	Notes	2014	2013
Interest receivable and similar income		8.018.852	9.698.265
Interest payable and similar charges		(1.539.763)	(1.538.622)
Income from securities		140	17
Income from shares and other variable yield securities		140	17
Commission receivable		105.997.544	107.246.076
Commission payable		(45.651.511)	(50.107.569)
Net profit on financial operations		3.579.481	3.548.410
Other operating income	22	687.746	143.060
General administrative expenses		(39.883.592)	(32.260.264)
a) staff costs	24, 25	(18.048.722)	(15.812.680)
of which:			
- wages and salaries		(15.018.938)	(12.847.942)
- social security costs		(2.071.294)	(1.791.205)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.302.395)	(1.149.441)
b) other administrative expenses	16, 26	(21.834.870)	(16.447.584)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.774.975)	(1.527.631)
Other operating charges	23	(85.251)	(262.074)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(9.022.279)	(7.125.930)
Profit on ordinary activities after tax		20.326.392	27.813.738
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(778.399)	(1.610.090)
Profit for the financial year		19.547.993	26.203.648

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (“the Bank”) was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank’s commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank’s commitments at market value.

The Bank has not constituted any provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2014
(2013: USD 83.244).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank’s risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2014 (2013: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2014 USD	2013 USD
Not more than three months	278.000.000	202.921.100
More than three months but less than one year	635.981.900	422.000.000
	913.981.900	624.921.100

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 9.174.388 and USD 15.101 (2013: USD 7.691.968 and USD 3.416).

As of December 31, 2014, the share capital of “MUGC LUX MANAGEMENT S.A.” reached an amount of EUR 7.375.041,83 (2013: EUR 5.375.041,83).

On July 2 2014, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 2.000.000 (USD 2.420.100) in order to increase the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2014, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2014	Result for the year ended 31/12/2014
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.924.169	100 %	10.934.250	675.597
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited *	250.219	100 %	784.137	162.480

*Formerly known as Mitsubishi UFJ Global Custody Japan Limited.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	7.691.968	2.420.100	0	(937.680)	9.174.388	0	9.174.388
2. Tangible assets	17.037.709	1.701.049	(10.733)	(2.076.006)	16.652.019	9.941.150	6.710.869
a) Hardware	1.408.133	106.567	0	(171.578)	1.343.122	931.816	411.306
b) Software	12.931.718	1.487.709	0	(1.575.700)	12.843.727	7.929.898	4.913.829
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.697.858	106.773	(10.733)	(328.728)	2.465.170	1.079.436	1.385.734
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank’s prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2014 USD	2013 USD
Prepaid income taxes	135.976	154.843
Accrued interest income	1.180.222	1.269.077
Prepaid general expenses	2.019.667	1.122.237
Commission on fiduciary operations	1.809.510	2.261.991
Commission on global custody	10.614.920	10.384.372
Commission on investment funds	4.134.906	5.091.460
Other prepayments (including VAT)	6.806.745	8.778.600
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	525.623	1.145.447
Commission from Management Companies	71.322	928.832
Other accrued income	164.301	289.387
	27.463.192	31.426.246

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2014, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 855.104.291 (2013: USD 921.184.434).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2014, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2013: USD 0).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank’s other liabilities may be analysed as follows:

	2014 USD	2013 USD
Preferential creditors	927.802	405.116
Sundry creditors	860.695	736.930
	1.788.497	1.142.046

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank’s accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2014 USD	2013 USD
Accrued interest expenses	146.678	99.254
Accrued general expenses	2.531.401	193.545
Accrued commission	6.241.224	7.453.300
Other accrued expenses	467	2.157
Other suspense receipt	12.941	8.343
	8.932.711	7.756.599

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

At December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity has compensated the accumulated negative position. Consequently the deferred tax liability amounting to USD 3.805.528 (EUR 2.761.731) as of December 31 2013 has been reduced to USD 0 as of December 31, 2014.

At December 31, 2014, the Bank has no deferred taxes balances in its books.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank’s other provisions may be analysed as follows:

	2014 USD	2013 USD
Provision for remuneration	972.228	973.241
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	0	83.244
	972.228	1.056.485

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2014	3.711.797	74.089.115	41.047
Profit for the year ended December 31, 2013			26.203.648
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(26.222.448)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.101.000	(3.101.000)
Transfer from Reserve for NWT 2008		(4.081.958)	4.081.958
Allocation to Free reserve		980.958	(980.958)
Balance at December 31, 2014	3.711.797	74.089.115	22.247

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.008.157 (2013: USD 13.989.115).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 26, 2014, the Bank has allocated an amount of USD 3.101.000 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2008 which amounted to USD 4.081.958 (EUR 2.900.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2014.

Years	2014 Reserve for Net Worth Tax USD	2014 Reserve for Net Worth Tax EUR
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
Balance at December 31, 2014	13.008.157	9.737.739

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2014.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2014 USD	2013 USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.335.351	2.074.772.175
Shares in affiliated undertakings	9.174.388	7.691.968
Prepayments and accrued income	9.691.913	10.721.742
	1.796.201.652	2.093.185.885

LIABILITIES

	2014 USD	2013 USD
Amounts owed to credit institutions	1.144.030.619	825.519.547
Amounts owed to customers	129.898.267	322.891.006
Accruals and deferred income	2.566.131	1.987.230
	1.276.495.017	1.150.397.783

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm’s length transactions as of December 31, 2014 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2014, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.793.812.098 and can be analysed as follows:

	2014 USD
Loans and advances to credit institutions	1.777.275.323
Prepayments and accrued income	1.179.541
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	15.357.234
	1.793.812.098

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2014 USD	2013 USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	0	616.426
Audit of the Annual Accounts	197.999	221.295
Tax advisory fees	101.975	99.485
Other fees	32.654	31.675
	332.628	968.881

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

* This item is capitalised in “Tangible Assets” and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2014, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 860.565.286 (2013: USD 923.568.968).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2014 USD	2013 USD
Counter-guarantees issued	597.989	659.342

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2014 USD	2013 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.033.744	2.234.684

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2014 and 2013:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outrights).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2014 USD	2013 USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	222.886	0
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	75.048	0
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	216.776	44.196
Adjustment for interest previous years	109	206
Adjustment for commission previous years	68.759	63.368
Other	104.168	35.290
	687.746	143.060

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2014 USD	2013 USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	79.036	62.292
Commission previous years	2.732	14.367
Others operating losses	3.483	185.415
	85.251	262.074

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2014 Number	2013 Number
Senior management	18	13
Middle management	63	46
Employees	66	70
	147	129

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2014 USD	2013 USD
Senior management	3.957.339	3.497.500

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2014 and 2013, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2014 USD	2013 USD
Rent and related expenses	1.088.220	993.513
Telecommunication expenses	338.691	358.762
Professional fees	1.028.640	688.726
Data charges	1.364.404	1.150.094
Maintenance	951.111	951.587
Travelling, moving, business trips	219.810	238.482
Service fee	3.615.825	3.473.334
System cost	8.360.247	4.509.983
Service contracts	3.800.346	3.199.045
Other expenses	1.067.576	884.058
	21.834.870	16.447.584

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2014 USD	2013 USD
Corporate Income Tax	6.931.276	4.382.732
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	0	1.100.619
Municipal Business Tax	2.091.003	1.311.952
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	0	330.627
	9.022.279	7.125.930

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2014 USD	2013 USD
Net worth tax*	25.895	29.488
VAT	714.359	1.539.239
Other taxes	38.145	41.363
	778.399	1.610.090

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 25.895).

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2014, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“AGDL”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 1 1, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“the Guarantee”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2014 (and December 31, 2013), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	3 months	> 3 months 1 year	> 1 year 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	1.669.067.497	635.981.900	0	15.101	2.305.064.498
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	2.194.846.318	0	0	0	2.194.846.318

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	564	0	0	0	564
Balances with the BCL	301.441.748	0	0	0	301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814	422.000.000	0	0	2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123	0	0	0	1.123
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.416	3.416
Total	2.355.775.249	422.000.000	0	3.416	2.777.778.665
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	841.603.737	0	0	0	841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962	0	0	0	1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	659.342	0	0	0	659.342
Total	2.668.755.041	0	0	0	2.668.755.041

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	3 months	> 3 months 1 year	> 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	1.900.123.350	27.978.350	0	0	1.928.101.700	19.605.700
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	1.755.954.608	19.649.249	0	0	1.775.603.857	18.957.797

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	3 months	> 3 months 1 year	> 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	305.460.353	6.889.750	0	0	312.350.103	1.988.280
Total	2.683.207.060	6.889.750	0	0	2.690.096.810	38.194.386
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	395.764.821	0	0	0	395.764.821	693.763
Total	2.814.525.611	0	0	0	2.814.525.611	37.038.251

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2014
- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2014 Carrying amount in USD	2013 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	186.863.448	301.442.312
EU member countries	186.863.448	301.442.312
Loans and advances to credit institutions	2.117.559.309	2.476.331.814
EU member countries	173.637.181	343.710.530
North & Central America	771.353.251	1.171.519.975
Asia	1.168.315.602	955.164.323
Europe, non-EU member countries	2.670.673	4.698.921
Australia and New Zealand	1.582.602	1.238.065
Loans and advances to customers	626.640	1.123
EU member countries	181.251	0
Asia	0	0
North & Central America	445.389	1.123
Shares and other variable yield securities	15.101	3.416
North & Central America	12.101	0
EU member countries	3.000	3.416
Total	2.305.064.498	2.777.778.665

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	530.258.219	1.647.715
America	788.394.261	23.077.972
Asia	16.227.232	215.698
Swaps		
EU member countries	593.221.988	1.689.360
Total	1.928.101.700	26.630.745

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2014

- continued -

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	312.350.103	1.022.356
Total	2.690.096.810	56.293.639

４【利害関係人との取引制限】

投資運用会社または管理会社の取締役は、受益証券に持分を有していない。投資運用会社は、マン・グループにより間接的に保有されている。運用マネジャーもまた、直接または間接的に、その一部または全部を、マン・グループが保有している会社である場合がある。

投資家は、以下の利益相反の可能性に留意すべきである。

（受託会社兼保管会社としての）受託会社、（管理会社兼管理事務代行会社としての）管理会社、投資運用会社、マーケット・アドバイザー、ブローカー、取引アドバイザーおよびその他のサービス・プロバイダー、ならびにその役員、従業員および関連会社のうちのいずれかの者（以下「利害関係人」という。）は、時にファンドとの間に利益相反を招く可能性のあるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することができる。これらの中には、その他のファンドの運用もしくは管理またはそれらの受託会社もしくはサービス・プロバイダーとしての活動、証券の売買、投資運用および投資顧問の業務、ブローカー業務ならびにその他のファンド役員としての業務が含まれる。特に、管理会社、マーケティング・アドバイザーおよび投資運用会社が、ファンドまたはトレーディング・カンパニーがマネージド・アカウントを通じて投資するファンドと似た投資方針を有する可能性のある多くのファンドまたはマネージド・アカウントの運用、顧問またはその他の業務に携わることがあることを、認識すべきである。

利害関係人は、ファンドまたはトレーディング・カンパニーの資産の一部の投資に関して裁量権を行使することができる。いかなる利害関係人もファンドに対して提供する業務と類似の業務を第三者に対して提供することができ、かかる活動により得た利益を申告する義務を負わないものとする。トレーディング・カンパニーのブローカーにより請求される手数料の一部について、ブローカー、投資運用会社および／またはブローカーもしくは投資運用会社の本体もしくは関連会社に対して、ブローカーがリベートを支払うことがある。特に、ブローカーは、フューチャーズ・ポジションのイニシャル・マージンの資金手当てを含む短期資金手当ての目的で、随時トレーディング・カンパニーに対して融資を行うことがある。なお、ブローカーはマン・グループの完全保有会社である。

適用法令に常に従うことを条件に、管理会社または投資運用会社は、いずれかの利害関係人、投資信託またはかかる者により助言もしくは運用されるアカウントから、証券をファンドまたは（適切な場合）トレーディング・カンパニーの勘定で取得したり、これらの者に対して証券を処分することができる。ただし、かかる取引は、受益者の最善の利益に資すること、またアームズ・レングス・ベースで交渉された通常の商業上の条件に基づき遂行されることを要する。いずれかの利害関係人（受託会社を除く。）は、適切であると考える受益証券の保有およびその処理を行うことができる。利害関係人は、類似の投資対象をファンドが保有するか否かに関わらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有および処理することができる。

適用法令に常に従うことを条件に、いずれかの利害関係人は、ファンドによりもしくはファンドの勘定でその証券が保有されているいずれかの受益者または法人との間に、金融またはその他の取引の契約を締結したりこれを実行することができ、かかる契約または取引より利益を得ることができる。さらに、いずれかの利害関係人は、ファンドの利益になるか否かに関わらず、ファンドの勘定で、ファンドの投資対象の売却または購入に関連して取り決める手数料、リベートおよび利益を受領することができる。

利害関係人は、潜在的な利益相反が生じた場合、自己の他の依頼者に対する義務を考慮しつつ、ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社との間の契約に基づく義務、ならびに、ファンド、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社の利益を最優先に履行する義務について斟酌する。実際に利益相反が生じた場合、関連する利害関係人は、取引の頻度、取引を適時に遂行することの重要性および適用法令等の様々な点を考慮して、かかる利益相反について必ず公正な解決がなされるよう、努力するものとする。これらの義務を考慮して、ファンドおよびトレーディング・カンパニーは、通常の市場スタンダードおよび適用法に従って、管理会社、投資運用会社またはその関連会社から投資対象を購入しまたは売却することができる。特に、投資運用会社は、当該時点において、ファ

ンドおよびトレーディング・カンパニーの利害関係を斟酌して、合理的に取得可能な最良の条件によりファンドの投資目的および投資方針の中で投資運用会社により見極められる潜在的な投資についてファンドおよびトレーディング・カンパニーが参加する機会を持てるように適切に努めるものとする。

保証銀行および／またはその関連会社は、信用枠提供者として行為することができ、および／または、保証状を提供する地位に関連して利益相反を生じる可能性があるマン・グループまたはその関連会社に対するその他の業務の提供を行うことができる。

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の６か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、CSSFは、1993年４月５日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

（３）出資の状況

該当事項はない。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）

（「受託会社」兼「保管会社」）

① 資本金の額

平成26年11月末日現在、47,754,871米ドル（約59億円）

② 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「CIBCケイマン」という。）は、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2,730億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマース（「CIBC」）の間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

受託会社の側に故意の不履行、過失または詐欺がある場合を除き、受託会社は、ファンド、受益者またはその他の者に対して何らの責任をも負わない。

（２）エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ

（MUGC Lux Management S.A.）

（「副管理会社」）

① 資本金の額

平成27年５月末日現在、7,375,000ユーロ（約10億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年５月29日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝135.61円）による。

② 事業の内容

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、平成25年７月17日付で、オルタナティブ投資信託運用者に関する欧州議会および理事会の2011年６月８日付通達2011/61/EUを施行する、2013年７月12日法に基づくオルタナティブ投資信託運用者としての許可申請をルクセンブルグの金融監督委員会に行った。

（３）マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド
(Man Valuation Services Limited)
（「データ・コンパイレーション事務代行会社」）

① 資本金の額

平成26年12月末日現在、発行済資本２米ドル（約247円）および純資産約3,816万5,000米ドル（未監査）（約47億円）

② 事業の内容

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドは、英国およびウェールズ州において適用ある法律に基づき有限責任会社（2772379番）として設立され、登記上の所在地をロンドンEC4R 3AD､スワン・レーン２、リバーバンク･ハウスに置いている。マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドは、商品に関するデータ・コンパイレーション事務、管理報酬および成功報酬の計算、ファンド会計書類の作成、商品に関する買掛金機能、現金需要ならびに銀行および貸付残高調整について特に責任を負う。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

① 資本金の額

平成27年５月末日現在、405億円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を行っている。

２【関係業務の概要】

（１）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

（２）エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行う。

（３）マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド

データ・コンパイレーション事務代行契約に基づき、外部評価事務代行会社としての管理会社に評価事務に関する支援を提供する。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

３【資本関係】

保証銀行は、平成27年５月末日現在、管理会社の株式の28.53%を保有している。その他、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。また、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1　ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。

1.2　ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

1.3　2015年３月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,755であった。

1.4　ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

2.1　1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

2.2　投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3　ミューチュアル・ファンド法第４（４）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1　免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方

法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2　管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3　登録投資信託（第４条３項投資信託）

（ａ）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ｉ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ｂ）上記の（ｉ）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

４．投資信託の継続的要件

4.1　いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2　すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から６か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（ａ）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（ｂ）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

（ｃ）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｄ）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3　すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4　2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後６か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

５．投資信託管理者

5.1　免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2　いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも２名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要

件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に２名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3　投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4　制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第４（３）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第４（４）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5　投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から６か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（ａ）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（ｂ）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（ｃ）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｄ）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6　CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7　投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8　非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

６．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1　免除会社

（ａ）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

（ｂ）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

（ｃ）存続期限のある／存続期間限定会社　－　存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

（ｄ）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（ｉ）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

（ii）取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

（iii）会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

（iv）株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

（ｖ）会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

（vi）会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

（ｅ）会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

（ｆ）会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

（ｇ）額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

（ｈ）いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

（ｉ）株式の買戻しも認められる。

（ｊ）収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。

（ｋ）会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

（ｌ）免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。

（m）会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

（ｎ）免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2　免除ユニット・トラスト

（ａ）ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

（ｂ）ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

（ｃ）ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

（ｄ）ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

（ｅ）受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

（ｆ）大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

（ｇ）免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

（ｈ）ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

（ｉ）免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3　免除リミテッド・パートナーシップ

（ａ）免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

（ｂ）リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

（ｃ）免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

（ｄ）ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

（ｅ）ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

（ｆ）免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

（ｉ）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

（ii）商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

（iii）リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

（iv）リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

（ｖ）リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

（vi）有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

（ｇ）リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

（ｈ）リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

（ｉ）免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

（ｊ）免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

（ｋ）免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

７．ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1　CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2　規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記１項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3　ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4　何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5　第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6　投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するた

めに適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7　CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

（ａ）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

（ｂ）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

（ｃ）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

（ｄ）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

（ｅ）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8　第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

（ａ）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること

（ｂ）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること

（ｃ）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

（ｄ）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9　第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

（ａ）第４（１）（ｂ）条（管理投資信託）または第４（３）条（第４（３）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

（ｂ）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

（ｃ）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

（ｄ）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

（ｅ）投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10　CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11　CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12　第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13　第7.9（ｅ）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14　第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15　第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（ａ）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

（ｂ）選任後３か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

（ｃ）第7.15（ｂ）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16　第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17　投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（ａ）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

（ｂ）投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（４）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

（ｃ）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

（ｄ）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

（ｅ）また、CIMAは、第7.9（ｄ）項または第7.9（ｅ）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18　CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19　規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（ａ）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20　グランドコートが第7.17（ｃ）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21　CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第４（１）（ｂ）条（管理投資信託）または第４（３）条（第４（３）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

８．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1　CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2　免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3　ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4　何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5　第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6　CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

（ａ）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

（ｂ）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

8.7　CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8　CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

（ａ）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

（ｂ）免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

（ｃ）免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合

（ｄ）免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

（ｅ）免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合

（ｆ）上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9　CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

（ａ）免許投資信託管理者の以下の不履行

（ⅰ）CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

（ⅱ）CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

（ⅲ）投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

（ⅳ）規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

（ⅴ）CIMAの命令に従い、名称を変更すること

（ⅵ）会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

（ⅶ）少なくとも２人の取締役をおくこと

（ⅷ）CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

（ｂ）CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

（ｃ）CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

（ｄ）CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10　第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

（ａ）投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

（ｂ）その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと

（ｃ）管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

（ｄ）管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

（ｅ）投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11　CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12　第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13　第8.10（ｅ）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14　第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15　第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（ａ）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

（ｂ）選任後３か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

（ｃ）第8.15（ｂ）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16　第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により選任された者が、

（ａ）第8.15項の義務に従わない場合、または

（ｂ）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17　免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（ａ）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

（ｂ）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（４）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

（ｃ）CIMAは、第8.10（ｄ）項または第8.10（ｅ）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18　CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19　CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

（ａ）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（ｂ）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20　免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21　投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

９．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1　下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

（ａ）規制投資信託

（ｂ）免許投資信託管理者

（ｃ）規制投資信託であった人物、または

（ｄ）免許投資信託管理者であった人物

9.2　解散のための申請に関する書類および9.1（ａ）項から9.1（ｄ）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3　CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

（ａ）9.1（ａ）項から9.1（ｄ）項に規定された人物の債権者会議に出席すること

（ｂ）仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること

（ｃ）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4　執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。

（ａ）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

（ｂ）それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること

（ｃ）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること

（ｄ）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5　CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6　何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1　ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

（ａ）ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

（ｂ）投資信託に関する事柄

（ｃ）投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

（ａ）CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

（ｂ）例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

（ｃ）開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

（ｄ）ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

（ｅ）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1　過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2　欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3　契約法（1996年改訂）

（ａ）契約法の第14（１）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（２）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

（ｂ）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4　欺罔に対する訴訟提起

（ａ）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ｉ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

（ｂ）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

（ｃ）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

（ｄ）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

（ｅ）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5　契約上の債務

（ａ）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

（ｂ）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6　隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1　刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに７年間の拘禁刑に処せられる。

12.2　刑法（2013年改訂）第247条、第248条

（ａ）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、５年間の拘禁刑に処せられる。

（ｂ）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

（ｃ）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3　秘密関係（保護）法（2009年改訂）第５（３）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに４年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13．清　算

13.1　会　社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（ｂ）項および第8.17（ｂ）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2　ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（ｃ）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3　リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（ｄ）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4　税　金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（ｌ）項、第6.2（ｇ）項および第6.3（ｉ）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1　一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第４条（１）（ａ）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2　CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3　本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4　一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5　一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから６か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6　また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の６か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7　管理事務代行会社

（ａ）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ｉ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

（ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

（iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

（iv）本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

（ｖ）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

（vi）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

（vii）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

（viii）一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

（ｂ）本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

（ｃ）管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

（ｄ）管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8　保管会社

（ａ）一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

（ｂ）本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

（ｃ）保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

（ｄ）保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9　投資顧問会社

（ａ）一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。

（ｂ）投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

（ｃ）本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ｉ）一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

（ii）一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること

（iii）一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

（iv）一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること

（ｖ）保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

（ｄ）本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

（ｅ）投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（４）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

（ｉ）結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

（ii）結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

（A）特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

（B）１　当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

２　投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

（iii）株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（iv）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

（v）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

（vi）本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

（ｆ）一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（５）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

（ｉ）株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（ii）当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

（iii）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

（ｇ）上記にかかわらず、本規則第21条（６）項は、本規則第21条（４）項または第21条（５）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラス

ト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

（ｉ）投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

（ii）マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

（iii）一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

（ｈ）投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10　財務報告

（ａ）本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから６か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

（ｂ）投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

（ｃ）本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11　監　査

（ａ）一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は１か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

（ｂ）一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

（ｃ）監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

（ｄ）監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12　目論見書

（ａ）本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第４条（１）および第４条（６）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

（ｂ）ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

（ｉ）一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

（ii）一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

（iii）設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

（iv）一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

（ｖ）監査人の氏名および住所

（vi）下記の（ｘｘii）、（ｘｘiii）および（ｘｘiv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

（vii）投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

（viii）証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）

（ix）該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

（ｘ）証券の発行および売却に関する手続および条件

（ｘｉ）証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

（ｘii）一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

（ｘiii）一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

（ｘiv）一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

（ｘｖ）一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

（ｘvi）一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

（ｘvii）一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

（ｘviii）一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述

（ｘix）投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

（ｘｘ）一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則

（ｘｘｉ）以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

（ｘｘii）管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

（ｘｘiii）保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

（A）保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

（B）保管会社および副保管会社の主たる事業活動

（ｘｘiv）投資顧問会社（下記事項を含む）

（A）投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

（B）投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

（C）ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

ファンドについては下記の書類が関東財務局長に提出されている。

平成26年７月25日　臨時報告書

平成26年７月31日　有価証券報告書（第７期）

平成26年10月31日　半期報告書（第８期中）

第５【その他】

該当事項なし。

【別紙】

定　　義

「追加額」	償還日に償還予定の発行済ゼロ・クーポン債につき、保証枠提供契約の条項に基づき、投資運用会社、管理会社、ゼロ・クーポン債発行会社、受託会社および登録事務代行会社に宛てた書面において保証銀行により証明される直近時点における米ドル建ての金額（もしあれば）であり、ゼロ・クーポン債発行会社が、保証銀行の同意を得てプロフィット・ロックイン構造に基づき追加の適格担保を取得し、当該適格担保を保証枠提供契約の条項に従って保証銀行のために提供したことにより、保証銀行が基本保証額を超えて保証する額（ただし、保証状の制限に従う。）をいう。
「政府当局」	すべての領土、国もしくは政府または政府関係、準政府関係もしくは司法関係機関もしくは司法当局をいう。
「代行協会員」	〒100－0005 日本国東京都千代田区丸の内二丁目５番２号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「マネー・ロンダリング防止関係書類」	申込者が受益証券の申込みに際して提出する申込書の、マネー・ロンダリング規制の項において要求される書類をいう。
「申込者」	申込みを行う受益証券に適用される発行価格の総額に相当する米ドル建ての決済可能な資金を申込口座に振り込む（または振り込ませる）とともに、適式に作成されかつ署名された受益証券の申込書を提出する申込名義人をいう。
「申込書」	受益証券の申込みを行う者が作成しかつ署名する、管理会社から入手できる受益証券の申込書をいう。
「監査人」	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、私書箱510所在のアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドをいう。
「保証銀行」	〒100－8388 日本国東京都千代田区丸の内二丁目７番１号所在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をいう。
「基本保証額」	償還日に償還予定の発行済各ゼロ・クーポン債額面金額の100%に相当する米ドル建ての金額をいう。
「先物委託売買会社」	いずれかのトレーディング・カンパニーによりその時々に清算ブローカーとして任命された当事者をいう。
「営業日」	ケイマン諸島、ダブリン、ジャージー、ロンドン、ルクセンブルグ大公国、ニューヨークおよび東京において、銀行および外国為替市場が営業する日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいう。
「法改正」	信用枠提供契約の日付以降の以下の場合をいう。（ｉ）法律、規制または中央銀行、税務、会計、地方、国際、国内、金融またはその他合法的な当局または政府当局の指令、規則、要求、通知、ガイドライン、方針表明、実施規定または公式提案の導入または改正（法律効力の有無を問わないが、関連法域における銀行またはその他の金融機関はこれらを遵守する慣習である。）、（ii）法律、規制または裁判所、仲裁機関、税務局、国際、国内、会計またはその他合法的な当局または政府当局の指令、規則、要求、通知、ガイドライン、方針表明、実施規定または公式提案の解釈の変更または新しいもしくは追加の解釈の導入、または（iii）中央銀行、税務、会計、地方、国際、国内、金融またはその他合法的な当局または政府当局が発する新しいかまたは異なる要求または指示（いずれの場合も法律効力の有無を問わないが、関連法域における銀行またはその他の金融機関はこれらを遵守する慣習である。）。
「信用枠」	コミットの有無を問わず、信用供与、またはデリバティブ商品、レバレッジ商品への投資を含むがこれらに限られない他の形態のレバレッジをいう。
「信用提供者」	特に本書において詳述される投資レバレッジを目的として、マン・グループ内の企業または保証銀行を含む、トレーディング・カンパニーとの間で随時信用枠を決定する法的主体をいう。
「保管会社」	ファンド資産の保管者として行為するCIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（または保管会社により任命されることがあるその他の企業）をいう。
「データ・コンパイレーション事務代行会社」	マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービシズ・リミテッドをいう。
「取引日」	各暦月の第１営業日または受託会社が随時決定するその他の日をいい、第１取引日は平成19年８月の第１営業日とする。
「日本における販売会社」	〒100－0005 日本国東京都千代田区丸の内二丁目５番２号所在の三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「早期償還日」	本書の条項に従い、償還日に先立つ日のうち、信託証書の条項に従い受託会社が宣言する日で、すべての発行済受益証券の償還がファンドにより行われる日をいう。

「適格担保」	ゼロ・クーポン債に関し、アメリカ合衆国財務省の発行する米ドル建てゼロ・クーポン債、保証銀行が事前に書面をもって同意する同種の米ドル建て証券もしくは証書（現金預金、保証銀行における預金および保証銀行の発行する非劣後債を含むが、これらに限られない。）で償還日以前に償還予定のもの、または保証銀行とゼロ・クーポン債発行会社との間で事前に書面をもって同意されるその他の資産をいう。
「報酬契約」	受託会社とトレーディング・カンパニーとの間で、英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載のある報酬契約をいう。
「保証」または「保証状」	保証枠設定契約の条項に基づき、保証銀行がゼロ・クーポン債に関して作成する保証状をいう。
「保証請求代理人」	保証請求証書における義務に基づいて保証請求代理人として行為するメイプルズ・エフエス・リミテッドまたは保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）をもって適式に保証請求代理人に任命されるその他の者をいう。
「保証請求証書」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、保証銀行および保証請求代理人の間で締結される保証請求証書をいう。
「保証枠設定契約」	ゼロ・クーポン債に関して、ゼロ・クーポン債発行会社、トレーディング・カンパニーおよび保証銀行との間で締結される保証枠設定契約をいう。
「保証上限額」	保証状第2.1条における、その時々の保証銀行の保証上限額をいう。
「保証額」	償還日に償還予定の発行済ゼロ・クーポン債に関し、（ｉ）基本保証額と（ii）追加額の合計に相当する米ドル建ての金額をいう。
「英文目論見書」	受益証券の募集に関する平成19年４月２日付の英文目論見書（その付属書類を含む。）をいう。
「取次ブローカー」	スイスで設立された有限責任会社であるマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「取次ブローカー契約」	先物委託売買会社、取次ブローカーおよびトレーディング・カンパニーの間で英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載される取次ブローカー契約をいう。
「投資運用契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社およびマーケティング・アドバイザーの間で英文目論見書と同日または近接する日に締結され、本書に記載される投資運用契約（随時改訂または更改済）をいう。

「投資運用会社」	ガーンジーにおいて有限責任会社として設立され、ガーンジーにおいて規制業務の遂行についてガーンジー金融庁（Guernsey Financial Services Commission）の規制を受けているFRMインベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
「投資戦略」	単独または他の投資戦略と組み合わされて、投資手法またはスタイル・ポートフォリオを構成するトレーディング・カンパニーの資産が充当されるトレーディング・アドバイザーが採用するすべての投資戦略をいう。
「発行日」	受益証券が発行される日をいう。
「発行価格」	管理会社が各受益証券の発行価格として提示する１米ドルをいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島の改訂されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）をいう。
「レバレッジ」	信用枠に基づき随時認められる、発生済みだが未払いの利息、費用、経費を含む（しかしレバレッジ媒体への投資を含まない）借入金およびデリバティブ商品の額をいう。
「LIBOR」	公認の情報提供者によって随時公表される、主要銀行がロンドン銀行間取引市場において米ドル貨で行う借入れに課される年間利率をいう。
「マン」	以下の者をはじめとするマン・グループの資産運用部門をいう。マン・インベストメンツ・エイ・ジー、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッド、マン・バリュエーション・サービシズ・リミテッド、マン・インベストメンツ・リミテッド。
「マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３」	ファンド、またはファンドが表明する本書に詳述される投資商品をいう。
「マン・グループ」	文脈に応じ、マン・グループ・ピーエルシーおよび当該時点におけるその子会社の一部または全部をいう。
「管理会社」	ファンドの管理会社として行為するルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグＬ－1150、アーロン通り287－289番所在のミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継者または信託証書により認可された地位譲受人をいう。
「マーケティング・アドバイザー」	投資運用契約に従い、マーケティング・アドバイザーとして行為するマン・インベストメンツ・エイ・ジーをいう。
「重要契約」	本書に記載され、随時締結される各契約をいう。

「償還日」	平成31年５月31日または当該日が営業日でない場合にはこれに次ぐ営業日をいう。
「最低保有口数」	合計10,000口の受益証券をいう。
「最低買戻口数」	10,000口である、単一の買戻請求に従って受益者が買戻しを要求しうる受益証券の最低口数をいう。
「純資産総額」	外部評価事務代行会社が、各評価日において、受益証券口座の金額として計算する金額をいう。
「一口当たり純資産価格」	外部評価事務代行会社によって各評価日に計算される、受益証券口座の純資産総額を、評価日における発行済受益証券の口数で除した金額をいう。
「非適格者」	（ｉ）受益証券の取得および／もしくは保有が、いずれかの国もしくは政府当局の法律もしくは規則に違反することとなる者、（ii）かかる者により、ファンドが本来的には負担する必要のない納税義務その他の金銭的、規制上、商業上の不利益を被る状況（当該者に直接・間接に影響する状況か、単独もしくは他の者との関係で適用される状況であるかを問わず、また受託会社もしくは管理会社に関連性を有する状況を含む。）に置かれる可能性があると受託会社もしくは管理会社が判断する者、（iii）21歳未満の者、（iv）米国人、または（ｖ）ケイマン諸島に居住もしくは在住する者（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは通常非居住会社を除く。）をいう。
「ゼロ・クーポン債発行会社」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド（ZC）３リミテッドをいう。
「募集期間」	平成19年５月21日に開始し、平成19年６月27日に終了する、受益証券の販売期間（保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）を得て、受託会社と協議の上管理会社の裁量により延長される場合を除く。）をいう。
「パフォーマンス・ローン債勘定」	（ｉ）会計上、パフォーマンス・ローン債の発行手取金およびこれらの投資により生じた資産が貸方記入され、（ii）会計上、上記（ｉ）における資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（iii）会計上、トレーディング・カンパニーに関連するすべての費用および負債ならびにパフォーマンス・ローン債の償還金の原資となるところの、トレーディング・カンパニーの内部勘定をいう。

「パフォーマンス・ローン債」	トレーディング・カンパニーが、当該債券を表章する証書の要項に従い１米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能なパフォーマンス・ローン債をいう。各債券には、パフォーマンス・ローン債勘定に対し、金額に応じた持分権が付与されている。
「プロフィット・ロックイン構造」	本書中「プロフィット・ロックイン」の項において詳述される構造をいう。
「登録事務代行会社」	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグＬ－1150、アーロン通り287－289番所在のミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、または保証銀行の事前の書面による承諾（かかる承諾は合理的な理由なく留保、遅滞または条件付で行われてはならない。）によりファンドの登録事務代行会社として任命されたその他の者をいう。
「登録・名義書換事務代行契約」	登録事務代行会社、ファンドのために行為する受託会社および保証請求代理人の間で、英文目論見書の日付と同日または近接する日に締結される、本書記載の登録・名義書換事務代行契約をいう。
「ケイマン規則」	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改訂）により改訂済）をいう。
「担保および質権設定契約」	保証枠設定契約の下でのゼロ・クーポン債発行会社の債務に関し、ゼロ・クーポン債発行会社と保証銀行との間で締結される担保および質権設定契約をいう。
「担保保管会社」	ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア・エス・エー、または担保資産に関して、保証銀行およびゼロ・クーポン債発行会社により随時担保保管会社として任命されるその他の者をいう。
「担保資産」	担保および質権設定契約の条項に従い保証銀行および／もしくは担保保管会社が、または保証銀行とゼロ・クーポン債発行会社の合意する条件に従い第三者が、それぞれ保有するすべての適格担保をいう。
「副管理会社」	エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイをいう。
「副登録事務代行会社」	副登録事務代行契約における義務に基づき、トレーディング・カンパニーおよびゼロ・クーポン債発行会社に対する登録事務代行会社として行為する、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1102、クリケット・スクエア、バウンダリー・ホール、私書箱1093所在のメイプルズ・エフエス・リミテッド、または登録事務代行会社として適式に任命されるその他の者をいう。
「副登録事務代行契約」	副登録事務代行会社およびトレーディング・カンパニー間、および副登録事務代行会社およびゼロ・クーポン債発行会社間の契約をいう。

「申込口座」	受託会社がファンドのために、受益証券に関し申込口座保有者において開設する口座をいう。
「申込口座保有者」	ファンドに関してチャネル諸島、JE4 8PJ、ジャージー、セント・エリエ、バス・ストリート71番、ロイヤル・バンク・ハウス所在のロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・インターナショナル・リミテッドをいう。
「税金」	あらゆる法域の政府当局が課す現在または将来の税金、課税、輸入税、関税、控除、源泉徴収またはその他類似の賦課金（これらの支払の不履行または遅延に関連して支払義務のある違約金を含むがこれらに限られない。保証銀行の純収益または利益にかかる税金を除く。）をいう。
「トレーディング・アドバイザー」	投資戦略を実施するために投資運用会社により直接的または間接的に選任されるトレーディング・アドバイザー（自らが展開する投資戦略のトレーディング・アドバイザーとして行為する投資運用会社自身を含むことがある。）をいう。
「トレーディング・アドバイザー契約」	トレーディング・カンパニー、投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーの間で締結されるトレーディング・アドバイザー契約（随時改訂または更改済）をいう。
「トレーディング・キャピタル」	トレーディング・カンパニーの資産（株式資本を除く。）から負債を控除したものをいう。
「トレーディング・カンパニー」	ケイマン諸島において免除有限責任会社として設立されたマン・グローバル・マルチ・ストラテジー・プリンシパル・プロテクテッド・トレーディング３リミテッドをいう。
「ファンド」	信託証書に従い、ケイマン諸島の法律に基づきユニット・トラストとして設定されたマン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド ３をいう。
「信託証書」	ファンドの（随時改正済みでかつ本書に記載される）信託証書をいう。
「受託会社」	ファンドの受託会社として行為するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継者または信託証書の規定に従い認定される地位譲受人をいう。
「受益証券口座」	（ｉ）会計上、受益証券の発行手取金が、ファンドの他の資産から独立して貸方記入され、（ii）会計上、受益証券口座に帰属する資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが発生し、ならびに（iii）会計上、受益証券に関連するすべての費用および負債ならびに受益証券の償還金の原資となるところの、ファンドの内部勘定をいう。

「米国」または「アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国ならびにその領土および属領（すべての州およびコロンビア特別区を含む。）をいう。
「米国人」	1933年証券法のレギュレーションＳ、1940年投資会社法または米国歳入法（各々随時改正されるものを含む。）において定義される米国人をいい、特に（ｉ）米国に居住するかもしくは米国市民である自然人、（ii）米国法に基づき組織もしくは設立された法的主体、（iii）米国外で組織もしくは設立され、その実質的所有者に米国人を含む法的主体、（iv）遺産管理人もしくは管財人が米国人である財団、（ｖ）受託者が米国人である信託、または（vi）米国に所在する米国外の機関の代理機関もしくは支店をいう。本書において、米国で組織または設立されたディーラーその他の専門受託者により非米国人の利益のためにまたは非米国人の勘定で保有される一切の勘定（一任であるか否かを問わない。）（財団または信託を除く。）は、米国人に含まれないものとする。「米国人」の定義には、1974年米国従業員退職所得保証法（改正を含む。）の適用を受ける法的主体、または米国の非課税投資者に大部分を所有されているその他の非課税投資者もしくは法的主体を含む。
「受益者」	登録事務代行会社（または任命を受けた者）によって維持されるファンドの受益者名簿に受益証券の保有者として記載される者をいい、日本における販売会社が日本におけるファンドの受益者として記載される。
「受益証券」	本書に従って一口当たり１米ドルで募集される、償還可能な受益証券をいう。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいう。
「評価日」	各暦月の最終日または毎暦月に少なくとも一回は評価日が設けられることを条件に受託会社が随時決定するその他の日をいう。
「外部評価事務代行会社」	ファンドの外部評価事務代行会社として行為するルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL－1150、アーロン通り287－289番所在のミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「ゼロ・クーポン債」	ゼロ・クーポン債発行会社が、当該債券を表章する証書の要項に従い１米ドルにて発行し、ファンドのために受託会社が引き受ける、償還可能な保証付ゼロ・クーポン債をいう。
「ゼロ・クーポン債額面金額」	発行された各ゼロ・クーポン債の１米ドルの額面金額をいう。

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

受託会社御中
マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３

我々は、マン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３（以下「ファンド」という。）の2015年１月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した年度の純資産の変動計算書、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される本財務書類について監査を実施した。

本報告書は、我々との間で締結された契約条項に準拠して、受託会社のためのみに作成している。我々の監査業務は、受託会社に対して、監査人の監査報告書に伝達義務のある事柄を記載することを目的としてのみ行われた。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書もしくは我々の意見について、ファンドおよび受託会社以外のものに対して責任を負わない。

本財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して本財務書類を作成し適正に表示することならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務諸類の作成を可能にするために必要と経営陣が判断する内部統制に対して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないか否かについて合理的な保証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、ファンドの経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、国際財務報告基準に準拠して、2015年１月31日現在のマン・グローバル・マルチ・ストラテジー償還時元本確保型ファンド３の財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

〔署　　名〕
アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年７月15日

Independent Auditors' Report

The Trustee
Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3

We have audited the financial statements of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3 (the "Trust") which comprise the statement of financial position as at 31 January 2015, and the statement of changes in net assets, statement of comprehensive income, and statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Trustee as a body, in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trustee as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Man Global Multi-Strategy Principal Protected Fund 3 as at 31 January 2015, and its financial performance and cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

Ernst & Young Ltd.

15 July 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

次へ

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの2014年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2015年３月13日

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2014 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 13, 2015

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。